

「加茂神社にある長年奉納の願文につきて」

名。和。氏。紀。事。に「往し安政五年氏殿權現の碑を其の祠畔に建し時史臣正牆薫此地に來り其の事を董せる次に元弘の遺事を搜索す然るに此社に舊く傳ふる一の秘匱あり古來これを開く事無く因て社司も雖も其の何物たる事を知らず薫社司山本氏に固く請ひて開きて拜するに長年奉納の兩刀及び願文を覬む其の文に曰く産神大□前皇帝萬々歳奉納一腰可抽丹誠祈念如件源朝臣花押元弘閏□月廿□日□あり□の字蠹損して讀む可からずまづ某月の□は蠹損の上に一畫を存し且閏字より續きたれば二月なる事は論なし卅某日の□は七或は九の如くに見ゆ廿七日にしては御着船の前日なり然ては主上いまた長年を御頼みもなくかつ龍顔をも拜せさるうち皇帝萬々歳なごの願文を認めらるゝ事時勢に於ていかゝあらむ飯田年平か謂へるか如し廿九日とする時は當日の成敗既にかくの如くなればなほ恢復全くして鴻基萬々歳ならむ事を祈られたるべし花押に高字見ゆればいまだ長年と更められさる時の事なり」云ひ此の願文後木に彫り刷物として世に傳はれり正牆薫之れに奥書して曰く是名和公之眞蹟伯耆國汗入郡加茂邑加茂社所藏也加茂社名和氏累世之所尊崇當其迎 龍駕奉劍二口以爲 帝祈萬歲矣此蹟久藏於神筥不敢開之臣薰曾就社司山本飛彈者謀開之有故不果後飛彈臨寫一通以寄贈焉因獻之於官官爲命劊劊成納之於尙德館庫中嗚乎公舉義兵其精忠義烈固無論而倉卒之際從容從事可以相見其風采也而其文

其字凜然帶風霜之氣千載之下使讀者感憤與起不亦盛乎臣薰奉命謹記之並刻之於其尾云萬延紀元冬十月日因幡儒員臣正牆薫謹書」云あり然れども此の願文に就ては疑なき能はず名和氏紀事にも云へる如く秘匱開く事なく社司も雖も其の何物たる事を知らず」云正牆氏の記する所に同じ然るに同社々掌山本氏に古文書あり

(上略)干時元弘年中爲 後醍醐天皇長年公船上籠行之折り爲祈願之奉納被爲有大小並御書此宮柱奉尊之公々

寶永三年十一月三日 正神主職 山本左京藤原清久

八月二十一日鳥取御家中之人社參有テ御神體並御奉物拜見之由有予斷達スルニ押而直拜有之即座御崇リ尊敬之箱ニ入奉納者也

ミ前の名和氏紀事及び正牆氏の文ミに對照せば神職の何物たる事を知らざる筈なし又右の文書の添書にもある如く此頃より筐底深く藏められたるにもせよ事實如何にも疑はしきものあり。

今世に傳ふ所の長年公の古文書ミしては出雲國鱒淵寺に藏するものミ京都府鞍馬寺に藏するものミの三あるのみ播磨國近江寺にありしミ云へき今は其の實物なし亦玉而して今加茂神社にあるものミ比較するに筆勢いたく相違せるが上に花押も全く異なれりこれ此の書を疑ふ所以なり某學者は紙質につきて元弘以後のものにして而も惡戯書に過ぎずミ

酷許を下したるものあり。

第十一章 近國の平定

名和氏一族の來集

三月朔日より二日にかけて長年が一族船上山へ馳參る者共には、長年が弟小三郎長義號後從但馬三谷六郎行氏號後正五位村上八郎高重村上十郎行泰後隱岐權守建武二從弟葦高江小次郎長貞賀後加上神三郎直行後筑同四郎助貞建武三年四月八日於西京二同五郎左衛門惟村後鏡さな同九郎行實備中權守後改行貞正平七年同十郎行義後肥後他家には土屋孫二郎宗重子息彦三郎同彦五郎また長年の執事内河兵衛三郎眞信同新三郎眞員同四郎太郎泰近等も馳參しければ長年引具して御所へ參り名乗申すかくて朔日二日の間清高近國の兵を集めて數度責寄せせられども御方の勢次第に加はりて事もせず防ぎ戰ふ清高遂に小波城に引退き早馬を立てて六波羅へ注進す。

○本文又伯耆之卷に従ふ而して伯耆之卷には三月朔日二日に船上着到のもの、中に竹萬七郎氏高を加へたれども前に掲げたれば茲には省けり

(伯耆之卷)

爰に不思議共の多かりける中に狐二三千松明をこもしつれ夜々に十方より船上山へ參けり、山中には不知是けれ共敵方の目には近國の武士共か主上の御方に參るこそ見へし。

長年に伯耆
を賜ふ

三日曲水の御祝有り、長年に本國を賜はり伯耆守に任せらる。

○名和氏紀事に曰く日本外史に此時の序に子弟拜官有差、あれは長年の外當日の拜官諸書に考ふる所無し、但長年の弟源盛を伯耆卷に初にはたゞ信濃房に云ひ後六波羅討手の條以下には信濃法眼といへり、これ行在にて拜官せるもの、如し是を以て案するに伯耆卷に注せる長年の子弟一族の官爵は或は此時に賜はりしもの歟。

此の日未の刻午後二時主上長年を召させられ國々の軍勢何程参りたるぞと問はせ給ふ。長年畏て一族日野三郎義行奉行して注する所伯耆出雲、因幡、美作、隱岐の兵二千餘騎を奏しければ、さらば此勢を以て清高が小浪城を攻むへきよし勅諭あり、長年畏て六郎行氏、小太郎信貞を大將として向はせたりけるか、夕暮許に清高が城に押寄せて散々に攻戦ひければ、も究竟の者共七百餘人楯籠て必死に爲て戦ひ、かば御方も三十餘人討れ手負六百餘人に及び、城の内にも四十餘人討たれ手負は其數を知らず、豫て城を責落さは火を懸べき由勅諭ありければ、御所には如何あらん、と案じさせ給ひ度々火の手をぞ見させ給へぎも更に見えざりけり、行氏信貞は在家を毀ち大松明を結び四方八方より抛入々々透間もなく攻めける程に漸く夜半許に城をば責落しけり。

○清高越前國敦賀へ到りそれより六波羅没落の時近江國番馬の辻堂にて自害せることは前に太平記理盡抄を抄出せり。参考太平記に金勝院本云清高赤、咎津より小舟に取乘て本國

小浪城

中山城

へ歸けるを國人心變して津々浦々を固て相待ける間風に隨て敦賀へ漂ひける云々あり、又當國の守護代糟屋が中山の城をも追落し焼討にしたりければ

(参考太平記)

金勝院本云大手の寄手命を殞す者其數をしらず、殘る所の勢共當國の守護糟屋、谷彌二郎入道元覺が中山城に楯籠たりしを行氏信貞以下究竟の兵を率し間をも透さず只攻に攻ければ云々

(舟上記)

長年は當國の守護代糟屋が館え押寄責落て三十騎計打取

○櫻雲記又舟上記を採れり

(伯耆民諺記)

赤坂掃部のこきを書ける次に

當郷に糟谷彌治郎重行入道元覺、同彌太郎忠長と云士居住し明德二年近江の番場におゐて戦ふと云ひ傳ふ居城の邑里未分明

○今此の糟屋が城を考ふるに安田村大字筵津の西北に横城、城まで横氏代々の居城なりしと云傳へたる城址あり、糟屋が城としては稍小なるも或は此處にはあらずや、此の南に六つ塚とて六つの塚あり、退休寺の縁起には筵津豊後守が玄翁の命によりて假りに作りし塚なり

云へり民。諺記には永正の頃藤井何某の家人岡邊七郎常城に攻寄今言ふ劔野に於て大に戦ひ討死す其亡靈残りて往來の人を惱す事暫く累年に及ふ云へり此野に七つの塚あり是を首塚も七つ塚も云ふ一つは岡邊七郎か首塚残り六つは從卒の塚云傳ふ云へり此の六塚の來歴は何れを信すべきかは知るべからざるも舟上記の三十騎計打取云へるものに關係あらずや民諺記劔野の所に又此所に鐘掛の松さて古木の松あり奈和伯耆守長俊軍鐘を掛たる松云へり其の傳への信偽も明らかならざるも此の槇の城こそ元は糟屋が城なりしを後に槇氏の居城となりしものかとも思はる此の槇の城云ふも今筧津村に屬し古は野津庄の内にありて中山にはあらざるも地勢俗稱中山谷の流も稱すべき地なればかく中山城は記せしものかりし言ふ何れも定め難し

〔糟屋がこま〕

群書類從本。近江國番場宿蓮華寺過去帳に元弘三年五月九日馬場宿米山麓一向堂の合戦に討死自害の人々を記せる中に糟屋彌次郎入道明翁六十四歳同彌三郎入道道教六十二歳同彦三郎入道倫芳同次郎入道靜誓五十一歳同六郎道次同五郎易隆同次郎重俊同三郎能隆同又次郎重安同新左衛門經春同左衛門次郎伴興同七郎三郎伴範同藤三郎家泰見えたりこの入道明翁即ち元覺なるべし民諺記に明徳二年近江の番場云々せせるは誤りなり又同書に佐々木隱岐前司清高三十九歳子息次郎右衛門尉泰高十八歳同三郎兵衛尉高秀同

小鴨城

永壽九十四歳あり

御所には兩處に火の上るを見て大に勇み立ちて悦びけり長年また糟屋彌太郎忠長小鴨入道をも討取れ下知しければ官軍頓て小鴨城に馳向ひて責めけるに入道は降参し忠長は遂に敗走す。

○忠長の居城明かならず名和氏紀事にも糟屋彌太郎忠長は入道元寛元覺もなすか同姓にて居處異なりし趣なれ今詳ならず云へり舟上記には小鴨に忠長か有しを押寄て打取ける事ありて忠長亦小鴨に居りしが如く見ゆれ伯耆之卷には小鴨並忠長か館を攻落せ宣ひ遣しければ頓而小鴨に向ひ攻落し並忠長が城をも攻落す事ありて居所の異なりし様にも見ゆ。

小鴨入道名和氏紀事に小鴨治部少輔元之に作るも民諺記民談記に従ひ小鴨入道させり。小鴨城は又岩倉山城も云ひ東伯郡小鴨村の岩倉にあり小鴨氏累代の居城なり此の附近に市場の城田某の居城北城支城岩倉あり忠長の居城支城關係なきにや。

此の後國中悉く靡きてさわるものなく近國の兵残らず船上へぞ参りけるに出雲の守護塩治高貞のみ一族と共に安來に控へて参らざりければ御所には基長助高を大將として高貞を討つべき準備せられけるに高貞此の由を聞き富士名義綱を相具して一千餘騎にて御所へぞ馳参せり君の御爲不忠を存する事候はじみひたすらに陳謝しけれ支城城戸より外にぞ置かれけ

塩治高貞

る。

○本文は伯耆之卷に従ふ。舟上記には「出雲守護は八木云所に有けるか不參塩治近江三郎高貞は富田に有しか義綱と相具して千餘騎にて可馳參るよし先立て申上る」云あり。太平記に「國々の兵共の馳參る事引も切す先つ一番に出雲守護塩治判官高貞富士名判官と打連千餘騎にて馳參る」云へり何れか是なるを知らず。○此の事前の千家家の事を述べたる所参照

各地勤王の諸將士

九日長年の嫡男義高は京より十日には長年の弟與一高則千劍破より馳歸りければ長年具して拜謁し京都の事又千劍破の城の様なき語りければ主上叡感斜ならず聞召さる。さるほぎに諸國より馳參る兵共日々引もきらず先づ本國には大山の衆徒七百餘騎は舟上記に金持の一族三百餘騎出雲には朝山二郎名和氏紀事に八百餘騎石見には澤善四郎三角入道武田十郎政義安藝に熊谷小早河美作に菅家江見芳賀澁谷南三郷備後に江田廣澤宮入道三吉備中に新見成合那須三村小坂河村庄眞壁備前に今木大富太郎幸範和田備後二郎範長同三郎高德知間二郎親經藤井射越五郎左衛門尉範貞中吉和氣石生此の外四國西國の兵まで馳参りければ山上山下四方二三里が間に充満す。是に於て播磨の赤松入道圓心を始め諸國の官軍叡山の衆徒へも朝敵追討の給旨を下されける。

(太平記)

其後朝山二郎八百餘騎金勝院本作朝山二郎金持一黨三百餘騎三百金勝院大山の衆徒七百兵衛家就一千餘騎

餘騎都て出雲伯耆因幡三箇國の間に弓矢に携はる程の武士共の参らぬ者は無りけり是のみならず石見國には澤三角一族金勝院本載田崎珂久小河天正本云三番には朝山二郎景聞て石見國には武田十郎義政澤三角云々下同

○金勝院本云大山の衆徒老僧七百餘人は怨讎摧伏聖體和豫の祈念を凝し若大衆七百餘騎は堅甲利兵の干戈を帶始めて龍顔を拜視す云々又云石見國には武田十郎政義三月十三日に守護代盛信を討て其首を捧げ同十八日船上へ参云々

安藝國には熊谷小早河金勝院本載美作國には菅家一族江見埜和澁谷金勝院本南三郷金勝院本載横尾備後國には江田廣澤宮三吉岡崎戸島關石田岩村池田籠守備中には新見成合那須三村小坂河村庄眞壁金勝院本載豐島戸島春日市瀬備前には今木金勝院本云今大富太郎幸範幸範金勝院本作親經北條家南都本和田備後二郎範長西源院知間二郎親經家北條源院南都天正本不載金勝院本載和田大膳亮藤井射越五郎左衛門尉範貞金勝院本不載宣盛西郷葛西岩郡河瀬川野尻野坂企救一黨藤井射越五郎左衛門尉範貞真西源院本不載兒島金勝院本云兒島中吉美濃權介今川家毛利家北條家金勝院西源院南都本云名助重第十第十六卷亦作和氣彌次郎季經毛利家本作季繼金勝院石生彦三郎源院本不載和氣石生佐重可並見和氣彌次郎季經毛利家本作和氣彌次郎英經石生彦三郎源院本不載和氣石生此外四國九州の兵までも聞傳聞傳我先に馳参ける間其勢船上に居餘りて四方の麓二三里は毛利家天正木の下草の陰までも人ならず云所は無りけり。

(小田井縣神社由來記)但馬豊岡町

隱岐國を忍び出させ給ひ伯耆の國船上山に還幸なり名和長年等をかたらひ給ひ諸國の軍勢を催さるその時當社の神主大石掃部頭國繁馬場末次等を始とし數百騎を引牽し御味方に馳參る御感ありて當社の來由を勅問あり云々。

(増鏡)

これよりぞ國々のつはものごもに御敵を亡すべきよしの宣旨つかはしける比叡の山へのほされけり。

三月にもなりぬ十日あまりのほご俄に世の中いみじうしる何ぞ聞けば播磨の國より赤松ながし入道圓心さかやいふもの先帝の勅に従ひて攻めくるなりて都の中あわてまこふ。

(太平記)第十一筑紫合戦の事

主上未船上に御座ありし時少貳入道妙慧大伴入道具簡菊池入道寂阿三人同心して御方に參るへきよしを申し入れける間則ち綸旨に錦の御旗を副へてぞ下されける。

(菊池武朝申狀)

後醍醐天皇御時元弘三年者曾祖父武時入道寂阿奉勅詔同三月十三日打入凶徒將平英時之陣父子一族以下無所殘令討死畢。

十三日には勳功の輩に除目行はれて忠顯朝臣を左近衛中將藏人頭に補し六波羅討手の大將に定められ長年の弟高重同信濃法眼源盛其他一族を引具し京都へ攻め上るべき由の評定ありけり。

(忠顯朝臣左中將のこゝ)

公卿補任には元弘三年八月五日叙正四位下任左中將兼藏人頭先是三月三日叙從四位下ありて職事補任には左中將源忠顯元弘二月日補さあり千家家文書には元弘三年三月十四日全十七日の日附ある文書二通共左中將に記せり

十五日の夜長年を御前に召させられ今度の大功偏に汝か忠にあり勅命を重んじ小勢を以て大敵を退け凶徒を攻滅せるこゝ武勇の英臣なりて叡感のあまり御手づから忠顯朝臣に教へて帆懸舟を描かしめ給ひ家の紋章に賜ふ。

また長年が末代までの龜鑑にも仕れきて宸筆の御文及び御歌を賜ひける。

漫々たる海上にいつくさもなく漂て四日計は過ぬ二十七日の夕方にや杵築之浦にて西風はけしく吹ていかなるべきにかさ心さわきせしかさも風に任せしに夜より波之上も靜にて明ぬれば爰かしくもみゆるに伯耆之湊に着ぬ梶取も今は力盡ぬ云を兎角して大坂まで云所へ着ぬ爰は荒磯にて釣舟だにもまれなり此所の主さ云者も都に有ければよしあしにつけてこたうべき者もなしともなる人一人二人は猶人もさめにきて出ぬ梶取もにけうせ

ぬれはあやしき苦の下に唯獨うつもれ居たる心の中いわん方なしなをしなんこ引刷て今
は限りご待居たるに、船のもこに人ひこり來り荒々敷もなきはいかなるにやごあやしき
に、忠顯を尋て御迎之由を奏す、うれしなんごはかゝるためしをそ云へかんめる、中なか其時
は心も詞も及べき限にあらず、思出る度こに其氣味猶むねにあり、致忠輩いつれも疎そか
なるべきにあらねごも、指當て待出たりし心ちなんだこ方ぞなかりし、

忘めやよるへも波のあら磯を御舟の上にごめし心は

長年か忠功後代之人にもしらせんがためにしるし置也、末々之君にも是を見せ奉らはい
かゝをろかならん私の子孫迄も此忠は朽しご思へは、以正直報國ごして行末久くつかへ
奉るべし。

(伯耆之卷)

同十五日之夜長年を被召間近、勅定有けるは不被遂叡慮凶徒出花洛北關入遠鄙、塵屋御座
以來更無京都還幸之思、不量出禁門、虎口漂海上、免風波凶船、難有此湊、御着長年有御頼甲斐々
敷奉、請船上山へ奉成行幸重勅命、輕愚命、勵一戰之功、以小勢退大敵、遂攻滅凶徒、是併武勇英臣
也、然者雖爲君々不可有臣、以不臣雖爲船々不可有水、以不水君は船臣は水、水能浮船、縱雖有船
無水、輒渡海不可任心、雖有丸無長年者被達叡慮事、可難倩安事情、思承久古、長年先祖參御方失
家領、其末葉窄籠安元弘今參長年御方雪亡祖、會稽屬御代可爲子孫繁英生、合進せける宿習程

社不思議なれ被、召御代於汝所望、可依請、今度遁凶徒難、事海上、故也、今又御在所船上山也、丸は
船汝は水有、三心相應、謂旁以船爲吉事、更自今改、汝紋水に船を可仕、以て自御手忠顯に教へて
帆懸船を書せ被下けり、此間思食爲被續事、共有粗被遊之たり、末代之龜鏡にも仕れ、以て忝も
被下勅筆けり、長年突膝奉、三度拜賜之、叡慮之趣忝さに押、感涙深、平みてぞ候ける、君も長年か
有様を有御叡覽、自龍顏御涙を流させ給ける、雖末代難有かりし事共也、勅書本文の如し、但し
終心を「ありしを今は新葉和
歌集により「心は「ご更めたり

(異本伯耆之卷)

扱又主上御悦ひの餘り被染宸筆御詠歌を被遊長年に給はりける、長年面目身に餘り三度拜
し奉り、其後子孫の重寶何事か之にしかんや、以て文庫に深く納めける、勅書本文の如く、掲け
には勅書の
後文なし

(舟上記)

同十五日忝も主上御宸筆の御詠歌を被遊長年に給はりけるこそ難有けれ
忘めやよるへの波の荒磯を御舟の上に留しこゝろは、長年か家の紋に帆かけ舟を用ひし
も此時主上勅定に依て也。

(新葉和歌集)

後醍醐天皇御製

忘れめやよるべも浪のあら磯をみ舟のうへにさめし心は
此御歌は元弘三年隱岐の國より忍びいでさせ給ひける時源長年御迎にまゐりて船上
山さいふ所へなし奉りける程の忠ためしなかりし事なごしるしおかせましくける
物のおくにかきそへさせ給ひけるごぞ

〔別格官幣社名和神社祭日〕

名和神社の祭日は五月七日なり、こは此の元弘三年三月十五日長年に紋章並に勅書を賜ひし日を陽曆に更めてかくは祭日とせらるなり。

〔名和家の紋章のごとく〕

名和氏紀事に曰く「いま柳川には朝服また武器等には帆懸船を用ひ尋常の服には菊桐また向鳳凰を用ふ、これ固の紋章なりとぞ」と言へり。又此の帆懸船の紋章東伯郡倉吉町の後醍醐天皇を隱岐より御供せし船頭の子孫なりと言ふ家にも此の紋懸船に帆を用ひたり又西伯郡逢坂村大字松河原にある湊屋大坂港たりし時船の出入も昔は此の帆懸船の紋を用ひたりと。

嘗て岐阜市の附近なる名和氏の子孫なりとて長年公の鎧並に公の位牌なりと云ふを持來りしごありしが此の公の位牌なりと云ふを見しに上部に橘の紋を附せり、後考に備ふ。

〔勅書に就て〕

此の勅書に就て久米邦武博士田中義成博士等は共に信すべきものにあらずと述べられたり、然れどもこれは臆説に過ぎず上の新葉和歌集の添書にもある如く長年に隔ひたる勅書のありしごは疑ひなし、新葉和歌集は後醍醐天皇の皇子宗良親王の御撰にして、南北朝時代に於ける有力なる史料なれば、此の書にかく記されたる上は勅書のありしごは相違なき事なり、然るに此の伯耆巻にある勅書の體をなさぬこの説に對して茲に充分之を反駁すべき有力なる材料を得ざるも、よし之れが眞の勅書の體をなさざるにもせよ、其事柄を認められしものなるごは上の新葉和歌集により疑ふべからずと信ず、由來伯耆巻は元和寛永の頃名和昌三と云へる者梅松論太平記なごを剽竊しそれに自家の傳説なごを補綴して作れるものなるべしと田中博士は述べられたるも、伯耆巻は名和昌三の作に非ず、又元和寛永頃のものにも非ず之れも博士の臆説に過ぎず、されば此の伯耆巻の勅書を否定せられたる博士等の説は一の臆説に過ぎずして直ちに信すべからず、たゞ此の勅書の實物を失へるごを遺憾とす。

名和氏紀事に曰く「元弘三年船上山行在にて賜はりし宸翰はいま當家に傳はらず、或は幕府の秘庫に納まれりごも云ふ、然るに参考太平記引用書目の中に伯耆巻後醍醐天皇御製文とある註に伯耆守長年之裔伯耆太郎兵衛長興法名雪入世傳爲家珍云々と云へる趣は、當時

家に秘藏せし由なるに然らざるは熟考ふるに彼の長興は柳川の始祖にて二百年をへたつれども太平に在りてさる至寶を失ふべきにあらず、必長興以前より傳へざるものなるべし、按るに義公伯耆卷を得たまひし時御製の文は其の書中にあれば特さらに本書を御覽するにおよばず、固より至尊の御筆なれば容易に乞ひ給ふ可きにもあらず、たゞ當家に在りしして如此引用書の注に史臣の記せるにもあるべし、上に云へる如く此の宸翰まことに幕府の秘庫にあるよしならば當時彼の義公修史の御舉に就てはまつ幕府に乞ひて普く天下の列侯名族の遺書を搜索し給ふべきの事なれば幕府におきてあらゆる庫中の文書を遣し給ふ可くもあらず、是等の趣いま容易に議し難した、宸翰の存滅明らか知難し實に名和氏の爲に憾むべき極になむ」

去程に三位局は頭大夫行房朝臣と共に隱岐より渡海せらる。

○本文は異本伯耆卷に據れり元弘行在考に曰く「先進繡像玉石雜誌に清高一戰に打負けるに聞て隱岐國人忽に心替してければ三位殿も御心ゆたかに船上に移ろひ給ひ云々」見ぬ近藤氏の家記に族人村上某三位局を始め行房朝臣及び御調度をも残りなく名和氏の許に送り參らせたりと見ゆ」云へり。

第十一章 近畿の形勢。六波羅の滅亡

赤松則村

赤松則村義兵を起してより屢々六波羅の軍と戦を交へしが閏二月中旬以後久々知酒部に進み出づ六波羅軍は瀬川に陣し互に戦機を觀望せる折しも阿波の小笠原、尼崎に上陸して俄かに赤松の軍を襲ひしかば赤松父子大に破れ小屋野に遁れぬ。

(太平記)

六波羅勢既に瀬河に着きぬと聞えければ合戦は明日にてぞあらんずらんとて赤松すこし由斷して一村雨の過ぎけるほき、物具の露をほさん、僅かなる在家にこみ入りて雨の晴間を待ちける所に尼崎より船を留めてあがりける阿波の小笠原三千餘騎にて押し寄せたり、赤松纔に五十餘騎にて大勢の中へかけ入り面も不振戦ひけるが大敵凄くて叶はねば四十七騎は討れて父子六騎にこそなりにけれ、六騎の兵皆揆シムをかなぐり捨て、大勢の中へ颯と交りてかけまはりける間、敵是を知らでやありけん又天運の助にやか、りけんいづれも恙くして御方の勢の小屋野の宿の西に三千餘騎にてひかへたる其中へ馳せ入りて虎口に死を遁れけり。

赤松軍再び瀬川に押寄せ六波羅軍を破り更に淀、赤山、山崎、西岡に進み出で、火を附近の民家に放つ六波羅の兵二萬餘騎にて之れを桂川に防ぎしが三月十一日赤松軍は二手に分れ久我

繩手、西七條より進みて梓川に戦ひて累りに之を破り長驅して京都に亂入し大宮、猪熊、堀川、油小路に火を放ちしかば京都大に騷擾し、十二日本院新院新主六波羅に入らせ給ふ。此の日六波羅の諸將能く防ぎ赤松軍は遂に利を失ふて山崎方面へ引退きたり。

(増鏡)

三月にもなりぬ十日あまりのほき俄に世の中いみじうのゝしる、何ぞ聞けば播磨の國より赤松ながし入道圓心ミかやいふもの先帝の勅に従ひて攻めくるミて都の中あわてまらぬ、例の六波羅へ行幸なる、兩院も御幸ミて上下たちさわぐ馬車走りちがひ、武士ごものうちこみのゝしりたるさまいミおそろし、されど六波羅の軍つよくてその夜はかのもごも引き返しぬミて少しづまれるやうなれどかやうにいひ立ちぬれば猶心ゆるびなきにや云々

(梅松論)

播磨の國赤松入道圓心以下畿内遠國の勢残らず君に參じける事、是偏に只事にあらず遂に遷幸を待請奉て元弘三年三月十二日二手にて鳥羽竹田より洛中に攻入處に六波羅の勢馳向て合戦をいたし追返す、依之京都よりの早馬關東へ馳下る間、當將軍尊氏重て討手ミして御上洛。

(神皇正統記)

近國の諸社へ御祈願

都近き所々にも御志ある國々の兵、よりくうち出でつれば合戦もたびくになりぬ、亦中騒かしくなりて上皇も新主も六波羅に遷り給ふ。
船上の行宮には京都の合戦に官軍利を失ふこと度々なるよし聞えければ天下の安危いかゞあらんミ主上いたく宸襟をなやまし給ひ御祈願の爲め近國の諸社へ勅使を立てさせられこミに出雲大社へは奉幣使を立てさせらる。

(千家家文書)

被給旨備右以王道之再興者、專神明之加護也、殊仰當社之冥助、欲致四海之太平、仍退逆臣、爲令復正理、舉義兵、所被企征伐也、速得官軍戰勝之利、可歸朝廷靜謐之化旨、凝精誠可祈申、勅願令成就、勸賞可依請者、依天氣狀如件

元弘三年三月十四日

杵築社 神主館

左 中 將

(異本伯耆卷)

御祈念の爲近國の諸社へ勅使を被立就中出雲大社へは宸筆の願書を被籠別て奉幣使を立てらる、彼社の神官等悉く宮方に參りけるものミ次に給旨を掲ぐ前の

金輪法を行は

十五日より七日の間行宮に壇を立てさせられ御自ら一字金輪の法を行はせ給ふ、滿願の夜金

せ給ふ

色の佛光明らかに船上の山上に現れしかば諸人之を拜し奉る御念願忽に成就すべしと主上も頼もしく思召されける。

(太平記)

京都數箇度の合戦に官軍毎度打ち負けて八幡山崎の陣も既に小勢になりぬと聞えければ、主上天下の安危如何あらんを宸襟を惱され船上の皇居に壇を建てられ天子自ら金輪の法を行はせ給ふ、其七箇日に當りける夜三光天下光を並べて壇上に現じ給ひければ御願忽に成就しぬと憑敷く思召されける。

(伯耆之卷)

三月二十一日辰巳之方に當て佛あらたに現し給事あり其さま不通之人之少大成程也繪に書給へるに不違給不思議なと云も無限高野之大師とぞ申ける。

(舟上記)

主上合戦勝負天下の安危如何可有宸襟を被惱皇居に壇を被立御身つから一字金輪の法を行はせ給ふ、其七日に滿する三月廿一日の夜金色の佛光明かくやくとて船の上の山上に現しける、諸人見之悉く奉拜御願忽に成就すべしと主上も憑しく被思召ける。

○異本伯耆卷には此の次に「彼一字金輪の法は禪助大僧正より御相傳有しと聞へし」と記せり。

(靈昭餘光)

英明の天子後醍醐天皇はこの戦亂の央に於て尙佛法を信じ給ひ侍従に仰言ありて道行の高邁古風のものありやと問給ふに侍臣等國師三光を擧ぐ天皇召して行在に法要を宣問し給ふ、奏對一一聖衷に慚ふ又周易を講じ遂に宸座に近き奉りて衣孟寶戒を授け奉るに到りぬ。

○雲樹寺は出雲國能義郡宇賀庄にあり開山は三光國師なり、同寺に後醍醐天皇の宸翰四通を藏す尙後村上帝の繪旨をも藏せり○南朝五十七年史には寫なりと云へり

六波羅の討手

同十七日頭中將源忠顯を大將として村上判官高重信濃法眼源盛、村上小次郎行村、上神四郎三郎助貞、内河新三郎眞員、兒島備後三郎高德、金持三郎家武、庄、眞壁、藥師寺、中吉、丹、兒玉黨以下を従へ山陰山陽兩道の兵を率ゐて赤松則村と力を戮せ六波羅を攻むべしとて丹波路を経て京都に向はれける其勢僅に千餘騎と聞えしが路次にて軍勢次第に加はりければ總勢二萬七千餘騎とぞ聞えし

(太平記)

さらば聽て大將を差し上せて赤松入道に力を戮せ六波羅を攻むべしとて六條少將忠顯朝臣を頭中將に成し山陽山陰兩道の兵の大將として京都へ差し向けらる其勢伯耆國を立ちしまで僅に千餘騎と聞えしが因幡伯耆出雲美作但馬丹後丹波若狹の勢も馳せ加りて程

なく二十萬七千餘騎に成りにけり。

(伯耆之卷)

去程に同十七日船上山を立て經丹波路京都へ被發向

(舟上記)

さらは大將を差上せて赤松等に力を合せ六波羅をせめらるべし。頭の中將忠顯を大將軍とし那和の義高を指添へ一千餘騎にて三月十七日船上を立て責上る。

(異本伯耆卷)

同三月十七日忠顯朝臣義高一千餘人にて責上る。

○南北朝時代史田中義成博士著に千種忠顯元弘三年三月十二日に但馬の伊達道西に出兵を促せし事伊達文書に見ゆれば既に其の頃より東上出發の準備をせられしなるべし云へり。

大社へ再度の勅使

此の日杵築の大社へ勅使を遣はされて寶劔を奉らしめ給ふ

(千家家文書)

爲被用寶劔代舊神寶内有御劔者可奉渡者給旨如此悉之狀

元弘三年三月十七日

左 中 將

杵築社 神主館

(懷橘談)杵築の條

神代の神寶も残りたるにや。尋ね侍れば抑も當社の御神寶多き中に神代より傳はる寶劔二柄ありしを元弘三年後醍醐天皇の勅により國造孝時神劔一柄を奉る賞として建武三年に肥後國八代の郡を寄附し給ふ給旨なり。て見せ侍る。今に一柄残りたるこそ神代よりの靈劔なり。て見せしに劔より柄直に作りつけたる劔なり。

(伯耆之卷)

四月一日大仙寺に可然衆徒等を召て勅定ありけるは御在所内しかく成可有劔取て進せよ。被仰下罷歸而奉見は品々之劔共候けるか如勅定成無劔乍去て似たる劔を取て進める。是にてはなし能々見て參れ。勅定也。頻りに求めけれ共無之由を奏す唯見て參れ能々尋て進せよ。有勅定間進退きわまりなく衆徒等以外に仰天して重而見處に御神體之御膝之下に何之自代爲納共知ぬ御劔在り。是にて渡らせ給けり。て悦けり。其時備中青江に申す鍛冶大仙權現之夢相あり我か劔をは船上山之君に可進。事あり其替に長さ一尺九寸之劔を作て進よ。又我か劔に五分まさりたる劔を作て船上之君に進よ。蒙示現。如其作て參て候也。申す折節劔を爲求出しける時分に參り合たりければ不思議之思をなし青江か作たる劔を爲求出劔にくらふれば少も不違誠に權現之御詫宣なり。頼敷思て衆徒等替之劔をは在所に籠て爲求出劔。青江が作たる劔。二つ持て參たり。是社よ勅定成る何かなる御告にや。有けん不思議成し事共也。鍛冶には恩賞を被下けり。

○右の伯耆之卷に云へる大山の劍のこゝは大社のこゝを誤りしなるべし沼田頼輔氏の大山雜考にこの事實を掲げて、右の事たる無稽の事に似たりといへども偶然かゝる事柄のなきにしもあらねば妄りに臆測を挟みてこれを抹殺するは余の取らざる所といへど大山寺にかゝる事實のありしこゝを認むるを得ず。

(寶劍攻證)

○上國造孝時宿禰神代より傳はり來ぬる神劍二柄の内一柄を獻らる、此事本國の事共書るものにはかつ見えなれども、かつて世には知られぬこゝなり、故その明證を云むに、まづ雲陽志の件に當社御神寶多き中に神代より傳はれる寶劍二柄有りしを元弘三年後醍醐天皇の勢により國造孝時神劍一柄を奉る賞として建武二年肥後國八代郷を寄附あり見え、また懷橋談に○上に引用せるを以云々、また大社誌に神劍一柄古二柄獻一柄また佐草、自清筆記に今所在大社之神劍奇代之神寶也柄長五寸七分有鐸橫出劍口旁其橫八分其縱二寸壹分自柄頭至底二尺九寸七分室長二尺四寸以鐵製之漆其表且有蒔繪按崇神紀武日照命私云日命子又名從天將來神寶藏出雲大神宮矣所謂其神寶之一乎雖爲國造敬遠之不能拔見之以武夷烏命刀室形量之偏及也○中大社に傳はれる神劍は自清筆記に自柄頭至底二尺九寸七分といへるに寛文四年五月二十五日の記に本國の國守松平出羽守直政朝臣の大社へ詣給ひて大社の神寶の神劍を拜み給ひて去年參内の刻禁中にて御寶劍をいたしき申候其御劍の柄鐔こ

の御神劍に少しも無相違候併御神劍は柄鐔もにかねにて打延候禁中の御寶劍は柄鐔の文形は如斯に木鞘にて有之候云々ものかたり給へりしこゝを具に記せり寶文三年四月二十九日靈元天皇の御即位につきて翌二十八日に直政朝臣は參内ありしなり、さるは前年寛文二年十一月九日幕府より釣命ありて甚も嚴重なる事にしありければ寶劍をも拜見給ひしはさるべき因縁こそありけり此御言葉よ今まに寶劍神劍共に見奉るこゝちしていはむかたなくかしこくぞ思ひ奉られけるあなかしこ禁中の寶劍大社の神劍を拜み給ひしは天下に此、時の國守より外にはあらかしき甚も甚も恐く尊き事にぞ思ひ奉らるゝ是によりても寶劍は大社に神代より傳はれりし二柄の内なるこゝをいよく諭るべく、はた伯耆卷の説は大仙の衆徒の妄言を書記したるか如何にしても傳へ誤れるなるべし略○下此の頃船上の行宮には頻りに各地の社寺並に豪族へ綸旨を發せられ王道の回復を祈らしめ給ひ又義兵を擧ぐべきこゝをさし給ふ。

近國諸將士への綸旨

○次に掲ぐるものはそれぞれ月日によりて項を分つべかりしを便宜上一括して掲げたり下の各項より參照すべし

(伯耆志)會見郡馬場村八幡宮の項

(上略)當村の神主は往古相見氏にて後醍醐天皇の綸旨又武士の寄進狀等數通藏しけるが天正十七年當主左京亮盛宗罪有て領主吉川氏に改易せられ以後内藤氏神主に命せらる彼

相見氏が裔一小民にて當村に在り代々彌次郎と號す其の分家八幡村に在て今仙介と號す是又小民なり如何なる故にや彼文書は此分家に持傳へたり(下略)伯耆志に掲けたる文書皆顯榮氏の好意により原本に據つて訂正して之れを掲ぐ誤れり依つて今當主相見

巨勢宗國依有合戰忠可有恩賞矣

元弘三年三月四日

左近中將 華押

華押によりて藤野君山氏は新田義貞なるべし云へきも彼の杵築大社へ寶劔を勅望の繪旨の左中將の華押に似たる感あり當時巨勢氏名和氏に與力して船上山に勳功を立てたるものなるべし

但馬國土田一分地頭職依勳功之賞巨勢家盛可令知行者

繪旨如此悉之

元弘三年五月五日

勘解由次官 華押

○右の文書の土田は立田なるか明らかならず、

但馬國龜別宮地頭職依勳功之賞巨勢家盛可令知行者

繪旨如此悉之

元弘三年五月五日

勘解由次官 華押

○巨勢氏は即相見氏なり、今同家に就きて見るに此他建武五年の山名時氏の寄進狀、興國元

年の繪旨等數通を藏せりいづれも貴重の史料たり

(熊野神社文書)出雲

被 繪 □ 爾

右以王道之再興者專神明之加護也殊仰比婆山熊野大權現之冥助欲致四海太平仍退逆臣爲令復正理舉義兵所被企征伐也速得官軍戰勝之利可歸朝廷靜謐之化旨凝精誠可祈申、勅願令成就勸賞可依請云依

天氣狀如件

元弘三年四月朔日

左中將

熊野神主館

○右の文書は疑はしきものなり云へき暫く之を掲ぐ

(存探叢書)白河結城氏歴世事實

被繪旨爾 前相模守平高時法師猥背君臣之禮儀、不顧國家之軌範、掠領諸國勞苦萬民、僭亂之至何事如之乎、已爲朝敵不通天罰、速相卒於軍兵、令追討凶徒、勳功賞宜依請者、依天氣狀如件

元弘三年四月一日

(宗廣)

勘解由次官 (判)

結城上野入道館

(西國寺文書)備後尾道

備後國淨土寺住侶等致御祈禱之精誠奉祈天長地久御願者繪旨如此悉之以狀

元弘三年四月九日

勘解由法印(花押)

淨土寺空教御房

(小野男爵家文書)出雲日御崎(福富保知行安堵狀)

出雲國三崎檢校職神領等日置政支如本令知行可致御祈禱忠者以繪旨如此悉之

元弘三年四月十日

勘解由次官(花押)

○右の文書宛名を缺ぐ尙同家には建武三年三月尊氏より日置政高に宛てたる安堵狀二通を存す。

(千家家文書)出雲

出雲國富庄氷室庄所被寄附也殊致大社興隆奉祈朝廷之安全者繪旨如此悉之以狀

元弘三年四月十一日

勘解由次官

杵築大社神主館

○右は八日の合戦官軍不利なるこゝを聞召されて特に祈らせられしものならん十一日の項参照すべし

○安藝國國府の人石井末忠及び其一族本姓は三宅氏又田所氏も稱す往古佐伯郡に住す故に佐伯氏をも稱し後國府に移り又地名によりて

石井氏も船上山行宮に馳せ参り某後源忠顯に従ひ六波羅攻伐に向へり、稱せり

(石井家文書)

源末忠可致合戦者於有功者可被行勸賞者繪旨如此悉之以狀

四月十四日

勘解由(花押)

(同家文書)右幟に源忠顯の袖判あり

安藝國在廳石井七郎末忠申合戦事馳参伯州船上依下賜四月十四日夫繪旨付頭中將家御手致度々合戦畢此上者爲蒙恩賞可賜預御一見狀候哉恐惶謹言、

元弘三年五月十日

源末忠

進上御奉行所

○(三宅系譜)末忠の條に「元弘三年兄二郎左衛門尉信兼依令下知弟末忠馳参伯州船上」あり

(存探叢書)白河結城氏歴世事實

被繪旨前相模守平高時法師不顧國家軌範猥背君臣之禮儀掠領於諸國令勞苦萬民僭亂之甚何事如之乎已爲朝敵不通天罰爲却彼凶黨所被舉義兵也早相催出羽陸奥兩國軍勢可企征伐勳功之賞宜依請者

天氣如此悉之

元弘三年四月十七日

左中將

(親朝)
結城參川前司館

(忽那文書)伊豫

元徳○元弘三辛未年四月十九日綸旨、下賜從伯洲戰場勘解(由脫カ)殿^上
の誤か
○忽那氏は伊豫忽那鳥の人なり當時忽那孫治郎入道重義兵を舉ぐ、得能氏の一族なり
(陰徳太平記)吉川先祖の事の條

經盛の弟彌次郎經長童名王熊丸藝州大朝本庄一分の地頭職たり元弘三年四月十九日船の上
上に參り後醍醐天皇綸旨を賜はりて長州に發向の時周防國新寺合戰に大手の先きを懸け
軍功あり。

(島津國史)卷二

(四月)二十八日勘解由次官奉後醍醐帝^上旨以公爲大隅守護^職道鑑公^{舊譜}

(高野山文書)

後醍醐天皇綸旨

包紙表書

「金剛峯寺衆徒等中

勘解由次官(花押)

被綸旨爾

右當寺者、人師練行之勝地、百王鎮護之靈場也、而頃年以降、逆臣僭亂而朝廷殆危、專以三密相應

(續)
之秘債欲致四海泰平之大業、仍運叡信於當寺、可施勝利於一朝也、況亦高祖大師凌於巨海、而於
有每日影向之靈告、遺弟僧侶酌彼餘流、而盍祈理世安樂之御願、然者、於宿老者、以金剛法身之薰
修、速令降伏朝敵、於若輩者、卒寺家被官之勇士、可遵行天罰、其勳功賞宣、依請者
天氣如此悉之

元弘三年五月八日

(高倉光守)
勘解由次官(花押)

金剛峯寺衆徒中

六波羅攻め

茲に又赤松則村は中院貞能を聖護院の宮ミ號し山崎八幡に陣を張り西國の通路を斷ちて勢
大に振ひしが六波羅軍大舉して之を攻むれども勝たずして京都に引返しぬ。
此の時大塔宮は山崎に於ける赤松軍の捷報を聞き給ひ密使を叡山に遣はして赤松の軍ミ相
呼應して六波羅を攻むべき令旨を賜ふ、是に於て山徒等三月廿八日京都を襲ひしも遂に勝た
ず

但馬の守護太田三郎左衛門尉守延靜尊法親王を奉じて義兵を起し忠顯の篠村の軍に加はり
しが忠顯大に悦び宮を上將軍に仰ぎ奉り四月二日篠村を立ちて京都へ押し寄せ、四月八日六
波羅を攻めしが遂に大に敗れ忠顯は靜尊法親王を奉じて男山に走る、太田守延は戰死す是に
於て官軍の勢亦振はず空しく形勢を窺ふのみ。

(太平記)

第六の若宮は元弘の亂の始武家に囚はれさせ給ひて但馬國へ流されさせ給ひたりしを其國の守護太田三郎左衛門尉取立て奉りて近國の勢を相催し則ち丹波の篠村へ參會す大將頭中將斜ならず悦びて則ち錦の御旗を立て此宮を上將軍と仰ぎ奉りて軍勢催促の令旨を成し下されけり四月二日宮篠村を御立ありて西山の峯の堂を御陣に召され相從ふ軍勢二十萬騎谷堂葉室衣笠萬石大路松尾桂里に居あまりて半は野宿に充滿たり。殿法印良忠は八幡に陣をとり赤松入道圓心は山崎に屯を張れり彼陣と千種殿の陣と相去る事僅に五十餘町が程なれば方々牒し合せてこそ京都へは寄せらるべかりしを千種頭中將我勢の多きをや憑まれけん又一人高名にせんみや思はれけん潜に日を定めて四月八日の卯の刻に六波羅へぞ寄せられける、以下戰鬪狀況太平記參照

是より先き六波羅には赤松軍の兵力日に加はるを以て頻りに鎌倉へ援兵を求めければ漸く三月二十七日足利治部大輔高氏名越尾張守高家を將として大軍を率ゐて京都に進發せしむ
(梅松論)

京都よりの早馬關東へ馳下る間當將軍尊氏重て討手として御上洛御入洛は同四月下旬なり元弘元年にも笠置城退治の一方の大將として御發向有し也今度は當將軍の父淨妙寺殿御逝去一兩月の中なり未御佛事の御沙汰にも及ばず御悲涙にたへかねさせたまふ折ふしに大將として都に御進發あるべき高時禪門申間此上は御異儀に及ばず御上洛あり丸大

將たる仁躰もだしがたしさいへきも關東今度の沙汰不可然依之ふかき御恨みぞ聞えし一方の大將は名越尾張守高家これは承久に北陸道の大將軍式部丞朝時の後胤也。(太平記參照すべし)○尊氏の父の死亡せしは元弘元年九月のこゝなり梅松論の記事 誤れり
高氏三河國の矢矧に着し此所より使者を船上山の行宮に遣はし御方に參すべき旨を奏しければ即て朝敵追討の論旨を給はりまた東國の武士等にも同じく論旨を賜ひけり。

(難太平記)

元弘に御上洛の時不思議の事ありける、三河國八橋に御着の時御前無人數の夕に白き衣かつぎたる女一人參て云御子孫惡事なくば七代守るべし其支證には毎度合戦に出給時雨風をもつてしめし可申云て如夢失にけりそれよりしてひし御無叛の事おほしめし定て爲上杉兵庫入道御使先吉良上總禪門に被仰合しに御返事に云今までおそくこそ存すれ尤可目出云々其後人々にも其御談合有けり此事關東御立の時より内々上杉兵庫入道は申

勸けるにや家時貞氏此兩御所の御造意を大方殿の上杉計に仰きかせられけるこかや。
○名和氏紀事に「四月一日足利高氏郎黨海老名六郎季行を以て御方に參す可きよしを奏しければ即て朝敵追討の論旨を賜ひまた東國の武士等にも同じく論旨を下されけり」此あれき高氏鎌倉を立ちしは三月二十七日なればそれより三河に着し使者を出せりされば此の使者四月一日に船上山に着するこゝ早きに失す恐らくは此の日以後なるべし。尙此

の使者は細川阿波守和氏、上杉伊豆守重能なりしこゝ梅松論に見ゆ四月十六日の項參照
十一日京都よりの早馬船上に參着して去る八日の合戦の事を奏しけるが官軍利なく高重源
盛共に創を蒙り上神助貞、内河眞員等討死すこ申す。

(伯耆之卷)

早馬同十一日に船上山へ參着す六波羅之合戦之事共を尋るに大將頭中將殿討負給へ共長年
舍弟村上判官高重、同信濃法眼、長年從父村上小次郎行村、同上神四郎三郎助貞一族内河新三
郎實員等は不知、是終日戰暮しける中に村上小次郎行村、備中之陶山義高は知人にて互
に名を耻ち行村は義高と組て勝負を決んす、是れは陶山か郎黨等蒐塞り陶山行村と組ん
すれは行村か郎黨蒐隔蒐塞終日戰けれ共終に勝負を不決其日は暮にけり、村上判官高重、信
濃法眼源盛之勢も半は被討蒙疵を者不知、其數判官高重も法眼源盛も手負給て同九日之
明方に引き退給、上神四郎三郎助貞、内河新三郎實員者討死すぞ申ける。

同十二日還幸のこゝを勅詔ありけれも長年強て留め奉る。

(伯耆之卷)

同十二日可有行幸之由勅定成けれ共長年諫め申し行幸を奉留其間に京鎌倉に有ける長
年一族共馳集る程に已上三百余人也夜晝内裏を稠奉守護

四月十六日足利高氏、名越高家京都に入る、高氏は近江國鏡驛にて船上に遣はしける使者に逢

ひて綸旨を受けしが、さあらぬ體に深く秘して京都へ上りけり。

是に於て高家は七千餘騎を率る播磨備前を経て伯耆に向ひ高氏は五千餘騎の勢にて丹波丹
後を経て、山陰を西に伯耆に向ふ。

四月廿七日赤松則村名越の軍と久我嘸に戦ひ大に之を破る高家戦死す、是かために名越の軍
は戦に及ばずして悉く京都に引き返したり。此の日足利高氏は己の領所丹波國篠村八幡の
祠前に勤王の旗を擧げて北條氏に抗す。

(梅松論)

四月廿七日同時に又都を出で給ふ將軍は山陰丹波丹後を経て伯耆へ御發向有べき也、高家
は山陽道播磨備前を経て同伯耆へ發向せしむ、船上山を攻らるべき議定有て下向の所、久我
繩手にをいて手合の合戦に大將名越尾張守高家討る、間、當手の軍勢戦に及ずして悉く都
に歸る、同日將軍は御領所に丹波國篠村に御陣を召る、抑將軍は關東誅伐の事、累代御心の底
にさしはさまる、上細川阿波守和氏、上杉伊豆守重能兼日潜に綸旨を賜て、今御上洛の時、近
江國鏡驛にをいて披露申され、既に勅命を蒙らしめ給ふ上は時節相應天命の授所なり、早々
思召立べきよし再三諫申されける間、當所篠村の八幡宮の御寶前にをいて既に御旗を上ら
る、柳の大木の梢に御旗を立られたり、是は春の陽の精は東よりきざし始む、隨て柳は卯の
木なり、東を司て王さす武將も又卯の方より發進せしめ給ふて順に西にめぐりたる相生の

夏の季に朝敵を亡ほし給ふべき謂なり。

(尊氏篠村八幡宮額書)

敬白立願事

右八幡宮大菩薩者、王城之鎮護我家之廟神也。而高氏爲神之苗裔爲氏之家督於弓馬之道誰人不復異哉。依之代々滅朝敵。世々誅凶徒于時元弘之明君爲崇神。爲興法。爲利民。爲救世。被成綸旨之間。隨勅命所舉義兵也。然間占丹州之篠村宿立白旗於楊木本於彼木之本有一之社。尋之村民。所謂大菩薩之社壇也。義兵成就之先兆。武將頓速之靈瑞也。感涙暗催。仰信有憑。此願忽成。我家再榮者。令莊嚴社壇可寄進田地也。仍立願如件

前治部大輔源朝臣高氏敬白(裏判)

元弘三年四月二十九日

○太平記載する所の高氏の願文は甚しく相異せり又時日も五月七日とせり

(難太平記)

六波羅合戦の時大將名越うたれしかば今一方の大將足利殿先皇に降参せられけり。太平記に書たり返々無念の事也。此記の作者は官方深重の者にて無案内にて押て如し此書たるにや寔に尾籠のいたりなり。(下略)

丹州篠村八幡宮の御前にて御旗揚給ひしに御願書を引田妙源書しはみえたり。同時に

兩御所の御上矢を一宛神前に被進しに役人二人有けり。一人は一色右馬介一人は今川中務大輔也。此事は子細有事にて無口傳人は誤も有にや此事なきは尤書入られて氣味可有にや。此中務大輔は我等が兄の範氏の事也。(下略)

(光明寺殘篇)

被綸旨爾前相模守平高時法師猥背君臣之禮節不顧國家之軌範掠領諸國勞苦萬民僭亂之至何事如之早已爲朝敵不遁天罰速相率軍兵追討凶徒勳功賞宜依請者依天氣狀如件

○月日宛名を缺ぐ雖も尊氏又は東國の武士に賜ひたる綸旨なるべし

(全上)

綸旨重令拜見候任勅命先日捧領狀之請文彌可抽軍忠候以此旨可令奏聞給候誠惶誠恐頓首

元弘三年五月二日

前治部大輔高氏

○尊氏京都に著するや再び其臣海老名六郎季行を船上に急行せしめ志を通じたることあり光明寺殘篇の綸旨重云々ある請文は即ち此の時のものなるべし名和氏紀事に海老名六郎の事を記せるは再度の使と混同せるが如し

(阿蘇文書)

自伯耆國蒙勅命候之間參候合力候者本意候恐々謹言

四月廿九日

高

氏(花押)

○此外島津上總入道、周防五郎三郎に遣したるものあり、殆んご右の阿蘇文書と同文なり。
○南北朝時代史田中博士著に曰く、「さて尊氏が京都を通り越して丹波篠村に至り、此處にて旗を挙げたるは何の故ぞ、いふに此の地は彼の領地にして京都出入に屈竟の根據地なるのみならず、當時丹波には千種忠顯數多の官軍を率ゐて控へたれば、兵を合して京都に打入る便利もあれば、旁々此處にて旗を挙げしならん。」

尊氏は旗を擧ぐるに同時に密書を作りて四方の豪族に配布せり、其文言大抵一様にして、

自伯者國蒙勅命候之間、參候相催一族可有合力候恐々謹言

とあり、至つて簡短なれど、何もなく鷹揚なる氣象見ゆ。この密書は殆んご全國に發せしものと見え、東は奥州より西は九州に至るまで諸家の文書に散見す。その實物は至つて小にして方三四寸位紙或は絹に書し中には、僅に方一寸位のものもあり、これ使者が髻又は衣服の縫目に封じ込むるに便せるなり。斯様に尊氏は勅命を蒙れり、稱して四方に號令したれば、天下の豪族皆その旗下に馳せ參じ、遂に建武中興の偉業は恰も尊氏の手に成れるが如き觀を呈するに至れり、これ全く一片の密書を配布したるのみにて、よく四方の人心を收攬し了せるなり、尊氏が計畫の機敏にして規模の雄大なる事、凡てかくの如しと云ふ。

尊氏が勤王の旗を掲げたることは、當時の六波羅に大なる驚愕と脅威を與へたるものにし

て之れが爲めに六波羅の將士中には逃亡するものも少なからず、當時近畿の形勢に一大變動を與へしのみならず、又天下の形勢に大變動を與へたるものなり。

條制を定め給ふ

五月三日勘解由次官藤原光守奉行して條制を定めしめ、忠顯に下し給ふ。

(光明寺殘篇)

官軍可存知條々

一 高時法師黨類、僭上無禮之間、爲正彼暴逆、所被擧義兵也。仙洞以下、縱雖有與同彼凶黨之義、不可混朝敵之族。每事不可違年來儀之上者、官軍等於仙洞邊、不可致狼籍、若誤而有無禮事者、可處重科。

一 長講堂領以下、本所各別庄園等、不可致濫妨。

一 執柄以下、一流家々、縱雖有不忠事、不可斷其跡、家領庄園等、不可有其妨事。

條々

一 先陣之輩、後陣不助成之間、徒失命之族多之云々、向後乍知先進之軍士、不合力者、可奪三箇度之勳功矣。

一 諸將等以同心同德之義、可成掌之處、不同之間、於事不落居、太不可然、縱雖含私、遺恨合戰之間、隨止執情、各無私可同心之由、可進各々告文、有所存者、天下靜謐之後、可申也。

一 兵糧米事、不可有内外親疎、若及饑飽者、可爲一同之義、無偏可施之間、忿可獻忠節矣。此間者、蠶滅者。

方々必加評議。同時可有其沙汰事。

- 一 凶徒之中有召捕之輩者。不日可誅戮。但於申子細之族者可註進交名事。
- 一 路次狼籍事。特可有沙汰。於侍者懸主人嚴密致沙汰。至凡下輩者不日可誅事。
- 一 手負并死人事。能々加實檢。可註進交名。依忠功之淺深可有恩賞。汰沙事。
- 一 雖爲片時。於取陳之所々。可構隨分之要所。凶徒縱雖寄來。無怖畏之樣。可致汰沙事。
- 一 兵糧米檢斷事。方々大將竝可然之輩。特加評議。以撫民之儀。可致其沙汰申事。

元弘三年四月日

入洛輩可有存知條々

- 一 誅伐仲時時益己下輩。奉捕禁裏仙洞。奉還本御所。可守護申也。於供奉之卿相雲客者。悉註進交名。可經奏聞。被相尋子細之後。可被定罪名矣。
- 一 於被註下名字之人々者。警固在所。可待申臨幸之由可申之矣。
- 一 御入洛之時。軍勢等供奉關白。可參會八幡宮矣。
- 一 梨本青蓮院兩門跡竹園可奉捕之。於彼門跡方事者。諸事可相問大塔二品親王。御下知違勅之北嶺法師等者。任被仰下之交名。不廻時刻。可追罰矣。
- 一 忽差遣軍勢於金剛山。追罰發向之輩。可被召出正成矣。
- 一 於洛中。有致狼籍之輩者。嚴密尋搜犯過之凶賊。擬違此末。

軍中法三通被遣之。委細之旨被仰宗成候畢。可令存知給者。依天氣上啓如件。

元弘三年五月三日

勘解由次官光守

謹上 頭中將殿

勅制軍法條々

一 勳功賞事

右武士以下。緇素貴賤。不論其人。於致合戰忠之輩者。本所帶本訴等安堵之外。各新可有不次之恩賞。其功及子孫。可令永代相傳之條。勿論也。又戰場墜命者。其子孫妻妾。竝親類郎從等中。雖爲何仁。撰其器用。充賜所領。可令繼其跡矣。

一 參仕竝降人。事

右鄉相雲客並武士己下。諸社諸寺執行別當神官社司等。凡帶一官一職之輩者。各早速馳參者。本領知之外。可被行別之恩賞。縱又其身參仕。雖不可叶。或出兵糧支軍要。或進使者。獻忠言。觸事爲官兵。有其益者。是又子細同前。次合戰之時。降人者。先有罪科。全身命。其後隨忠節淺深。可有次第之恩賞矣。

一 可先仁政事

右東夷等運命已窮滅亡將至。依之漫取無辜平民首。不知其數。盜奪尊卑男女之財逐日暴。佛閣人屋之灰燼在々所々。追捕。臬惡之甚。獸心人面者。不誅罰彼逆黨。萬民何措手。足義兵所向專爲除此害也。然者官軍士卒上下同心。只伐叛者。不煩衆人。偏先仁慈。更無侵奪。凡人生擒之類於凡下者。速可放棄。於有名之輩。召置之可經。奏聞附是非。無左右不可斷罪。將又敵方城郭之外者。可令禁放火。但於戰場者。可隨時義歟。神社佛寺等堅可誠之。次官軍入洛之時。寄宿之。扶持其家主雖涓塵不可費之。可加隨分之恩惠。以有道伐無道。其不然乎。天神地祇之擁護。宗廟社稷之靈驗。指掌可知。各存義勇。互可警誠矣。右爲致周武一統之太平。且約漢高三章之制法。四海九州東關西國。各令承知。敢勿違越。勅制如斯。主者施行。

○右の軍中法度竝に訓令は實に帝の王政回復の御精神の大方針を窺ふべき有益の史料なれば注意して觀るべきものなり。

六波羅の没落

七日源忠顯、足利高氏、赤松則村等兵を併せて三方より六波羅を攻む。六波羅の軍大に破れ時益遂に戦死す。仲時、光嚴院並に後伏見花園兩院を奉じて關東に下らんとして近江に入りしも五辻宮天皇の密旨により兵を擧げて番場峠を塞がれ、加ふるに各地の土豪蜂起して今は如何もせんすべなく九日遂に番場の宿の辻堂に於て自害し果てたり。殉死者四百三十二人なり。十日光嚴院を始め奉り後伏見花園兩院、康仁親王、春宮以下の皇族官軍に守護せられて伊吹山

の太平護國寺に入らせたまふ。此の日千破劍の攻圍軍も遂に圍を解き大佛高直、阿曾時治、二階堂貞藤等南都に走る。

十二日源忠顯、足利尊氏、赤松則村等使を船上の行宮に馳せ京都の收復せしこみを奏す。

(伯耆之卷)

五月十二日自京都千種頭中將忠顯朝臣足利治部大夫高氏、赤松入道圓心長年舍弟村上判官高重、同信濃法眼源盛長年従父村上小次郎行村が自元早馬を立て五月七日六波羅没落の由船上へ奏す、其早馬同日に到來して

○伯耆之卷の十日に到來さある十の下に脱字あるべし京都十二日に發せし事なれば到着せしは十五六日頃なるべし

(太平記)

都には五月十二日千種頭中將忠顯朝臣、足利治部大輔高氏、赤松入道圓心等追々早馬を立て六波羅已に没落せしむるの由船上へ奏聞す

御還幸の議

帝群臣を召させられ還幸の事を議し給ふ、勘解由次官光守建言すらく六波羅亡びぬれども猶餘黨熾なるべし暫く駐まらせ給ひて關東の捷聞をまちてこそ發し給ふべしと奏しけれども時宜如何みや思召されけん、天皇御自ら周易を以て之を筮し給ふに、師上六なりければ吉なりとて遂に還幸の事に定めらる

(太平記)

是に於て諸卿僉議有て則還幸成へきや否の意見を獻るる時に勘解由次官光守諫言を以て申されけるは、兩六波羅已に没落すこいへも千劍破發向の朝敵等猶畿内に滿て勢京洛を呑り、又賤諺に東八箇國勢を以て日本國の勢に對し鎌倉中勢を以て東八箇國の勢に對す云へり、されは承久の合戰に伊賀判官光季を追落されし事は容易かりしかも坂東勢重て上洛せし時官軍戰負て天下久しく武家の權威に落つ、今一戰の雌雄を計るに御方は纔に十にして其一二を得たり、君子刑人に近つかすこ申事候へは暫く只皇居を遷され候はて諸國へ綸旨を成下され東國の變違を御覽せらるへくや候らんこ申されければ當座の諸卿悉此議に同せられける、然れも主上猶時宜定かたく思召ればは自周易を披かせ給ひて還幸の吉凶を著筮に就てそ御覽せられける。御筮師卦に出云師貞、文人吉無咎、上六大君有命開國承家、小人勿用。王弼註云、處師之極師之終也。大君之命。不失功也。開國承家。以寧邦也。小人勿用。非其道也。註せり御占已に如此、此上は何をか疑ふべきにて此の頃公卿達も御迎へのために船上の行宮へ參られけり

(増鏡)

伯者の御所へは人々參りつさふ、上達部殿上人數しらす

第十三章 京都御還幸

船上山御發榮

元弘三年五月二十三日車駕船上の行宮を發し山陰を東へ行幸あらせらる

(太平記)

五月二十三日伯耆船上を御立有て腰輿を山陰の東にそ催されける、路次の行粧例に替て頭大夫行房勘解由次官光守二人計こそ衣冠にて供奉せられけれ、其外の月卿雲客衛府諸司の助は皆戎衣にて前騎後乗す六軍悉甲冑を著し弓箭を帶して前後三十餘里に支へたり、壘治判官高貞は千餘騎にて一日先立て前陣を仕る、又朝山太郎は天正本は次郎義連に大乗院日記目録は淺山次左衛門景連に地下家傳は一日路引後れて五百餘騎にて後陣に打けり、金持大和守金勝院本云名景藤而第景連に作るあり建武記延元年の武者所錦御旗を差て左に候し伯耆守長年は帶劍の役にて右に副ふ衆に金持大和權守廣榮あり、紫微北辰の勾陳も角やみ覺て嚴重なり、されば去年の春隱岐國雨師道を清め風伯塵を拂ふ、紫微北辰の勾陳も角やみ覺て嚴重なり、されば去年の春隱岐國へ移されさせ給ひし時そ、ろに宸襟を惱されて御涙の故に成し山雲海月の色今は龍顔を悦はしむる端に成て松吹風も自ら萬歳を呼かみ怪まれ、塩焼浦の煙まで賑ふ民の籠に成る○金持景藤建武記には金持廣榮す日野郡根雨町大字金持に居りし、今同地に古城址あり「大ゆうけ」「小ゆうけ」稱へ大小の二山川を狭んで相對峙す蓋し金持氏の居城ならんか、云ふ其附近に寶篋院塔の古墳墓あり或は金持氏の墳墓ならんか、云へき確證を得ず、地同

は壽永の昔長谷部信南山史に曰く

連の居りし所なり
金持廣榮伯耆人也帝御船上廣榮歸降任大和守還闕日名和長年執御劍列鳳駕右廣榮捧錦旗列其左建武初直武者所帝納僞款歸京廣榮冠駕又從南巡興國初以河内坂田地賜之給軍糧此後事闕而不傳。

(神皇正統記)

かくて都より西さまほさなく靜りぬき聞えければ還幸せさせ給ふ誠にめつらかなりし事になん。

(伯耆之卷)

同十八日伯耆之船上を御立ある伯耆守長年者帶劍之役長年嫡子判官義高を始して長年一族共前後左右を奉守護

(伯耆州氏殿權現祠堂再興遺像記)

於是諸將飛羽檄促鸞輿五月廿三日發船上還幸威儀儼然行裝規式肅爾驍勇豪俊之徒並駕馳騁猛烈英傑之士連轡擁護高貞勤先魁長年役帶劍氣覆萬人勢壓群黨可謂一時壯觀萬世模範也既而龍馭駐同州濱中里天顏欣々然有御製和歌

春之日乃巡毛易幾小車乃宇之止不思而久良須此里爾來改號車尾里民到于如今稱之六月五日天皇還京師

○先進繡像玉石雜誌又此の遺像記によりしものか御還幸の順路を車尾より日野郡を通過せられ山陽道に出でさせられしこゝを記す共に誤りなり。
伯耆國東伯郡穴鴨に安田家あり天皇御還幸の折宿らせ給ひし云ひ傳ふ之れも信するに足らず。

(船上山御發駕の日)

大日本史料に云ふ御發駕の日太平記は二十三日とし伯耆卷は十八日とす是より先き千種忠顯足利高氏等捷を行宮に奏せり其使者の京を發せしは十二日なれば行宮に達したるは十五六日なるべし然るに十八日己に駕を發せられしは甚だ促なるに似たり且十八日御發駕すれば二十七日書寫山に著し給ふは又甚だ緩なるが如し加之伯耆卷は太平記より後出に似たるを以て今姑く太平記に従ふと云へり

久米邦武博士は二十三日船上を發し二十六日千本驛に御著は行幸の路程甚だ迫促なり伯耆卷には五月十八日伯耆の船上山を御立あるとあり去年隱岐へ還幸さへ沿路の國司供張なきにて十四日の路程なるに比ぶれば還幸の時は伯耆美作より播西まで八九日はかゝり給へるべし太平記の日次を聊疑はれし感あり何れを正しすべきか暫く大日本史料に據る。

(御還幸の順路)

天皇船上の行宮を御發駕東坂を下らせ給ひ以西村を過ぎ全村大字高岡に天皇の聞食されし同村大字高木の池田氏には御還幸の折御立寄遊ばされ赤崎に出でさせ給ひ當時の官道を東に進ませられ因幡に入らせられ同國若櫻を過ぎて播州路を進ませられしなるべし因幡誌に

八東郡西御門村(本名小島村)

今按るに西御門ミ號するは後醍醐天皇伯耆より潛幸成て此地へ諾册二神を勸請し玉々其時瀧山圓入寺茶屋土居より廿四町許北山へ入御まします時人西の國より來り給ふ故西御門ミ稱し奉る後村名ミなりしミ云和多理社司大川氏遺書に今より後此地總じて邑里の名に東西上下の差別あるは必旁同名あるべし郷士竹内彌七郎定勝ミ云者の家に一夜御座しける時蕎麥の羹を奉る主上御賞あつて其名を尋ねさせ給ふ定勝蕎麥ネリミ申上けるに歌よめミ仰せありければ定勝畏て「ほふく」眉にうす化粧そばからみればみかミ也けり「ミよみけるミぞ」上五字村民今按するに帝當國行幸の事諸史に載すいへミも和多理神社に傳ふる棟札を以て明徴ミすべし略大川中務か遺書に名和長年裁許ミして小島の郷士竹内彌七郎へ神祠修造の事を命すミあれば御旅行中の御發願にてありしなるべし。

同書殿村和多理神社の所に

竪三尺三寸

正慶二年五月廿五日 神主五位上大川左近太輔重宗

奉造營伊弉册尊萬民快樂

尊治皇依勅願 奉行 竹内彌七郎宗勝

是は後醍醐天皇伯耆國より潛幸の時近隣西御門の山中瀧山の圓入寺に一夜皇居なりてその地に諾册二神を勸請し玉ひ神廟創建の時の棟札なり尊治は即ち天皇の御諱なり然るに天正中秀吉來征の時の兵火に神廟を燒きし折社務大川某其棟札を取て當社に納む今に傳へて四百五十餘年殊勝ミ云ふべし。

ミ。元。弘。行。在。考。又此の棟札のこを記して御順路の因幡なりしを證せり。因幡誌若櫻驛の項に

所の説に當所を若櫻ミ稱するは後醍醐天皇伯州より潛幸の時此里にて若木の櫻に花咲けるを觀覽ありて若櫻ミの仰せありしかは以來地名に呼び傳へたるなりミ云へぎ按するに若櫻の名は和名抄に是を載すれば後醍醐天皇より凡そ四百年以前の書に出たる地名なれば其妄説たる論するに足らず。

ミ伯耆各地に傳ふる後醍醐天皇に係る傳説にも此の類のもの多し、然れども若櫻に天

皇に係る傳説あるこゝ又注意すべし。

(附記)

因幡新興寺建武元年六月十八日に御祈願所こなされたるこあり、之れ或は帝の御還幸の途次立寄らせ給ひたるに基因せるに非ずやこ思はる暫らく記して後の考へに俟つより安井十町上にあり若櫻道にて古別府に五町餘

新興寺文書に

因幡國新興寺爲御祈願所□□佛法□□殊抽佛法懇祈宜祈萬歲聖朝然者早止領家地頭等甲乙人亂入狼藉至四至境者任安元文治廳宣可令致其沙汰者天氣如此悉之

建武元年六月十八日

式部丞(花押)

新興寺衆徒等中

同。上。

因幡國新興寺者國司祈禱所也甲乙人等亂入狼藉並殺生以下一向可令停止之於寺内分領者任先規可有其沙汰之狀如件

建武元年四月廿五日

(名和長年) 源朝臣(花押)

因幡志に曰く「波羅密山新興寺因幡順禮元明天皇和銅年中草創にて當寺公家武家崇敬の

古利たる事舊記に分明也中安元年中高倉の院御宇年號四至傍示の記録に曰限東は金峯山金剛寺の峯得丸私部の堺今俗これ寺凡限西は大谷山の鼻横道蜂屋井の口上町の堺を今大門村田土の中蜂屋繩手限南武石八東河之小部府の堺を武石は竹市村の渡の隣限北は石塔鷲倉山の峯津黒の堺を津黒は私部谷也今其所を平本殿屋敷寺より凡十五町都て東西七十五町南北凡四十町也近縣大門村號するは當寺山門の跡なるを以里の名す花村は花園の地云へり金峯山金剛寺□□山大寶寺號する昔の塔頭の廢地にて幽谷の字に残れり是皆寺領の境内にて堂塔僧房も大なる構なりし也然に中古亂世の時いつこなく寺領も無くなり次第に衰廢して僧侶も退散す唯一人の住僧眞言の餘流を汲み瑜伽三密の法水に心をすまし居けるが慶長の末死去し門弟もなかりければ八上郡長谷寺長瀬村の山中に在廢地の住持法友の因みあつて佛具什物等彼寺に送りけり其後三十年許の間來住の僧もなかりければ堂塔佛閣破れ朽て狐狼の栖こなり果けり正保の比京都の沙門盛範こか云ふ僧行脚して來り此寺の由來を尋ぬ佛像の叢中に顛倒し玉ふを嘆き忽ち願誓を發し留足して諸人を勧め庵宇を修造し傳ふる所の記録は村長預置しを取出して當寺校割の秘寶こして寺中に納之是より眞言の法流相續して今に至れり其筆記こ言ふは尊氏卿御手筆の御教書建武右兵衛の督義直朝臣の判物觀應今川前の駿河守賴貞注進狀觀應山名伊豆守時氏裁許狀貞和其外勅宜の寫寺領寄附の證文等數通あり國中古る寺多しこいへこも如此舊記を

傳る當寺の如きは未聞之略

二十五日詔して新主を廢し給ひ年號も正慶といひしをも本の如く元弘に復し給ふ。

(皇代曆)

五月二十五日以後廢帝。

(皇代略記)

此間爲伯州詔命奉退皇位。

(皇年代略記)

自伯州止正慶年號爲元弘三年。

(神皇正統記)

新帝は僞主の儀にて正位にはもちゐられず改元して正慶といひしをも本のこまき元弘ミ號せらる。

(太平記)

先帝重祚の後正慶の年號は廢帝の改元なればきて是を捨られ本の元弘に歸さる。

西國の義兵

○此の日少貳貞經大友貞宗島津貞久等兵を合せて九州探題北條英時を博多に攻めしが英時遂に打負て自害しければ一族郎從三百四十人續て腹をぞ切りたりける。

(太平記)

五月七日兩六波羅既に攻落されて千劔破の寄手も悉南都へ引退ぬ聞へければ少貳入道こは如何すべしと仰天すされは我探題を討奉り身の咎を遁はやし思ければ先菊池肥後守と大友入道と許へ内々使者を遣して相語ふに菊池は先に懲て耳にも聞入す天正本に先と大伴入道か許え使者を遣て相語に菊池肥後守思けるは同心の體にて先の様に出拔て報怨と思けるかいやく其までも懐へ難しここそ以前の憤りを散する處なれきて少貳か使を召取て首を切り探題を誅給は其戰場にて見參すべき事遍事大友は我も咎ある身なれば父の最後の闘憤を且く散す悦て嘲ける事限無しあり

是處に英時少貳か隠謀の是處に及はす長岡力なく少貳は奮てや助かる堅く領掌してけり今日や明日や吉日を撰ける處に英時少貳か隠謀の企を聞て事の宵否を窺見よきて長岡六郎金勝院本作二郎惟を少貳か許へそ遣しける長岡則行向て少貳に見參すへき由を云ければ折節相勞事有きて對面に及はす長岡力なく少貳入道か子息筑後新少貳か許に行向云入てさりけなき様にて彼方此方を見るに只今打立んする有様にて楯を矯せ鎌を礪最中なり又遠侍を見るに蟬ヒメ本白くしたる青竹の旗竿ありされはこそ船上より錦御旗を賜たり聞へしか實なりけりと思て對面せは頓て刺違へんする者をさ思ひける處に新少貳何心もなけにて出合たり長岡座席に著さ均しくまさなき人々の謀反の企かなと云儘に腰の刀を抜て新少貳に飛て懸る新少貳飽まで心早き者なりければ側なる將基の盤をおつ取て撞刀を受留め長岡にむす引組て上を下へそ返しける頓て少貳か郎從共數多走寄て上なる敵を三刀刺て下なる主を助けければ長岡六郎本意を達せ

すして忽に命を失てけり、少貳筑後入道さては我謀反の企早探題に知られてけり、今は已事を得ぬ處なりきて大友人道相共に七千餘騎の軍兵を率して同五月二十五日午刻に探題英時の館へ推寄ける、世の末の風俗義を重する者は少く利に惑る人は多ければ只今迄附従つる筑紫九箇國の兵共も恩を忘て落失せ名をも惜まて翻りける間、一朝の間の戦に英時遂に打負て忽に自害しければ一族郎從三百四十人續て腹をそ切たりける、哀なるかな昨日は少貳大友英時に從て菊池を打、今日は又少貳大友官軍に屬して英時を討、行路難不在水不在山、祇在人情反覆間、白居易か書たりし筆の跡今こそ思ひ知られたれ。

二十六日車駕播磨の千本宿に著き給ふ

(書寫山行幸記)

元龜三年五月二十六日主上自伯耆國令著當國千本宿、富山衆徒夏講衆以下、爲御迎參向、皆帶兵具、其勢八十餘騎、駕馬僧又同日自京都關白殿近衛殿爲御迎坂本御下著、東坂本和氣大學入道宿所入御

北條時直の降參

○此の日長門探題北條時直、六波羅博多の敗を聞き少貳島津の二氏によりて降參しけり。

(太平記)

長門探題遠江守時直、京都の合戰難儀の由を聞て六波羅に力を戮せん、大船百餘艘に取のりて海上を上げるか、天正本に探題時直も厚東入道道性、豊田參河守胤藤、河越安藝守坂阿波田古田に打負て長門を落て大船百餘艘にて上られける事あり

毛利家、西源院本作周防、さあり天正本同じ日本地誌提要、周防海峽の條に大島瀬戸、古名大島鳴門、大島郡小松大島二村の間にあり、距離凡八町、海路の險阿波の鳴戸に亞ぐ、云ふ事あり、鳴渡にて京も鎌倉も早皆源氏の爲に滅されて天下悉王化に順ひぬ、聞へければ、鳴渡より舟を漕も、して九州の探題、一所に成ん、心つくし、へそ赴ける、赤間關に著て九州の様を伺ひ聞給へは、筑紫の探題英時も、昨日早少貳大友か爲に亡されて、九國二島悉公家のたすけ、さ成ぬ、云ければ、一旦催促に依て、此まで屬從たる兵共も、いつしか頓て心替して、己か様々に落行ける間、時直僅に五十餘人に成て、柳浦の浪に漂泊す、彼の浦に帆を下さん、すれは敵鎌を支て待懸たり、此の島に纜を結はん、すれは官軍楯を雙て討ん、す、殘留る人々にさへ、今は心を沖津波立歸へき方もなく、寄へき所もなければ、世を浮舟の櫂を絶思はぬ、風に漂へり、跡に留し、妻子共も如何成ぬらん、せめて其行末を聞て、後心安く討死をもせは、や、思はれければ、姑命を延ん、爲に郎等を一人舟よりあけて、少貳島津が許へ、降人に成へき由を、傳へける、少貳も島津も年來の好淺からさりけるに、今の有様聞も、哀にや、思ひけん、急ぎ迎に來りて、己か宿所に入奉る、其比峯僧正俊雅、申せしは、君の御外戚にて、おはせしを、笠置の合戰の刻に、筑前國へ流されて、おはしけるか、今一時に運を開て、國人皆其左右に、慎み隨ふ、九州の成敗勅許以前は、暫此僧正の計ひに、在しかば、少貳島津彼時直を同道して、降參の由を、そ申入ける、僧正仔細あらし、み仰られて、則御前へ召れけり、時直膝行頓首して、敢て平視せず、遙の末座に畏りて、誠に平伏したる體を見給ひて、僧正涙を流して、仰られけるは、去元弘の始罪なふ

して此所に遠流せらるゝ時遠州我を以て寇せしかば或は過分の言の下に面を低て涙を推拭ひ或は無禮の驕の前に手を束て耻を忍ひき然に今天道謙に福して測らざるに世の變化を見るに吉凶相亂れ榮枯地を易たり夢現昨日は身の上の哀今日は人の上の悲なり怨を報するに恩を以てす云事あれは如何にもして命計を申助くへしと仰られければ時直頭を地に附て兩眼に涙を浮へたり不日に飛脚を以て此由を奏聞ありければ則勅免有て懸命の地をそ安堵せられける時直甲斐なき命を助て嘲を萬人の指頭に受まいへこも時を一家の再興に待れけるが幾程もあらざるに病の霧に侵されて夕べの露さ消にけり。

書寫山行幸

二十七日車駕書寫山に幸し給ひ明日如意輪堂に幸し又増位法華の兩寺に幸し給ふ

(書寫山行幸記)

五月二十七日主上自千本宿御立於箸崎宿暫被休仙駕今日午刻先陣軍兵且登山其勢如雲霞申刻主上自西坂御行幸也

供奉人々

關白殿近衛南殿別當殿洞院殿五辻宰相殿從三位行助宮中將山科中將甲斐少將一條中將行

房勘解由次官光守高倉

官人

近衛判官職政宗判官近衛新判官職政佐渡判官秀清著到奉行○中原

北面

能登守伯耆守先陣○名和長年

醍醐西南院僧正其外自京都被參人々多之不知名字之間不及註之此外出雲伯耆美作等軍兵不知其員以講堂爲皇居當日及晚景御藥菓子供御等獻之長講衆三人相副御長櫃送進之自講堂東緣被取入之畢又持經十五人於內陣東床讀經及晚天退出畢同二十八日爲御先達行春修乘房參堂內陣祇候餘宿老少々參會干時以勘解由次官可註申關所之由有勅定人々加評定法印也參堂並余部莊地頭職畢又長吏以下十五和尚名字有敕問仍註進之處長吏圓明並密大註申安室鄉並余部莊地頭職畢又長吏以下十五和尚名字有敕問仍註進之處長吏圓明並密大阿闍梨慈真東岳院覺如房可爲律師之由有勅定其外輩於京都可有御計之旨有勅定之間仍註進僧名時奉行請取畢供御已後有經供養御導師行春勤仕之御布施柳裏薄衣被出行春懸右肩退出畢以已刻如意堂御參詣行春自問道先立參如意堂人々同之其後主上如意堂御參奉入御輿於外陣奉昇居正面東向有暫之後自御輿下御座於御座上向正面御著座先御禮拜御體投地三返之後令著御本座給關白殿外陣正面東間御著座御先達同間內陣座長吏幸勝自正面二間著座當堂建立之次第行春粗申述之即安鎮試所刻如意房安置靈像兼用意之間奉昇出之主上能々御拜勤之後被下御帳了又本願上人性御佛具遺物等獻之以外御自愛菩提心論一卷觀覽之間關白殿令傳進給主上得之三返御拜見之亦聖武天皇御眞筆金光明經並丸子親王眞筆稱讚淨土經等各一返御披覽又本願上人御本尊赤梅檀五大尊像御拜之後勅定云此本尊暫預進哉云々行春

申云、不可及仔細候云々、仍即御懷中了、又後白河法皇承安四年臨幸、香水之在所叡覽之次第申上之時、爾者可有叡覽之由、有勅定、即起御座、令人內陣給關白殿同之、長吏、並行春御供、燃脂燭開進子、主上傾御冠、叡覽畢、以竹杓御自汲香水、以左御手三度服御、行春申云、壯年者生白髮候之時、以此水洗之、其驗候、凡愈衆病、功能嚴重候云々、其時御自御髮等、令塗之給畢、暫佛壇之際、御座之間、本願上人自金剛薩埵御傳受印明事、有御尋、有海律師東圓院申勅答、微音御問答、粗有御秘藏御氣分、有海申云、此事稟承之旨候、追而可註申候云々、又勅定云、爲御祈禱修何法耶、已有海申云、五大尊合行護摩、竝如意輪温座之供法奉勤行云々、重而勅定云、如意輪護摩可宜云々、行春申云、顯密行法可相竝候於顯宗行法者、可爲鎮護國家之三部講經候覽云々、勅定云、何可相計、已其後、主上關白殿外陣御出、令著座御本座給、奉行勘解由次官安室郷御寄進論旨、交替衆徒行春請取之一返披覽之後、於衆中畢、○此句脫字あらん其後可有御供養之由、奉行被申之間、行春登禮盤、即主上被召御輿、御經供養啓白最略勤之、奉行被出御布施、薄衣如前、大衆於外陣奏管絃、還城曲未終、駕輿丁等自東南間奉出御輿、漸還御衆徒御供下坂本云々、行春還宿坊、欲令休息之處、宮々御入堂、急可參堂之旨催促之間、不取敢參如意堂、御輿四張奉昇居外陣之間、內陣令著座、當堂建立之次第、粗重申述、獻香水、扈從之人取之、次第獻之、於御輿中御受用、行幸御急之間、即御下向畢、又末衆等、如御迎儀式而奉送畢、關白殿者、自西坂七曲、重有御登山、御心靜御入堂、爲令遁增位寺供奉給云々、凡於增位法華兩寺行幸者、無先規例之上者、不可申御供之由、内々於御宿房、被仰之由、兼有其聞、雖然

於法華寺者、御供奉之由披露、臨時之御計歟、將又文觀上人御祈禱僧故歟。

元弘三年六月三日

權律師行春記之

(太平記)

五月二十七日には播磨國書寫山へ行幸成て先年の御宿願を果され諸堂御巡禮の次に開山性空上人の御影堂を開かるゝに年來秘しける物も覺て重寶も多かりけり、當寺の宿老を一人召て是は如何なる由緒の物もぞ御尋有ければ宿老畏て一々是を演説す、先杉原一枚を折て法華經一部八卷竝開結二經を細字に書たるあり、是は上人寂寞の扉におはしまし、て妙典を讀誦し給ひける時第八の冥官一人の化人金勝院成て片時の程に書たりし御經なり、又齒ハシ削て僅に残れる杉の屑あり、是は上人當山より毎日比叡山へ御入堂の時海道三十五里の間を一時か内に歩ませ給ひし屑なり、又布にて縫たる香の袈裟あり、是は上人御身を放さず長時に懸させ給ひけるか香の煙にすゝけたるを御覽して哀洗はやさ仰られける時、常隨給仕の乙護法是を洗て參候はんこ申て遙に西天を指て飛去ぬ暫ありて此袈裟をは虚空に懸乾す恰も一片の雲の夕日に映するか如し、上人護法を呼て此袈裟を如何なる水にて洗たりけるそ問はせ給へは護法日本の内には然るべき清冷の水候はで天笠の無熱池の水にて濯で候なり、答申されたりし御袈裟なり、生木化佛の觀世音、稽首生木如意輪、能滿有情福壽願亦滿往生極樂願、百千俱胝悉所念、天人降下供養し奉る像なり、毗首羯摩か作り

兵庫の御着

し五大尊是のみならず法華讀誦の砌には不動毗沙門の二童子に形を現して仕へ給ふなり
又延曆寺の中堂今川家毛利家北條家金勝院西供養の日は上人當山にましましなから仄に
如來唄を引給ひしかは梵音遠く叡山の雲に響て一會の奇特を顯せし事共委細に演説仕り
たれば主上斜ならず御信心を傾させ給ひて則常國安室郷を御寄附有て不斷如法經の料所
にそ擬せられける今に至るまで其妙行片時も懈る事無しさて如法如説の勤行たり誠に滅
罪生善の御願有かたかりし事共なり二十八日に法華山へ行幸成て御巡禮あり。
○二十八日後伏見花園兩上皇廢主と共近江より京師に還り給ふ。
三十日車駕兵庫に至りて福嚴寺に御座有ける處に赤松圓心父子迎へ奉る。河野某土居通増、
得能通綱等も亦兵船三百餘艘にて參着す。

(太平記)

是より龍駕を早められて晦日は兵庫福嚴寺と云寺に備餉の在所を點して且く御座有ける
處に其日赤松入道父子四人五百餘騎を率して參向す龍顏殊に麗くして天下草創の功偏に
汝等最負の忠戦によれり恩賞は各望に任すへしと叡感有て禁門の警固に奉侍せられけり
○元正本には同日暮程に河野入道土居得能伊豫の國の勢を率し大船三百餘艘にて參着す
とあり河野入道は其人を的知せざれども善應寺本河野系圖を按ずるに通種の子通時の下
もには通種父子にて入道は即通種ならんか土居は通増得能は通綱なり 此寺に一日御還

鎌倉没落の報

留有て供奉の行列還幸の儀式を調へられける(大日本史 料に據る)
六月二日車駕兵庫を發し給ふ楠木正成七千餘騎を率ゐて迎へ奉る西宮驛に至らせ給ひける
時新田義貞よりの使者來りて鎌倉の戦捷を奏す

(太平記)

五月晦其日午刻に羽書を頸に懸たる早馬三騎西源院本 門前まで騎打にして庭上に羽書を
の條 棒たり諸卿驚て急き披て是を見給へは新田小太郎義貞の許より相模入道以下の一族從類
等不日に追討して東國己に靜謐の由を註進せり西國洛中の戦に官軍勝に乗て兩六波羅を
攻落すといへども關東を攻られん事はゆゑしき大事なるべしと叡慮を廻されける處に此
註進到來しければ主上を始進らせて諸卿一同に猶豫の宸襟を休め欣悅稱嘆を盡され則恩
賞は宜しく請に依へしと宣下せられて先使者三人に西源院本 各動功の賞をぞ行はれける。

(太平記)

兵庫に一日毛利家西源院本作三日非也上段云五月晦帝至兵御逗留有て六月二日路輿を廻
らさるゝ處に楠多門兵衛正成七千餘騎にて參向す七千今川家北條家南都本作三千其勢殊に
勇々敷ぞ見へたりける主上御簾を高く捲せて正成を近く召れ大義早速の功偏に汝か忠戦
にありと感し仰られければ正成畏て是君の聖文神武の徳に依すは微臣争か尺寸の謀を以
て強敵の圍を出へく候やと功を辭して謙下す天正本に參候之官軍共悉是兵庫を御立有け

る日より正成前陣を承て畿内の勢を相隨へ七千餘騎にて前驅す其道十八里か間干戈戚揚相挾左輔右弼列を引き六軍次を守り五雲閑に幸す

(神皇正統記)

符契を合する事もなかりしに筑紫の國々陸奥出羽のおくまでも同し月にぞしづまりにける六七千里の間一時におこりあひにしに時のいたり運の極りぬるはかゝる事にこそこそ不思議にも侍りしものかな君はかくもしらせ給はず攝津國西の宮さいふ所にてそきかせまし。く。ける。

○大日本史料に「東國捷報の至りしこみ太平記は兵庫駐蹕の時こし正統記は西宮驛の事こす今正統記に従ふ云へり。」

京都の御着

四日東寺に着し給ふ百官参り集りて迎へ奉る。

(公卿補任)

六月四日先帝御入洛幸東寺

(増鏡)

さて宮こには伯耆よりの還御きて世の中ひしめくまづ東寺へいらせたまひてこももさためらる。

(梅松論)

去程に京都には君伯耆より還幸なりしかは御迎に参られける卿相雲客行粧花をなせり今度忠功を致ける正成長年以下供奉する武士其數しらす

(神皇正統記)

六月四日東寺にいらせ給ふ

(太平記)

六月五日○四日の暮程に東寺まで臨幸成ければ武士たる者は中に及はず攝政關白太政大臣左右大將大中納言八座七辨五位六位内外の諸司醫陰兩道に至るまで我劣しと参集りしかは車馬門前に群集して地府に雲をしき青紫堂上に陰映して天極に星を列たり、

五日二條富小路殿に還御ましまし中宮西園氏も亦宮に還り給ふ廢主の立て給ひし皇太子康仁を廢し崇明門院を降して内親王を爲し給ふ是の日足利高氏に内昇殿を聽さる。

(公卿補任)

同五日如元入御二條富小路皇居自立登極但不及重祚禮元號復元弘元年九月己後任官叙位皆停廢之由被仰之禮成門院如故爲中宮廢皇太子康仁、

(公卿補任)

源尊氏去五日、廳内昇殿、

(神皇正統記)

都にある人々もまいりあつまりしかは威儀をまゝのへ本の宮に還幸したまふ、いつしか賞罰のさため有しに兩院新帝をはなため申給ひて都にすませましましける。されど新帝は僞主の儀にて正位にはもちいられず改元して正慶といひしをも本のこころ元弘と號せらる。官位昇進せし輩もみな元弘元年八月よりさきのまゝにてそ有し、平治より後平氏世をみたり。二十六年文治のはじめ頼朝權を専らにせしより父子あひつきて三十七年承久によし義時き世をよりおこなひしより百十三年すへて百七十餘年の間おほやけの世を一つにしらせ給ふ事たへにしに此天皇の御代に掌をかへすよりもやすく一統し給ぬる事宗廟の御はからひも時節ありけりこそ天下こぞりてあふぎ奉りける。

(増鏡)

二條の前のおみや道平めしありてまいり給へり。こたみ内裏へいらせ給ふべき儀重祚なきにてあるべけれも璽の箱を御身にそへられたれば、たゞをき行幸の還御のしぎにてあるべきよしさだめらる。關白ををかるまじきて二條のおみや氏長者を宣下せられて都の事管領あるべきよしうけたまはる。天の下たゞこの御はからひなるべしきて、このひみつあたりよろこびあへり。六月六日東寺よりつねの行幸のさまにて内裏へぞいらせ給ひける。めでたしきもこころばなし。去年の春いみしかりしはやき思ひいつるもたゞしへなく今も御さきのぶしきも有しよりはなをいくへきもなくうちかこみたてまつれるは、いさむくつけなき

さまなれど、こたみはうましくもみえず。たのもしくてたき御まもりかなきおほゆるも、うちつけめなるへし、世のならひ時につけてうつるこころなければ、みなさあるかし。先陣は二條富小路の内裏につかせ給ひぬれど、後陣の兵はなを東寺の門までつゞきひかへたり。ぞ聞えしはまこころにやありけん。正成もつかうまつれり。かの那波の又太郎は伯耆守になりて、それも衛府のものにもうちませたり。さまかはりて、ゆすりみちたる世のけしき、かくもありけるをなき。あさましくなけかせたてまつりけるにかきめでたきにつけても猶さきの世のみゆかし。車なきたちつゞきたるさまありし御くだりには、こよなくまされり。物見ける人の中に

むかしたにしつむうらみをおきの海に波たち歸るいまそかしこき

むかしの事なきおもひあはするにや有けん。金剛山なりしあつまぶしきも、さなからかうべをたれて、まいりきほふさま漢のはしめもかくやき見えたり。禮成門院も、又中宮き聞えませ。六日の夜やかて内裏へいらせ給ふ、いにし年御ぐしおろしにき御なやみなをこたらねば、いつしか五壇の御修法はしめらる。

(梅松論)

寶祚は二條の内裏なり。保元平治承より以來武家の沙汰にして政務を恣にせしか。こも元弘三年の今は天下一統に成しこそめつらしけれ。

(太平記)

翌日六月六日東寺より二條の内裏へ還幸成て略中さる程に千種頭中將忠顯朝臣帶劔の役に
て鳳輦の前に供奉せられけるか尙非常を慎しむ最中なればきて帶刀の兵五百人毛利家本
作五千餘
人二行に歩せらる高氏直義二人は後乘に従て百官の後に打る衛府の官なればきて騎馬の
兵五千餘騎甲冑を帶して打る其次に宇都宮五百餘騎佐々木判官七百餘騎土居得能二千餘
騎自佐々木至此此外正成長年圓心結城長沼塩冶己下金勝院西源院諸國の大名は五百騎三
本不載長沼
百騎其旗の次に一勢一勢引分て輦轂を中にして閑に小路を打たり凡路次の行粧行列の儀
式前々の臨幸に事替て百司の守衛嚴重なり見物の貴賤岐に満て只帝徳を頌し奉る聲洋々
さして耳に盈り。

論功行賞

天皇御歸洛ありてより直ちに新政を布かせられ先つ持明院統の御領所を定めて其の待遇を
厚くし次て寺社領の安堵を行はせられそれより一般將士の論功行賞をぞ行はせられける。
かゝりしかば四方より其の恩賞に浴せんきて京都に雲集し種々の手段を廻らして其の目的
を達せんませしかば或は宮中に取入り或は權門に賂ひ不正の事さも起りて殆んき整理つか
ず其の混雜云はん方なかりき。
諸軍勢の恩賞は姑く延引すも大功の輩は抽賞を行はるべしきて足利高氏に武藏常陸下總
を弟直義には遠江を新田義貞には上野播磨を楠木正成に攝津河内を名和長年に因幡伯耆を
賜はり其の他の將士へもそれ〴〵賞をぞ賜はりける。

(大日本史料)

五日元弘三叙位除目北畠顯家足利高氏を従三位に叙し顯家に陸奥守を高氏に武藏守を兼
ねしむ是日高氏を更めて尊氏を爲す尋て尊氏を鎮守府將軍を爲し新田義貞を越後守及び
上野播磨介を爲し楠木正成を攝津河内兩國の守を爲す其他千種忠顯以下の功を論すこゝ
差あり

(太平記)

第十四章 建武中興以後の概略

東國西國既に靜謐しければ筑紫より少貳大友、菊池、松浦の者共大船七百餘艘にて參洛す、新田左馬助、舍弟兵庫助七千餘騎にて上洛せらる。此外國々の武士共一人も残らず上り集ける間、京白河に充滿して王城の富貴日來に百倍せり、諸軍勢の恩賞は姑く延引すも先大功の輩の抽賞を行はるへしきて足利治部大輔高氏に武藏、常陸、下總三箇國、舍弟左馬頭直義に遠江國、新田左馬助義貞に上野、播磨兩國、子息義顯に越後國、舍弟兵部少輔義助に駿河國、楠判官正成に攝津、河内、名和、伯耆、守長年に因幡、伯耆兩國をそ行はれける。其外公家、武家の輩二箇國三箇國を賜りけるに、さしもの軍忠有し赤松入道圓心に佐用莊一所計を行はれ播磨國の守護職をば程なく召返されけり、されは建武の亂に圓心俄に心變して朝敵となりしも此恨を聞へし、其外五十餘箇國の守護國司、國國の闕所大莊をは悉公家被官の人々拜領しける間、陶朱か富貴に誇り鄭白か衣食に飽り、

(梅松論)

武家楠、伯耆守赤松以下山陽山陰兩道の輩朝恩に誇る事傍若無人ともいつべし

(齒長寺緣起) 伊豫

長年○名息一人公家一統御代彼等之一黨天下無雙權門上下憚之境節忽然出帝都閉籠高野、厭浮禰祈菩提外、閑萬事親父事○延元元年六月三十日雖聞及敢不動聞天下之成行事詠いりすてし我世を思出らん昔平家滅亡時分籠高野如宰相入道洛中上下無不褒美○中御代爲

御代時者、權門第一上下萬人恐之、尋常侍以下、町小路憚行合、不合面所々臨幸、家子郎頭、率數百騎、爲公方守護、後陣御共、侍直垂衣文、烏帽子折様、以伯耆様、諸人賞翫之、並肩侍難有、寺社門戶打制札、東山花本會、鷲尾北廊ト一殿招好士、新車係強牛、同車一兩輩、郎從以下、駿馬置白鞍、糸房鞆、係芝打長、絳綺羅行粧、驚耳目、乘天下人口、○下

○名和氏權勢の様を察すべし

(異本元弘日記)

元弘四年二月尊氏賜武藏、下總、常陸三箇國、直義遠江國、義貞上野、播磨二箇國、同義助駿河國、義顯越後國、正成攝津河内二箇國、長年因幡、伯耆二箇國

○大日本史料に曰く、太平記高氏等の受領を建武元年八月西國の諸將上京の下に連叙し異本元弘日記、阿寺本、新田足利系圖も亦同年二月十三日の事とせり、然れども高氏の武藏守となりしは元弘三年八月五日なりしこも公卿補任に明文あり、直義の相模守となりしこも亦是歲十一月八日にあり、又十二月五日の上野國宣及び同月十四日の越後國宣にいつれも義貞の押署あるを見れば、其既に任を受けたるこも知るへし、又十月二十六日正成の觀心寺に與へし書に據れば、正成既に河内守たるに似たり、名和長年も亦伯耆守と稱せしこも八月十三日の狀に見えたり、伯耆卷は長年の伯耆守に然れば、此等功臣の賞を行はれしこもは既に己に元弘三年に在るこも明けし

(鞍馬寺文書)山城

當山深依奉憑入、御使者進祐賢候之處、御不審尤本望候、就其當所之路次肝要候歟、没落輩候者、可被召捕候、公私目出候委細之旨、但馬公令申候了、恐々謹言、

八月十三日

伯耆守長年(花押)

謹上 鞍馬寺衆徒御中

○右の文書に就きて大日本史料に曰く、此書年を詳にせざれども長年は元弘三年六月より在京して延元々年六月に戦死し其間建武元年二年には連逃追捕なきの事なければ此に没落輩あるは蓋し六波羅の餘黨を云へるならん因りて姑く元弘三年に收む。

中興の新政

やがて記録所を復し雜訴決斷所及び窪所、武者所を置かれ洞院實世坊門清忠、楠木正成、新田義貞、名和長年等の人才を擧げて中央の政務をぞ總攬せしめ給ふ。

(大日本史料)元弘三年十月九日の條

是より先き記録所を復し雜訴決斷所及窪所、武者所を置く。

(全上)建武元年五月十八日の條

恩賞方四番及び記録所寄人を置き復雜訴決斷所の條規を定む

(建武記)恩賞方番文

一番 申辰 東海道、東山道

吉田一位 安房卿 經季朝臣 頭 宮内卿 良定朝臣 中院中將

兼光 土佐守 親光 太田判官

二番 酉巳 北陸道

民部卿 光經卿 藤長 藏人 右少辨 職政 兵衛大夫判官

秀清 佐渡大夫判官

三番 寅午 畿内、山陽道、山陰道

別當 藤房 宗兼朝臣 頭 中 長年 伯耆 正成 河内判官大

四番 卯未 南海道、西海道

四條中納言 隆資 範國 左衛門 賴元 外條 大

清原康基 六位

記録所 寄人

四位左大史 冬直宿禰

弼大外記 師利

清大外記 賴元

新大外記 師治

大判事 明清
兵衛大夫判官 職政
土佐守 兼光
伯耆守 長年
主計大夫判官 明成
佐渡大夫判官 秀清
河内大夫判官 正成

(雜訴決斷所結番交名)

建武 元 八 (是月雜訴決斷所員を増し八番さなし五畿七道を分掌せしめらる)

「上略」

五番山陰道 丹波、丹後、但馬、因幡
伯耆、出雲、隱岐、石見

六日、七日、十五日、庭 十二日、十七日

萬里小路	大貳 經顯卿	前宮内卿 經高卿
一位宣房卿		
長光朝臣	正經	師治
則成	章兼	眞惠 是圓舍弟
道要	成藤	長年
藤原信重	西阿	
下略		

建武元年正月には大内裏造營の議ありて安藝周防を料國さなし諸國の地頭御家人に課して各自所領得分の二十分の一を徴され又紙幣を發行せしめ給ふ。同三月に至りて新錢を鑄させられ乾坤通寶さぞ申しける其他服制を定めて奢侈を禁じ諸の儀式を整へらるゝ等形式は漸く整ひたれども其の内情は混亂を極め宿弊は中々に改むることを得ず久しく武人の抑壓を被りし公家は中興の政に共に其勢力を復せんを欲し武人又功を恃みて其の勢威を張らんして互に軋轢さ不和を來たし而して公家は俄かに富を致せるより日夜遊宴に耽りて驕奢を事とし朝政も依怙の沙汰のみ多く天下の士民は却て安寧を保つ能はず爲めに再び武家政治の昔を思慕するに至れり。

足利尊氏の叛

足利尊氏は此の形勢を看破しつゝめて諸國の武士の心を收攬せんをせしかば此等の武人中功名富貴のみを知て大義名分を辨へざる不平の徒は皆之に應じ天下の人心は翕然として尊氏に歸するに至り中興の業は遂に根柢より覆へざるに至れり。

○護良親王は尊氏に御不和にて元弘三年六月志貴山にあらせられし頃より之を除かんことを企圖せられ同十二月にも京師訛言ありて騷擾せしことあり其後又建武元年六月尊氏の策を攻め給はんことを説ありて尊氏も兵を集めて自から之に備へたりしが後十月二十一日親王は武者所に拘せられ給ひ翌日常磐井殿に遷され十一月十五日鎌倉に流され給ふ。

(梅松論)

翌年改元有て建武元年なり、元三節會以下の儀式雲客花の袂をつらね、むかしにかへる體なり、然るも世中の人々心も調らず、よろづ物さはがしくみえしかば、此まゝにてはよもあらじと恐ろしくぞ覺えし、去程に兵部卿親王護良、新田左金吾義貞、正成長年。潛に叡慮を請て打立事度々に及み、いへきも將軍に付奉る軍勢其數をしらざる間合戦にをよば、難義たるべきによりて、己に師有べき日、先事を延ん爲に無異の體にて北山殿へ臨時の行幸度々に及し也。中其後もなを京中騒動して止時なし、中にも建武元年六月七日、兵部卿親王大將として將軍の御所に押寄らるべき風聞しける程に、武將の御勢御所の四面を警固し奉り、余の軍勢は二條大路充滿しける程に、事の體大義に及によつて當日無爲になりけれども、將軍よりいきまほり申されければ、全く叡慮にはあらず、護良親王の御張行の趣なりし程に、十月廿二日の夜、親王御參内の次を以て武者所に召籠奉て、翌朝に常盤井殿へ遷し奉り、武家輩警固し奉る、宮の御内の輩をば武者の番衆、兼日勅命を蒙りて、南部工藤を初として數十人召預けられける。同十一月親王をば細川陸奥守顯氏請取奉て、關東へ御下向あり、思ひの外なる御旅の空申もなかなか愚也。宮の御謀叛眞實は叡慮にてありしかども、御科を宮にゆづり給ひしかば、鎌倉へ御下向さぞ聞えし。宮は二階堂の藥師堂の谷に御座有けるが、武家よりも君のうらめしく渡らせ給ふと御獨ごこ有けるにぞ承る。

(太平記)

(上畧)抑高氏卿今迄は随分忠ある仁にて過分の僻事有とも聞ざるに何事に依て兵部卿親王は是程に御憤は深かりけるぞと根元をたつぬれば、去年の五月に官軍六波羅を攻落したりし刻、殿法印の手の者も京中の土藏共を打破て財寶共を運取ける間、狼籍を鎮んが爲、足利殿の方より是を召捕て二十餘人六條河原に切て懸られける、其高札に大塔宮の候人殿法印良忠が手の者共、在々所々に於て晝強盜を致す間誅する所なりと書れたりける、殿法印此事を聞て安からざる事に思はれければ、様々の讒を構へ方便を廻して兵部卿親王に訴申されける。加様の事とも重疊して上聞に達しければ、宮も憤り思召て志貴に御座有し時より高氏卿を討はやと連りに思召立けれ共、勅許無りしかは力なく黙止給ひけるか、尙讒口止さりけるにや、内々隱密の儀を以て諸國へ令旨を成され兵をそ召れける。高氏卿此事を聞て内々繼母の准后廉子河野に屬し奉り奏聞せられけるは、兵部卿親王帝位を奪奉らん爲に諸國の兵を召候なり、其證據分明に候て國々へ成下さる處の令旨を取て上覽に備られけり、君大に逆鱗有て此宮を流罪に處すべしとて中殿の御會に事を寄、兵部卿親王をぞ召れける、宮懸る事とは更に思召寄らす、前驅二人侍十餘人召具して忍やかに御參内有けるを結城判官光親伯者守長和二人兼てより勅を承て用意したりければ、鈴の間の邊に待受是を捕奉る、則馬場殿に押籠奉る、宮は一問なる所の卿手結たる中に參通ふ人一人も無して涙の床に起臥せ給ふにも、こは如何なる我身なれば、元弘の始は武士のために身を隠し木の下

岩のはさまに露敷袖をほしかね歸洛の今は一生の樂いまた一日も終るに讒臣の爲に罪せられ刑戮の中には苦むらんぞ知ぬ前世の報までも思召残す方もなし虚名久しく立す云事あれば、さりとも君も聞召直さるへしと思召ける處に公儀已に遠流に定めぬ聞へければ御悲に堪ず内々御心よせの女房をして委細の御書をあそばし傳奏に就急き奏聞を經へき由を仰遣さる(下略)

西園寺公宗の

○西園寺公宗等反を謀りしかば建武二年六月二十二日兵を遣はして之を捕ふ。
(太平記)

故相模入道舍弟四郎左近大夫入道は元弘の鎌倉合戦の時自害したる眞似をして潜に鎌倉を落て暫しは奥州に在けるか人に見しられしか爲に還俗して京都に上り西園寺殿を憑奉りて田舎侍の始て召仕はるゝ體にてそ居たりける。是も承久の合戦の時西園寺太政大臣公經公關東へ内通の旨有しに依て義時其日の合戦に利を得たりし間子孫七代迄西園寺殿を憑申へし云置たりしかば今に至迄武家他に異なる思を成せり。是に依て代々の立后も多は此家より出て國々の拜任も半は其族にあり。然れば官太政大臣に至り位一品の極位を極めす云事なし偏に是關東最負の厚恩なりと思はれけるにや如何にもして故相模入道か一族を取立て再び天下の權を取せ我身公家の執政として四海を掌に握らばやと思はれければ此四郎左近大夫入道を還俗せさせ刑部少輔時興名を易て明暮は只謀叛の計略をそ

運らされける。或夜政所入道大納言殿の前に來て申けるは、國の興亡を見るには政の善惡を見るにしかず、されば微子去て殷の代傾き范增罪せられて楚王滅ひたり。今の朝家には只藤房一人のみにて候つるか。未然に凶を鑑て隱遁の身も成候事朝廷の大凶當家の御運もこそ覺て候へ。急き思召立せ給候は、前代の餘類十方より馳參て天下を覆さん事一口を出へからす。こそ勸め申ける。公宗卿けにも思はれければ時興を京都の大將として畿内近國の勢を催さる。其姪相模次郎時行をば關東の大將として甲斐信濃武藏相模の勢を附らる。名越太郎時兼をば北國の大將として越中能登加賀の勢をそ集られける。如此諸方の相圖を同時定て後、西の京より番匠數多召寄て俄に湯殿をぞ作られける。其上り場に板一間踏は落る様に構へて其下に刀の疾藜を植られたり。是は主上御遊の爲に臨幸成たらんする時華清宮の温泉に准へて浴室の宴を勸め申て君を此下へ陥れ奉らん爲の企なり。加様に様々の謀を定め兵を調て北山の紅葉御覽の爲に臨幸成候へし申されければ、則日を定られ行幸の儀式をそ調られける。○本書秋の事己に明日午刻に臨幸有へき由相觸られたりける。其夜主上、始御まごろみ有ける御夢に赤袴に鈍色の二つ衣著たる女一人來て前には虎狼の怒るあり。後には熊羆の猛きあり。明日の行幸を思召止らせ給ふへしこそ申ける。主上御夢の内に汝は何くより來れる者そ。御尋有ければ、神泉苑の邊に多年住侍る者なり。答申て立歸ぬ。御覽せられ御夢は程なく寤にけり。主上怪しき夢の告なり。思召れなから。是迄事定めぬ臨幸

期に臨ては如何停らるへき思召れければ、遂に鳳輦を促さる、去ながら夢の告怪しければ、
さて先神泉苑に幸成て龍神の御手向有けるに池水俄に變して風吹さるに白浪岸を打事頻
なり、主上是を御覽せられ彌夢の告怪しく思召れければ、姑鳳輦を駐て御思案有ける處に、竹
林院中納言公重卿馳参して申されけるは、西園寺大納言公宗隱謀の企有て臨幸を勸申由只
今或方より告示候是より急き還幸成て橋本中將俊季并春衡文衡入道を召れて仔細を御尋
候へし申されければ、君去夜の夢の告今日の池水の變する態けにも様ありし思召合て聽
て還幸成にけり、則中院中將定平に結城判官親光、伯耆守長年を差副て西園寺大納言公宗卿
橋本中將俊季并文衡入道を召取て参れしを仰下されける、敕宣の御使其勢二千餘騎追手搦
手より推寄て北山殿の四方を七重八重にそ取卷ける、大納言殿早此間の隱謀顯れけりし思
はれければ、中々騒きたる氣色もなし、事の様をも知らぬ北御方、女房達侍共はこは如何なる
事そや、周章ふためき逃倒る、御弟俊季朝臣は官軍の向ひけるを見て心早き人なりければ
只一人脱て後の山より何地もなく落給ひにけり、定平朝臣、先大納言殿に對面有て穩に事
の仔細を宣られければ、大納言殿涙をおさへて宣けるは、公宗不肖の身なり、いへも故中
宮の御好に依て官祿も人に下らず、是偏に明王慈惠の恩幸なれば、争か陰に居て枝を折、
流を汲て源を濁す志を存すべく候、熟事の様を按するに、當家數代の間官爵人に越、恩祿身に
餘れる間、或は清花の家是を妬み、或は名家の輩是を猜みて如何様種々の讒言を構へ様々の

虚説を成て當家を失はん、こを覺て候へ、去ながら天誠（鑑）は虚名いつまでか上
聞を掠むべく候なれば、先召に従て陣下に参し犯否の御糺明を仰き候へし、但俊季に於は今
朝己に逐電候ぬる間召具するに及はず、こを宣ひける、官軍共是を聞てさては橋本中將殿を
隠し申さるゝにてこそあれ、御所中を能々見奉れ、さて數千の兵殿中に亂入て天井塗籠打破
り翠簾几帳を引落して殘處なく搜しけり、是に依て只今まで紅葉の御賀有へし、さて樂絃を
調へつる伶人裝束をも脱す東西に逃迷ひ、見物の爲て群をなせる僧俗男女怪しき者か、こ
て多く召捕はれ不慮に刑戮に遭けり、其邊の山の奥岩のはさま迄若や、猶搜しけれ、こも俊
季朝臣遂に見へ給はさりければ、官軍力なく公宗卿、文衡入道、を召捕奉りて夜中に京へ
を歸ける、大納言殿をは定平朝臣の宿所に一間なる所を詰牢の如くに拵て押籠奉る、文衡入
道をは結城判官（金勝院本作預られ、夜晝三日まで上つ下つ拷問せられけるに、殘所なく白
名和長年）道をは結城判官に引出して首を刎られけり、公宗を伯耆守長年に仰附られ、出雲國
へ流さるべし、公議己に定りにけり、明日必配所へ赴き給ふべし、治定有ける（中畧）其夜
て逢ひ給へる、去程に追立の官人來て今夜先、伯耆守長年か方へ渡し奉りて曉配所へ下し
て、あれ、省く、奉るへし、申ければ、頓て物騒しく成て北方も傍へ立隠れ給ひぬ、さても猶今より後の御有
様如何、心苦しく覺て透垣の中に立紛れて見給へは、大納言殿を請取進らせん、さて、長年物
具したる者共二三百人召具して庭上に並居たり、餘りに夜の深候ぬる、こ急きければ、大納言

殿繩取に引へられて中門へ出給ふ其有様を見給ひける北御方の心の内譬へて云はん方もなし既に庭上に昇居たる輿の簾を塞けて乗んまし給ひける時定平朝臣長年に向て早き云けるを殺し奉れまの詞そま心得て長年大納言殿に走懸て鬘の髪を纏てうつ伏に引伏せ腰刀を抜て御首を搔落しけり下まして上を犯さんま企る罰の程こそ恐しけれ(下畧)

(大日本史料)

建武二年八月二日西園寺公宗及び日野氏光三善文衡を誅す

○西園寺公宗等の捕へられしは建武二年六月二十二日にして同二十六日罪名を勘し八月二日に至り之を誅せり此の頃北條氏の餘黨各地に蜂起し二月三月に信濃に其黨起り同二月四月六月に伊豫にも北條の殘黨起れり同七月十四日には諏訪頼重其子時繼滋野一族と共に北條時行を奉じて信濃に兵を擧げたり又同八月には陸奥及び北國にも時行の黨起りて動搖せり

而して尊氏のこの計畫は祖先以來の遺志なれば建武二年七月諏訪頼重等北條時行を奉じて兵を擧ぐるに當り尊氏之を征討するを名として鎌倉に赴き其の族類を破りて關東を平定し遂に鎌倉に於て叛旗を翻すに至りぬ。是に於て朝廷尊良親王を上將軍とし新田義貞を將として尊氏の討伐に向はしめられしも官軍遂に箱根に破れて京都に引き還せり。尊氏即ち破竹の勢を以て京都に攻上りしかば天皇一時難を避けて東坂本に幸し給ふ。

(梅松論)

去程に御手分あり勢田は下御所大將副將軍は越後守師泰淀は畠山上總介芋洗は吉見三河守宇治へは將軍御向あるへきなり京方の勢田の大將は千種宰相中將結城太田大夫判官親光伯耆守長年也勢田は正月三日より矢合を聞きし將軍は日原路を経て宇治へ御向あり

(太平記)

去程に正月七日に義貞内裏より退出して軍勢の手分あり勢多へは伯耆守長年に出雲伯耆因幡三箇國の勢二千騎を副て向らる供御瀬膳所瀬二個所に大木を數千本流し懸て大綱を張亂杭をうち引懸引懸繫たれば如何なる河伯水神なりとも上をも游き難下をも泳難し宇治へは楠判官正成に大和河内和泉紀伊國の勢五千餘騎を副て向らる山崎へは脇屋右衛門佐を大將として洞院按察大納言文觀僧正大友千代松丸宇都宮美濃將監藤海老名五郎左衛門尉長九郎左衛門以下七千餘騎の勢を向らる畧中大渡へは船田左兵衛督義貞を總大將として里見烏山山名桃井額田田中籠澤千葉宇都宮菊池結城池風間小國河内兵共一萬餘騎にて固めたり。

(保曆間記)

勢多の手は左馬頭直義合戦を始む京都より月卿雲客伯耆守長年等向ふ。

(南朝太平記)

斯る所に凶徒既に近付きぬと聞えければ、正月七日、軍勢の手分あり。勢多へは伯耆守長年を三千餘騎にて差向けらる。山崎へは脇屋右衛門佐義助、洞院按察大納言公泰、卿文觀僧正、大友千代松丸、宇都宮美濃將監、海老名以下七千餘騎にて差向けらる。大渡へは總大將義貞、千葉宇都宮、菊池以下一萬餘騎にて向はる。宇治へは廷尉正成五千餘騎にてぞ向はれける。然るに義貞宣ひけるは、尊氏勢多より押寄すべければ、義貞勢多へ向ふべし。治承より以來皆宇治より破れぬれば、楠殿向はるべし。勅詔にて候と宣ひしを長年聞きも、敢ず新田殿は敗軍の將に坐せば、勢多へは某向ひ候はんことを申さる。義貞聞き給ひ、勅命を背き給ふか。宣へば、勅詔ならんには召されて仰下さるべきものをいふ。其時正成進み出て、勅命にて候ぞ。伯州の申され様無骨なり。宣へきも、いや、餘人は知らず。長年に於ては、今更人の下風には立たじものをいふ。正成重ねて大事の前に私を立て給ふは、長年には似合ひ申さず。宣ふ、義貞も色を損じ、伯州を義貞の手に屬せよ。は勅詔もなし。其上足利は多勢なり。長年の御勢は僅か二千有餘にて、そ候らん。宣へば、いや、敵は百萬もあれば、長年が一命あらん程は破られ候まじ。義貞の加勢をも受け候まじ。怒らるれば、義貞も力なく。長年の向はるべき大渡へ向ひ給へば、長年は勢多の手へ向はる。時に正成勢多の手へは、尊氏寄せ來るべければ、戰難儀ならん。思ひ矢尾別當志貴右衛門尉に五百餘騎を相添へ、加勢して長年の陣へ差遣はさる。然るに長年、人の加勢は申受けじ。固辭しけれども、菊水の旗を闇き、長年の帆懸

船の旗を遣はされ候へなき、様々詞を盡していひ送られければ、長年も得心し、判官殿の加勢を受けまじ。長年にて候はねば、菊水の御旗こそ宣しかるべく候。さて此勢を合せて三千餘騎にて守られけり。

○大日本史料に、勢多の戰、梅松論は三日とし、畧年代記抄出は五日とすれども、天野文書に據りて正月一日とす。又太平記に、官軍の部署を定めしを七日とすれども、一日既に戰を接すれば、部署を定めしは去年の末なるべしと云へり。

(梅松論)

同十日の夜、山門へ臨幸ある則内裏焼亡しけり。近比は閑院殿より以來は、是こそ皇居の御名殘也。しに、ごはいかに、おそろしかなしまぬ人そなかりけり。同時に、卿相雲客以下、親光、正成、長年、か宿所も片時の灰燼となりしこそ、淺ましけれ。傳へきく、秦の軍破れて、咸陽宮、阿房宮を焼はらひけるは、異朝の事なれば、おもひやるはかりなり。壽永三年、平家の都落もかくや。おぼえてあはれなり。

(太平記)

名和伯耆守長年は、勢多を固めて居たりけるか、山崎の陣破れて、主上早東坂本へ落させ給ひぬ。聞へければ、是より直に坂本へ馳參する事は、安けれども、今一度内裏へ馳參らで直に落行んする事は、後難あるべし。さて、其勢三百餘騎にて十日暮程に、又京都へそ歸ける。今日は

悪日にて將軍いまた都へは入給はさりけれも、四國西國の兵共數萬騎打入て京白河に
充滿たれば帆掛舟の笠驗を見て此に横ざり彼に遮て打留んしけれも、長年懸散しては
通り打破ては圍を出十七度迄戦ひけるに三百餘騎の勢次第次第に討れて百騎許に成にけ
り、されも長年遂に討れされは内裏の居石の邊にて馬より下兜を脱、南庭に跪く、主上東坂
本へ臨幸成て數刻の事なれば、四門悉閉て宮殿止に寂寥たり、然は早甲乙人共亂入けり、覺
て百官禮儀を調へし紫宸殿の上には賢聖の障子引破られて、雲臺の畫圖此彼に亂たり、佳人
晨妝を飾りし弘徽殿の前には翡翠御廉半より絶て微月の銀鈎虚しく懸れり、長年つくつく
さ是を見て、さしも勇める夷心にも哀の色や増りけん、涙を兩眼に餘して、鎧の袖をそ濡しけ
る良姑く徘徊て居たりけるか、敵の開の聲聞近く聞へければ、陽明門の前より馬に打乗て、北
白川を東へ今路越に懸りて東坂本へそ參ける、其後四國西國の兵共洛中に亂入て行幸供奉
の人々の家屋形屋形に火を懸たれば折節辻風烈しく吹布て龍樓竹苑、准后の御所、式部卿親
王、常盤井殿、聖主御遊の馬場御所、煙同時に立登りて、炎四方に充滿たれば、猛火内裏に懸りて
前殿後宮諸司八省、三十六殿、十二門大厦の構徒らに一時の灰燼に成にけり。

(名和家文書)

建武二年の冬の比より從三位足利源、尊氏卿企謀叛、鎌倉を立て京都へ攻登る由聞へけれ
ば、村上伯耆守長年は隱岐、出雲、因幡、伯耆四ヶ國の勢一千餘騎にて勢田を堅めたりけるか、山

崎の陣破れて尊氏卿既に京都へ亂入し聞へければ、主上早京都を落させ給ひ山門に有御座
由聞ければ長年自是直に坂本へ馳參んすれ共、今一度内裏へ不參して直に聞落したらんは
可有後難、其上思子細あり、四國西國の集り勢今は京都に安堵して敵返可來は思もよら
し、暮紛に打て入一當あて、見はやし思なり、味方の多少、自是先切あらん程ならは、不見勢追
散程ならば所々に、是より先建武三年正月十日の暮程に長年の勢三百餘騎に他の勢を加て
都合五百餘騎京都へ打て入り、旗差上ければ四國西國の兵共是を見て官軍取て返しぬるそ
さ周章謀て、此に要り彼に遮へて討留んしけれ共、長年物もせず打破ては圍を出懸散し
ては追拂十七度迄戦ければ、被討者蒙疵者多かりけり、京都の勢も多く被討蒙疵者不知
其數、味方に被討人々には、自是先切長年内裏に參ければ主上早山門へ臨幸なる、小時内裏に
居たりけるか、更は自是坂本へ參んきて手負共を先に立て馬引寄引よせ打乗て北白川を東
へ今路越に懸て同十日の夜の曙に坂本へ參り、一族打連れ參内して軍評定をぞ仕たりけ
る、自是先切
て不見

此時官軍能く拒ぎ尊氏の兵は連りに破れ遂に建武三年正月晦、尊氏丹波の篠村に走る。

(太平記)

今度の合戦は廿七日にぞ定められける、既其日に成りぬれば人馬を休めんために宵より楠
木、結城、伯耆三千餘騎にて西坂をおりさがりて下松に陣を取る(中略)去程に楠判官、結城入

道伯耆守三千餘騎にて糺の前より押し寄せ出て出雲路の邊に火をかけたなり將軍是を見給ひて是は如何様神樂岡の勢共覺ゆるぞ山法師ならば馬上の懸合は心にくからず急ぎ向ひて懸け散せさて上杉伊豆守、畠山修理大夫、足利尾張守に、五萬餘騎を差副へてぞ向はせられける。楠木は元來勇氣無雙の上智謀第一なりければ、一枚楯の輕々としたるを五六百帖はがせて、板の端に懸金壺を打ちて敵の驅けんをさする時は此楯の懸金を懸け城の搔楯の如く一二町が程につき并べて透間より散々に射させ、敵引けば究竟の懸武者を五百餘騎勝りて同時にばつミ驅けさせける間、防手の上杉畠山が五萬餘騎、楠木が五百餘騎に揉み立てられて五條河原へ引き退く。

(伯耆卷)

長年執事内河兵衛三郎入道眞信 ○眞信は六月五日同新三郎眞員建武三年四月(○四月は正條大宮討死)山門合戦に戦死す

尊氏九州に下る

此の日天皇還御あらせらる、尊氏は二月三日兵庫に逃れ全十二日兵庫を發して九州に下向せり。備後の鞆津に至り賊名を逃れんが爲に窃に光嚴上皇の院官を得て西下したり。此の時九州の諸將は尊氏を歡び迎ふるもの多く、多々良濱にて菊池武敏と戦ひ一時は苦戦せしも遂に之を破りてより九州の人心皆尊氏に集まり延元々々年四月三日大舉して東上するに至れり楠木正成新田義貞等之を攝津に拒ぎしが遂に利あらず楠木正成は湊川に戦死す延元元年五月此

の報京都に達したれば上下大に動搖し五月二十七日天皇再び叡山に行幸あらせらる。

(近江寺文書) 播磨

足利尊氏并直義爲誅罰衆徒之中於宿老者致御祈禱精誠至于若輩者令發向可被抽軍忠於恩賞者不可有子細之狀依仰執達如件

建武三年二月三日

近江寺衆徒御中

(名和長年) 伯耆守

(鰐淵寺文書) 出雲

出雲國朝敵人等爲誅伐於宿老者被致御祈禱之精誠至于若輩者可致軍忠有勳功者可被抽賞之狀依仰執達如件

建武三年二月九日

鰐淵寺南院衆徒御中

(名和長年) 伯耆守(花押)

○右の文書は足利氏の黨類を討伐せしむる爲めの執達なり出雲に足利氏の黨類ありしことを知るべし

○延元元年二月窪所の結番を定めらる

(建武記) 定窪所番事

一番 道光

義高○名和

廣榮○金持 平保平

二番 重如 正季 楠 大江貞重波 宇
 三番 光貞 信連 富 藤原重朝
 四番 菊夜叉丸 康政 源 知義

右番守次第無懈怠可令勤仕番衆之外無左右不可參當所之狀如件

建武三年二月日

○窪所は元弘三年十月十九日に設けられたり、

○延元元年四月武者所の結番を定めらる

(建武記)

定 武者所結番事

一番 子新田 新田 熱田 長井 南部 大友
 午義顯 貞政 昌能 貞泰 時長 直世
 長井 長沼 小山 楠木 三浦 平長泰
 大江貞匡 藤原秀行 藤原政秀 橘正景
 二番 丑新田 宇都宮 小笠原 仁科 高梨 義繁 親藤
 未貞義 泰藤 頼清 盛宗
 三浦 三浦(時イ) 長江 三尾寺 平時勝
 平時續 小早川 平頼平 平氏明 平政秀

三番 寅新田 長井 千葉 狩野 伯耆大夫判官 土岐
 申行義 頼秀 胤重 貞長 義高 國行

光顯

四番 卯長井 長井 高廣 富部 足立 遠宣 町野 島津
 酉廣秀 高廣 信連 信顯 貞佐

小串 梶原 山田 源重光 廣澤 莊 藤原宗家

五番 辰新田 河内大夫判官 光貞 時綱 成藤 中條
 戌義治 正成 光貞

藤原廣譽

六番 巳武田 伯耆守 源知方 布志部(那イ) 熊谷(貞イ) 大見
 亥信貞 長年 知行 源光清 平直宗 資時 家致

金持大和權守 山田 春日部 本間 源忠秀
 廣榮 俊資 紀重行

右番守次第一夜日無懈怠可令勤仕之狀如件

延元々々年四月日

武者所を置かれしは元弘三年十月九日なり

(三刀屋文書) 諸家文書 纂三所收

出雲國三刀屋太田莊藤卷村地頭左兵衛尉宇佐輔景(申脱か)今年建武正月十日令發向山崎致軍忠同日行幸□□仕於叡山任左衛門尉○左兵衛則屬手當御手令勤仕西坂本□同廿七日合戰自加茂河原迄于七條河原抽軍忠之旨伯者四郎左衛門尉長年の三男高光なり並安東彌二郎入道等令見知者也同時合戰伯者中務丞相共於一條河原並桂河以下所々致軍忠迄于西山蜂堂令發向之條御見知之上伯者中務丞以下同時合戰顯然也然者云行幸供奉之功云度々軍忠無隱上者賜御證判彌欲抽忠節以此旨可有御披露候恐惶謹言

建武三年二月日

左兵衛尉輔景

進上御奉行所

承(名和長年)
了(花押)

(太平記)

官軍の總大將義貞朝臣僅に六千餘騎に打ち成されて歸洛せられければ京中の貴賤上下色を損して周章騒ぐ事限りなし官軍若し戰に利を失はば如前東坂本へ臨幸成るべきにかねてより儀定ありければ五月十九日王上三種の神器を先に立て龍駕をぞ廻されける(中畧)此度は公家にも武家にも供奉仕る者多かりけり攝録の臣は申すに及ばず公家には吉田内大臣定房萬里小路大納言宣房竹林院大納言公重御子左大納言爲定四條中納言隆資坊城中

納言經顯洞院左衛門督實世千種宰相中將忠顯葉室中納言長光中御門宰相宣明殿上人には中院左中將定平坊門左大辨清忠四條中將隆光園中將基隆甘露寺左大辨藤長岡崎右中辨範國一條頭大夫行房此外衛府諸司外記史官人北面有官無官の瀧口諸家の侍官僧官女醫陰兩道に至るまで我も我も供奉仕る武家の輩には新田左中將義貞子息越後守義顯脇屋右衛門佐義助子息式部大輔義治堀口美濃守貞滿大館左馬助義氏江田兵部少輔行義田掃部助正忠大江田式部大輔氏經岩松兵衛藏人義正鳥山左京亮氏賴羽川越中守時房桃井兵庫助顯氏里見大膳亮義益田中修理亮氏政千葉介貞胤宇都宮治部大輔公綱同美濃將監泰藤狩野將監貞綱熱田大宮司昌能河野備後守通治得能備中守通益武田甲斐守盛正小笠原藏人政通仁科信濃守氏重春日部治部少輔時賢名和伯者守長年同太郎判官長生○神宮司廳本長生を載せ不出今木新藏人範家頼宮六郎忠氏は等を宗徒の侍とし其勢都合六萬餘騎鳳輦の前後に打ち圍みて今路越にぞ落ち行き給ひける。

尊氏入洛

是に於て尊氏直義入京して光嚴上皇並に上皇の皇子豐仁親王を迎へ奉る尊氏は直義を總大將となし今路越雲母坂横川篠峯の三方より叡山を攻む。

○足利の軍叡山を攻めしは六月五日より始まりて同二十日まで續きたり

(秋藩閔閱録)

平賀孫四郎共兼去六月五日屬當御手馳向西坂本責上中尾抽軍忠奪取御敵旗討取伯者守長

年一。族。杵。築。太。郎。候。畢。中。略。然。者。賜。御。判。可。備。後。證。候。以。此。旨。可。有。御。披。露。候。恐。惶。謹。言。

建武三年七月六日

藤原共兼 此所裏に
在判形

進上御奉行所
(高師直か)

御判

(太平記)

昨日は已に追手の勸に依りて高家の一族も手定の合戦を致して今日は又搦手より此陣の合戦を勧めらるゝ事誠に理に當れり、黙止すべきにあらずして十八萬騎を三手に分けて田中濱道山傍より懸ミ夕日に敵に向ひて東坂本へぞ寄せたりける。城中の大將には義貞の舍弟脇屋右衛門佐義助を置かれたりければ、東國西國の強弓手足を汰へて土矢間櫓の上に、おき土居得能仁科、春日部伯耆守以下の四國北國の懸武者も二萬餘騎、白鳥が岳に營へさせ船軍に馴れたる國々の兵に和仁、堅田の地下人をも差し添へて五千餘人、兵船七百餘艘に搔楯を搔きて湖水の奥に浮けられたり。敵陣の構密くして人の近づくべき様なし、いへども軍をせでは敵の落つべき様やあるにて三方の寄手八十萬騎相近づきて関を作りければ、城中の勢六萬餘騎、矢間の板を鳴し舷をたゝきて関を合す、大地も之れかために裂け、大山も此時に崩れやすらん、おびたゝし。寄手已に堀の前までかづき寄せ埋草を以て堀をうめ、

燒草を積みて櫓を落さん、しける時、三百余箇所の櫓土さま出堀の内より雨の降る如く射出しける矢、更に浮矢一つもなかりければ、楯のはづれ旗下に射伏せられて死生の境を知らざる者三千人に餘れり、寄手餘に射殺されける間、持楯の陰に隠ん、少し色めきける處を城中より見澄して脇屋堀口、江田大館の人々六千余騎、三の關を開けて、驀直に敵の中へかけ入る。土居得能仁科、伯耆が勢二千餘騎、白鳥よりかけ下りて横合にあふ。湖水に浮へる國々の兵も唐崎の一松の邊へ漕寄せ、てさし矢遠矢すぢかひ矢に、矢種を惜まず射たりけり。寄手大勢なり、いへども山と海と横矢に射し、らまされ、田中白鳥の官軍に懸立てられ、叶はじみや思ひけん。又本陣へ引き返す。

○右の戦鬪は六月八日なり

長年戦死 然れども官軍の勢盛にして足利の軍度々敗れしかば、官軍其の勢に乗じて京都を攻めしが却て大敗し、名和長年等遂に戦死せり。

(太平記)

七月十三日大將新田左中將義貞度々の軍に打ち残されたる一族四十三人引具して先づ皇居へ参らせらる。主上龍顏麗しく群下を照臨ありて、今日の合戦何時よりも忠を盡すべし、ミ仰下されければ、義貞士卒の意に代りて合戦の雌雄は時の運による事にて候へば、かねて勝負を定めがたく候、但し今日の軍に於ては、尊氏が籠りて候東寺の中へ箭一つ射入れ候は、

は罷り歸るまじきにて候ふなりと申して御前をぞ退出せられける。諸軍勢大將の前後に馬を早めて白鳥の前を打ち過ぎける時見物しける女童部名和伯耆守長年が引きさがりて打ちけるを見て此比天下に結城伯耆楠千種頭中將三木一草といはれて飽くまで朝恩に誇りたる人々なりしが、三人は討死して伯耆守一人残りたることよと申しけるを長年遙に聞きて、さては長年が今まで討死せぬことを人皆いふかひなしといふ沙汰すればこそ女童部までもかやうにはいふらめ。今日の合戦に御方若しうち負けは、一人なりとも引き留りて討死せんものをと獨言して是を最後の合戦と思ひ定めてぞむかひける。

○是の日を七月十三日によるは誤りにて實は六月三十日なり。櫻雲記。南方紀傳共に誤れり。

(太平記)

追手の大將新田義貞、脇屋義助、二萬餘騎を率して、今路西坂本より下りて三手に分れて押し寄する。一手は義貞、義助、江田、大館、千葉、宇都宮、其勢一萬餘騎、大中黒、月に星、左巴、右巴、丹兒玉のうちわの旗三十余流連りて、糺を西へ打ち通り大宮を下りに押し寄せらる。一手には伯耆守長年、仁科、高梨、土居、得能、春日部以下の國々の勢集りて五千餘騎、大將義貞の旗を守りて鶴翼魚鱗の陣をなし、猪熊を下りに押し寄する。一手は二條大納言、洞院左衛門督、兩大將にて五千餘騎、牡丹の旗、扇の旗、只二流差し揚げて敵に跡を切られじと四條を東へ引き渡し(中略)土岐彈正少弼頼遠三百餘騎にて上賀茂に控へてありけるが、五條大宮に控へたる旌を見てけれ

ば、大將は皆公家の人々よと見てければ、後より鬨をきつと作りて喚き叫ひてぞ懸りたりける。すはや後より取廻しけるは川原へ引きて廣みにて戦へといふ程こそありけれ、一戦も戦はず五條川原へはつと追ひ出されて些も足を踏み留めず西坂本を差して逃けたりける。土岐頼遠、五條大宮の合戦に打ち勝ちて勝鬨を揚げれば、此處彼處より勢も數千騎馳せ集りて大宮を下りに義貞の後へ攻めよする。神祇官に控へたる仁木、細川、吉良、石堂が勢二萬餘騎は朱雀を直達に西八條へ推し寄する。東よりは小貳、大友、厚東、大内、四國、中國の兵共三萬餘騎、七條河原を下りに針唐橋へ引き廻して敵を一人もうち泄さず引き裏む。三方は如此百重千重に取り巻き、天を翔り地に潜りて出づるより外は漏れても逃ぐべき方なし。前には城郭堅く守りて數萬の兵鏖をそろへて散々に射る。義貞今日を限の運命なりと思ひ定め給ひければ、二萬餘騎を只一手になして八條九條に控へたる敵十萬餘騎、四角八方へかけ散し、三條河原へ颯と引きて出でたれば、千葉、宇都宮もはや所々に引き別れ、名和伯耆守長年も懸阻てられぬと見えたり。仁科、高梨、春日部、丹兒玉三千餘騎、一手に成りて一條を東へ引きけるが、三百餘騎討たれて驚の森へ懸抜けたり。長年は二百餘騎にて大宮にて返し合せ、我々の後の刻をさして一人も不殘死してけり。

(梅松論)

敵大宮は新田義貞、猪熊は伯耆守長年、二手にて八條坊門まで責下りたりし間、東寺の小門を

開ひて仁木兵部大輔頼章、上杉伊豆守重能以下打て出責戰に依て一支もさへずして敵本の路を二手にて引のほる所に、細川の人々頼尙洛中の條里をかけきりく戦し程に、伯耆守長年、三條猪熊にをいて豊前國の住人草野左近將監が爲に討取れぬ。

(名和家文書)

六月下旬に從四位上新田左兵衛督源義貞、弟脇屋右衛門佐源義助、千葉介貞胤、宇都宮治部大輔公綱、江田修理亮行義、大館左京大夫氏義、仁科高梨土居春日部、伯耆守長年を先こして其外官軍山門を出京都へ打て入雖攻戰、京勢充滿して官軍既に打負給ふ長年三百餘騎不其勢亂、四國西國の兵共終日戰たりければ二百騎計被成討半ば蒙疵を於京都長年一族村上因幡守信貞同三郎兵衛貞氏を近付て此陣一方打破て可落事は安けれ共、義貞兄弟其外の人々早面々に被懸阻たかひに死生を不知成にけり、今日を限こ兼而爲被定事なれば、義貞義助も早討死可仕給、長年一人落行たらは天下の可成嘲味こ各は殘留て後の關をさし我か勢一人も不可落こ日含ければ、信貞貞氏も我等もさこそは存知候へこて立留り、後の關をさし長年一族には村上因幡守信貞同民部允高通、同三郎兵衛貞氏、同大輔將監高長、同左兵衛尉高年、同筑前權守秀村、鏡掃部允重村、上神雅樂允助重、筑見五郎左衛門尉助國、河迫但馬守義元、同十郎左衛門忠頼、内河の人々を先こして家の子若黨面も不振切て廻る、長年數ヶ所手負腹搔切訖其外或討或は腹切て建武三年六月晦日一人も不殘討死訖。

○名和氏紀事には伯耆民諺記に據り戰死者中香原林立蕃允元親、赤坂掃部助幸清を加へ内河は彦太郎國時とせり。

(山勝) 小笠原古文書(乾)

新田義貞以下凶徒等事度々合戰、每度打勝畢、就中去月晦日寄來之間、伯耆守長年并餘黨數千人、或討取之、或生取、間山門之軍勢相殘之分不幾之上、今朝多以沒落將又爲降人所參也、爰如風聞者、義貞以下可令沒落東國云々、自東國山道令馳參之、叢暫令居住近江國、打止山徒往反及兵糧、可打取山門沒落軍勢之由、可相觸山道海道等勢之狀如件

建武三年七月五日

(守脱カ) 小笠原信濃殿

(尊氏) (花押)

(國史考)

石見地福光上村地頭御神本三郎太郎藤原兼繼申略○中○晦○日○馳○參○八○條○坊○門○猪○熊○對○御○敵○伯○耆○守○長○年○致○所○々○合○戰○於○押○小○路○猪○熊○討○取○伯○耆○守○○他○本○に○は○三○郎○右○衛○門○尉○一○族○畢○且○備○後○國○三○吉○孫○○他○本○孫○三○郎○以○下○一○族○伴○合○戰○之○間○知○及○之○重○合○戰○分○取○者○於○賀○茂○河○原○高○新○左○衛○門○尉○并○中○林○次○郎○入○道○令○見○知○上○被○遂○御○賀○檢○畢○然○早○下○賜○御○證○判○可○備○向○後○龜○鏡○候○以○此○旨○可○有○御○披○露○候○恐○惶○謹○言

建武三年七月日

藤原兼繼

進上 御奉行所

高武藏守師直 判

(草野系圖)藤原姓
○佐賀諸家系圖所収

秀永松浦二郎 建武三年(六)於洛陽討名和伯耆守爲其軍功之賞自朝廷賜官女於此腹生一男、名赤司麻呂成長後赤司新藏人藤原永真是赤司氏始祖ニシテ筑後國御井郡赤司城ヲ七代相續ス丹後守永明代天正年中龍造寺隆信公御幕下ニ成リ肥前ニ住ス

(名和公戰死の地)

今京都市舊大宮一條下ルに碑あり高さ一丈三四尺碑面に贈正三位名和公遺蹟碑太政大臣公爵三條實美書あり明治十九年一月建つる所即ち公戰死の地ニ推定して建てられしものなるべし此の地今はいたく荒れはて訪ぬる人もいさ稀れなり名和氏紀事に長年戰死の地を太平記には大宮云ひ名和系譜には内野あり内野は山城志に在_三西京東北至_三聚樂亭趾_三見え歌にもよめる地にて今の千本通りの東西陣の南の總名なり大宮通此の中にあれば太平記にも此處を云へるなるへし梅松論に伯耆守長年は三條猪熊に於て豊前國住人草野左近將監か爲に討取られぬ云へるは趣異なり今按るに一族因幡守信貞の事を

吉野御潛幸

系譜には六角猪熊にて討死ニ註す此の六角は三條に續きて東西の坊猪熊は大宮に隣れる南北の坊にて總て内野より三條の地方猪熊大宮の街等一體の戰場なるかゆえに傳聞區々なりしものなり云へり。
是より官軍復振はず八月二十五日には阿彌陀峯に戰つて敗れ二十八日更に最後の決戰を試みしも遂に大敗して復起つ能はざるに至れり。尊氏機至れりとなし御和睦を勧め奉りしかば天皇やむなく御許しありて十月十日京都へ御還幸あらせらる。是の時天皇叡山に於て竊に御位を皇太子恒良親王に譲らせ給ひ義貞に勅して親王及び尊良親王を奉じて北國に赴かしめらる。

尊氏は京都の合戦に勝利を得しかば光嚴上皇に奏請して延元元年八月十五日豊仁親王を立て、之を光明天皇と申す。其の後後醍醐天皇京都に御還幸あらせらる、や尊氏神器の授受をせまり天皇止むこを得ず十一月二日偽器を光明天皇に傳へさせられたり。同十二月二十一日の夜天皇潛に花山院を出て、吉野に逃れ給ひ再び天位によつて所謂南朝を建てさせらる。是れ實に源親房等の謀によれるものにて是よりぞ南北の兩朝には分れける。
天皇吉野に御潛幸ありてより京都を恢復せん爲め東國、北國、西國の兵を召し東西より京都を夾撃せん計り給ふ、此の時諸國の武人兩朝に分屬せしが壽永の時平氏方となり承久の役に官軍に應じたるものは多く南朝に屬し鎌倉の家人たり、ものは多くは北朝に應じたり。

更に南朝にては諸皇子を諸國に派遣し各地方の官方を誘ひて其の中心勢力の扶植につぎめられしが、こは建武中興以來の政策にてもありしなり、即ち中興の初義良親王を陸奥に遣し成良親王を鎌倉に遣はして東國を鎮せしめらる、天皇叡山より京都に御還幸あらせられんごするに際し、延元元年九月十八日懷良親王を征西將軍に任じ九州に御下向せしめらる。暫く讃岐あらせらる。

(伯耆之卷)

村上伯耆守源長年竝判官義高在世之中建武二年春之比後醍醐天皇第六皇子征西將軍宮筑紫へ御下向時長年嫡孫正五位下村上彈正大弼源顯興子判官義高養子也長年二男基長嫡令供奉下向也顯興一族には長年舍弟竹萬七郎入道氏高同舍弟從四位下村上美作判官高重同舍弟村上信濃法眼源盛、長年從弟鏡五郎左衛門尉惟村嘉悅中務少輔高賴之嫡男後號伊勢權守同但馬權守高泰高賴之内河左衛門尉眞高同彦三郎義法同三郎入道右泰年童名彦三郎長同越前權守右義内河右泰之嫡子也此外蜂須賀南條則元皆吉河田雲山岩田七人、長年妻女之甥也一寄一家には内河本江三輪鳥屋土屋進杵築是等を爲先都合三百餘騎顯興を爲大將征西將軍宮之御供申九州へ下向して於肥後國大友小貳に攻勝て自夫肥後國八代之成主者也後號從四位下村上伯耆守源顯興者也。

延元二年の春尊澄法親王は御還俗ありて御名を宗良と改め給ひ伊勢に御座あらせらる又宗

良親王の御子明光宮越後に赴かせられ恒良親王と共に北國の中心に立たせらる。かくの如く諸皇子各方面に御座ありて官方の根據地をかためさせられ永く官方の地盤をつくり南朝の末路に至るまで其の活動は絶えざりき。かゝりければ各地の南軍一時に競ひ起り南都には開住西阿等、和泉河内には大塚、八木、橋本の諸氏、紀伊に小山の一族並に安滿了願、淡路に佐々木信胤、伊豫に忽那以下の諸氏並に大館氏、明石見に三隅氏、肥後に菊池武重、豊後に入田氏、筑前に秋月新田の兩氏、遠江に井伊氏起れり、奥羽の南軍は常に旺盛を極め其他近江、但馬、丹波、阿波、筑後、因幡、伯耆、出雲等の南軍亦蜂起たしり。かく南朝の計畫は着々歩を進めしかば延元二年八月十一日北畠顯家は結城宗廣と共に義良親王を奉じて陸奥の軍を率ゐて西上し攝津の南軍と共に北軍を撃破して京都の恢復を計りしが不幸顯家は延元三年五月二十二日和泉の堺浦石津に戦死す。

(名和家文書)

其年の夏の比奥州國司北畠源中納言顯家卿は八幡山に陣取て御座しか、自京都大勢被指向由聞へければ兼而内通の事在于村上伯耆守長年嫡子村上判官義高は一族を催し二百余騎にて泉州境迄打出八幡の相圖を待ける處に、安に相違して顯家卿八幡を被攻落給ひ境の浦へ落來り給ふ顯家卿を討留んきて京都の兵共如雲の霞の追來る、顯家卿を討せじ、伯耆大輔判官義高二百余騎此に要り彼に支けれども敵大勢なれば難防、顯家卿も伯耆判官義高も

遣つ返しつ爰を最後と戦ければ、味方も僅かに被討顯家卿も早被討給ふ判官義高も痛手六ヶ所手負内河七郎常泰とて十八歳に成ける者あり、其身三ヶ所手負け共淺手なれば七郎を近付我自害の後我が頸を取て深く可隠、敵の手へ不可渡とて、上帶切鎧取てなけ捨腹切給へは七郎御頸給て己か風しるし取て捨て、義高の頸を高く差上げ、大將をほしき人を討捕高名したりとよはわつて敵陣へ紛入り、在家へ走入てひそかに僧を頼み、夜更て義高の頸を煙さなし高野山へ白骨を納め、發心して義高の菩提を吊、三年は居けるか深淵に身をしつめける共云、又不知行方成ける共云、義高の頸とて實驗在けれ共、似たる者にて夫にてはなし、義高と一所にて被討人々には、一族村上右衛門尉義重長年の舎弟長大石彈正忠行重長年從上神因幡守廣貞弟也同三郎左衛門尉廣次、内河四郎左衛門尉右景、同主稅助武景、荒松兵庫助忠成、内田市村、龜谷、富田、山本、西條等を先として義高一所にて、延元三年五月廿二日或被討、或腹切て失にけり、顯家卿を討留めんとして京都の勢も多く被討、手負不知其數と云々

此間文字(下畧)

加ふるに金崎に據りし新田義貞三月六日に落城に及び、同閏七月二日藤島に戦死せしより南軍爲めに振はず。

然れども是が爲めに南朝の士氣は毫も阻喪せず、更に主力を東國に注ぎて足利氏の根據を絶たんとせり、尙九州及び四國の南軍と氣脈を通じ、其他各地の南軍も亦從前の形勢を保ちしか

ば漸く活躍の色を示せり。

之に反して尊氏は高師冬を關東に遣はし、師秋を伊勢に遣はして南朝の根據を衝かんさせしも、何れも其の功無く内訌さへ起りければ北軍は爲めに振はず。

かく南朝が一層活氣を呈せんさせざる折しも後醍醐天皇延元四年の秋病を得させられ八月十六日遂に崩御御歳五あらせらる是實に南朝の爲めの一大不幸なりき。

(太平記)

延元三年八月九日より吉野の主上御不豫の御事ありけるが次第に重らせ給ふ、醫王善逝の誓約も祈るに其驗なく、耆婆扁鵲が靈藥も施すに其驗をはしまさず。玉體日々消えて晏駕の期遠からじと見え給ひければ、大塔忠雲僧正御枕に近づき奉りて泪を抑へて申されけるは、神路山の花二たび開くる春を待ち石清水の流遂に澄むべき時あらば、さりとも佛神三寶も捨て進らせらるゝこそは、よも候はじこそ存じ候ひつるに、御脉己に替らせ給ひて候ふよし、典樂頭驚き申し候へば、今は偏に十善の天位を捨て、三明の夢路に趣かせ給ふべき御事をのみ思召し定められ候ふべし、さても最期の一念に依りて三界に生を引く、經文に説れて候へば、萬歳の後の御事、萬叡慮にかゝり候はんこそをば悉く仰せ置れ候ひて、後生善所の望をのみ叡心に懸られ候ふべしと申されたりければ、主上苦しげなる御息を吐かせ給ひて、妻子珍寶及び王位、臨命、終時不隨者、是如來の金言にして平生朕が心にありしこそなれ

ば、秦穆公が三良を埋み、始皇帝の寶玉を隨へし事一も朕が心に取らず、只生々世々の妄念もなるべきは、朝敵を悉く亡して四海を泰平せしめんと思ふばかりなり、朕則ち早世の後は第七の宮を天子の位に即け奉りて、賢士忠臣事を謀り、義貞義助が忠功を賞して子孫不義の行なくば、股肱の臣として天下を鎮むべし、之を思ふ故に玉骨は縱令南山の苔に埋るるも、魂魄は常に北闕の天を望まんと思ふ。若し命を背き義を輕せば、君も繼體の君にあらず、臣も忠烈の臣にあらず、委細に綸言を残されて、左の御手に法華經の五卷を持せ給ふ、右の御手には御劔を按して八月十六日の丑の刻に遂に崩御なりけり。

その前日御位を義良親王に譲り給ひ即日御遺勅を各方面に分たれ士氣を激勵せらる。

實に天皇は御即位の初めより帝政の回復につこめさせられ千辛萬苦能く一世を其の御志に貫かせられ、其の御意氣の壯烈なりしこ、詢に敬仰すべく、而して此の間勤王の諸士身命を賭し萬難を侵して能く天皇の御偉業を助け奉りし其の忠勇義烈の行動は、實に世道人心を鼓舞激勵して皇室の尊嚴なるを悟らしむ。

(南北朝時代史) 田中義成博士著に曰く

抑も後醍醐天皇は御即位の初めより非常なる英斷を以て政治上の大改革を圖らせられ、幕府の嫌疑を受けて正中元弘の變を經、一旦隱岐の島に遷され給ひしも英邁なる御精神は毫も屈し給はざるのみならず却て益々王政復古の御決心を堅めさせられ、遂に二百年間打續

ける鎌倉幕府を倒して中興の業を遂させ給ひぬ。此の如く天皇が百難を排し萬死を冒して遂に幕府顛覆の目的を達し給ひしは、要するに不屈不撓の御精神がその大根本なり、其後尊氏北條氏に代りて第二の幕府を作りしかば、天皇は更に之を討滅せんとの御決心にて叡山に立籠らる、事前後兩度に及び、遂に幽囚の身ならせ給ひしも、又もや吉野に逃れ給ひてこゝに南朝を開かせらるゝに至りしは、亦すべて不屈不撓の御精神の發揮に外ならず。天皇のかゝる強固なる御精神は、もこより御父祖たる後宇多龜山兩帝の英邁剛毅の風を承けさせられしなるべきも、一方には學問上の御修養が大に天皇の御性格を養ひ奉りしならん、天皇が儒學の研究に御熱心にて殊に宋儒性理の學を好まれし事花園院御記に散見す、所謂性理の學は意志の鍛鍊を尙ふなり、天皇は又佛典にも深き御造詣あり、殊に眞言に深く入らせ給ひ禪宗其他の諸宗にも廣く互らせ給ひし事神皇正統記に見えたり。又曼珠院慈道法親王に贈られし宸翰によれば、毎朝冷水を浴びて行を修められたり、かの夢窓國師疎石、大燈國師妙超、虎關和尚等の高僧を屢々宮中に召され、座を賜はつて法を問はせられし事各その傳記に見ゆ、中にも大燈國師には最も御親炙ありし事その語録并に大德寺文書に見ゆ、天皇御精神の修養は實にかゝる儒佛の學問より得させられし事、拜察せらる。崩するに臨んで御遺命により後醍醐天皇と諡し奉りし事神皇正統記に見ゆ、醍醐天皇は延喜の聖王と稱せられ給ふ御方なれば、之を御追慕ありて後醍醐の諡を自ら選ばれしなるべ

し、正統記にも天皇を稱して中世以來の明主さいひ、北朝の公卿も其崩御を聞きて痛惜し奉らざるはなし、殊に大納言中院通冬はその日記中院一品記に崩御の事を記し

公家之衰微不能左右、愁嘆之外無他事、諸道再興偏在彼御代、賢才卓傑于往昔、衆人不可

不悲嘆者歟

さいへり又御著書さいして世に傳はるもの建武年中行事及び日中行事あり、正しく宸筆に成るが如し、これ宮中に於ける諸儀式の廢れたるを慨嘆あらせられ、之を復興せんさいして自ら筆を執らせ給ひしもの、之によりても王政復古の御精神の存する所を察すべし。

惜い哉南風競はず、雄志をもたらし崩御あり、南朝は五十餘年を経て亡びしも、王政復古の思想は永く歴代に傳はり、足利幕府の衰ふるさい共に此思想勃興して織豊時代に於ける皇室の再興さいなり、江戸時代に至りて之を抑へしも壓服しきれず、動もすれば爆發せんさいし幕府の衰ふるさい共に勃發して明治維新の大革新をなしたり、されば近世に於ける勤王思想發達の淵源を求むれば之を天皇に歸せざるを得ず。

附

録

第一章 名和氏系圖

名和氏の系圖として世に傳はれるものに續群書類從に收められたる名和系圖及び村上源氏那波系圖あり。名和氏紀事に收めたる名和系圖ありて各々相違あり。最も詳細に考定したるは肥後文獻叢書中の新撰事蹟通考の名和系圖なり。國民の日本史に名和系圖及那波系圖 兩者では大分系統が異つてゐる。さほごに系圖といふものは的にならないけれども家の言傳へいふやうなもの、大體は分る。云へる如く何れを信據すべきものも定め難ければ茲に其の一二を參考として掲げたり。

名和氏系圖

行盛

(具)

村上天皇第六皇子望平親王十一代後胤。但馬禪師、伯耆國へ被流。長田給

行高

長田小太郎入道

元徳元六月十九日逝去。七十二歳。法名道覺

長村

小次郎入道法名道教

行村

小次郎左衛門尉大石豊前權守法名道空

賴村 兵庫助入道法名道照
惟村 鏡五郎左衛門尉

某 五郎兵衛尉
正平七、四月二日於伯耆國被討畢
掃部允

興村 正平七、四月三日於伯耆國被討畢

行重 小次郎遠江介彈正忠遠江權守
胤村 助太郎早世
秀村 次郎兵衛尉越後守筑前權守
右村 孫三郎

行貞 小三郎入道法名道一

信貞 小太郎因幡守左衛門尉
建武三年六月晦、於京六角猪熊討死
長貞 加賀守左衛門尉葦高江小次郎

長信 卿律師
正平七、三月十八日於伯耆國被討
長海 律僧慈心房
長智 律法照房

直行 筑後守上神三郎

高直 上神太郎兵衛尉
正平八、正月十日於備前國富岡被討
直重 上神次郎雅樂允早世

助貞 上神四郎三郎
元弘三、四月八日於西京二條大宮討死
某

使 兵庫助春日部新判官從五位下
高貞 正平十、五月廿一日、伊賀國にて被討
廣貞 上神次郎因幡守

顯貞 小太郎大夫判官新判官左衛門尉右兵衛尉

童名春若丸 大藏大輔大藏少輔

行忠 筑見四郎法名道意

行實 改行貞備中權守長門守左衛門尉
正平七、四月三日於伯耆被討

行義 十郎左衛門尉肥後權守

行興 童名幸菊丸左兵衛尉兵庫助出羽守
周防權守

高助 彌五郎 助國 五郎三郎

高國 左衛門太郎
延元元、於越後國坂南被討

盛高 彌六 女子 安藝守行氏妻
義氏長氏母

顯快 辨律師
正平七、五月十七日於大山寺早世、廿九歲

長年 長田又太郎伯耆太守東市正村上太郎左衛門尉
從四位下本衛長高

依後醍醐天皇勅定。元弘三年閏二月廿九日夜被任左衛門尉。被下年字同三年三月三日伯耆國被宛下。號從四位下村上伯耆守長年。御治世之後。因幡國被宛下。因伯兩國之城主。建武三年六月晦於京内野自害。法名釋阿。

長行 孫次郎入道法名覺念早逝無息

大井 長義 大藏大輔中務少輔但馬守從四位下法名

義重 兵庫允右衛門尉
延元三、五月廿二日義高同所被討畢
長重 大井太郎左衛門尉能登守大藏少輔

加悅 惡四郎
泰長 元弘三、閏二月晦於出雲國自害

高賴 加悅太郎左衛門尉山城權守尾張守
中務少輔法名正修 賴久 左衛門尉

高泰 三郎左衛門尉但馬權守左兵衛尉
天授六年正月

通海 律賢智房

觀通 律僧堯賢房

布勢 助高 鬼五郎彌五郎左衛門尉宮内丞
元弘三、四月逝

高兼 布勢彌五郎右京進雅樂助

高通 彌次郎新左衛門尉民部丞 通興 彌太郎丹波權守左兵衛尉太郎左衛門尉

高政 左京進 正平七、四月二日於伯耆被討畢、廿二歲

三谷 行氏 筑前權守安藝權守正五位下六郎左衛門尉 正平五、七月十七日逝去五十八

義氏 修理亮安藝守正五位下右衛門尉

氏興 左衛門尉六郎太郎六郎 兵衛尉安藝權守 某

義寬 因幡堅者山從久住者寶藏坊主

長氏 兵庫允次郎左衛門尉 正平七、四月廿五日於八幡城被討畢

貞氏 三郎兵衛尉 某

是忠 東福寺門徒

竹萬 氏高 竹萬七郎入道 正平十六、三月廿日逝去。法名覺妙

義國 太郎左衛門遁世住高野山

氏貞 左衛門次郎圖書助越中權守 女子

使美作 高重 美作判官村上八郎判官八郎左衛門尉 大藏大輔刑部大輔從四位下法名行妙 正平九甲辰三九。

高興 八郎太郎法名源明 顯重

高長 左近大輔大夫將監

源盛 村上信濃法眼伯州大山之衆徒 正平十三、十二月十三日於肥後國八代逝去。五十六

河南 行泰 贈官隱岐權守十郎左衛門尉 建武二於船上自害 泰秀 隱岐五郎左衛門尉右馬助刑部少輔

高則 大膳大夫治部少輔備後守與一左京進 左衛門尉法名

女子 四人

高顯 左兵衛尉左衛門尉彌太郎伊勢權守中務少輔

高年 改高有彌次郎加賀守左衛門尉左兵衛尉

光高 童名宮松丸左兵衛右衛門尉右馬助
女子 早逝

義高 左京大進伯耆大夫判官正五位上
延元三、五月廿二日於和泉國堺浦討死。卅七歲。法名了阿

使 顯興 從四位下實基長嫡子也檢非違吏宮内少輔彈正
少弼伯耆大夫判官伯耆彈正大弼法名紹覺

顯年 童名幸王丸左近將監正位藏人少内記出家法名識賢房律師
實名長榮自童形號顯年忝自皇居被下之舉但出家正道
僧成畢東寺家之眞言傳也

基長 三郎左衛門尉
三十歲出家、法名心阿。高野山寶幢院細谷庵室住

高光 童名乙童丸四郎左衛門尉正六位上
建武三十一於山門西坂本逝去廿二歲

女子 六人

使 顯長 西殿左衛門尉兵庫充正六位上
三十四歲出家。早世

光顯 南殿孫三郎改號光興
顯長養子 後顯興養子、新判官、法名昌棟

土用松丸

丸

都々女

女子 早世

泰興 童名今若丸
住高野山金剛頂院。號圓本房。還俗。左馬助。伯耆守
彈正少弼。從五位下。後顯興繼跡爲家嫡

顯眞 阿波守法名義存大居士

北 顯泰 駿河守法名大忻

禪 住法花寺

善輪 彈正少弼從四位上法名照阿

教長

有尊 阿蘇惟忠妻

女子

祖印 七郎
顯世

義興 十六死
母阿蘇家也。梁傳棟公
女子 大鷲寺比丘尼

顯忠 正五位下彈正少弼
義興養子。一跡相續。實有尊子也。悟山紹契大居士
顯信 東又次郎 顯秀 藤次郎

女子 四人
顯生 西左衛門尉與次郎三河守 顯元 與次郎
豐松丸 實名顯辰彌五郎

女子 顯秀妻
重年 次郎利俊紹貞居士皆吉腹也
武顯 次郎太郎皆吉腹也
重年養子。一跡相續。從五位上。大仙紹果大居士。天文十五丙午六月十一日逝去

重行 伯耆二郎太郎
廿五歲にて逝去。法名然叟一卓居士。阿蘇腹也
行興 從四位下修理大夫
重行一跡相續。法名英興道宗大居士肝付腹也

行憲 十郎
逝去九歲。法名空山順性。阿蘇惟豊之腹也
女子 顯孝妻早世無息
女子

行直 十郎行憲一跡
法名昌翁。自繁庵主。禪師
女子 菊地義武妻
女子 阿蘇惟前妻
女子 相良晴廣妻

顯孝 伯耆左兵衛佐二郎太郎從五位下
改字土左兵衛佐肝付腹也慶長十三戊申十一月廿五日四十八歲逝去。法名英生院殿前伯州大守
顯喜 上神二郎三郎改顯輝畢
天正十五年於薩州出水討死
伯耆角左衛門尉
行良

女子 大矢野鎮運妻

幸備丸 伯耆角左衛門尉

女子 相良次郎右衛門尉妻

女子 菱刈五郎左衛門尉妻

顯武 村上右近允無息
正保二乙酉三月廿七日卒

長興 伯耆太郎兵衛尉法體雪入

顯貞 伯耆喜内無息
寛永十四丁丑三月十六日卒

長盛 伯耆十左衛門 長辰 伯耆勝次郎

行號 伯耆七右衛門

女子

女子

此系圖は續群書類從に收むる所なり

名和系圖補註

名和系圖

補註

村上天皇 諱成明醍醐天皇第十四皇子母中納言藤原氏繼子大政大臣基經女也
延長四年六月二日生桂香坊立爲皇太子天慶九年四月二十日受禪於承香殿二十八日卽位於大
極殿康保四年五月二十五日崩年四十二葬葛野郡村上山陵

具平親王 第五皇子康保二年叙二品爲親王尋拜中務卿世呼曰後中書王又
稱千種殿又稱六條中務官寛弘六年七月二十八日薨年四十六

師房 從一位大政大臣始名資定寛仁四年賜源姓承曆元年二月十七日薨年七十

俊房 從一位左大臣保安二年致仕祝髮法名寂俊薨年八十七稱堀河左府

顯房 從一位右大臣嘉保元年九月五日薨年五十八贈正一位稱六條右府

秀房 丹波守 忠房 某 小野房 某 惡四郎 行勝

行秋 承久役隨皇帥防關東之賊軍於宇治以故爲北條義時奪領邑 大日本史 船上錄

行盛 但馬守 行高 長田小太郎法名道覺

長村 小野小次郎
法名道教
行村 林上小次郎左衛門尉後改大石豊前守
賴行 兵庫頭
惟村 鏡五郎左衛門尉

行貞 小三郎

行忠 筑見四郎

高助 源五郎

盛高 源六郎

長年

又太郎左衛門尉伯耆守從四位下
始名長高(元弘三年閏二月天皇改名賜長年)居伯耆國汀入郡名和莊以故名和爲家號村上天皇之裔故又稱村上爲名和莊地頭元弘三年春後醍醐天皇潛出隱岐配所至名和湊長高俄以船上山爲壘迎主上爲行在天皇還幸京師也長高從之崇功賜伯耆因幡出雲爲三國守護延元元年丙子六月晦日於京師戰死法名釋阿

長行 孫次郎

長義 小三郎大井但馬權守從四位下

長重 太郎左衛門 大藏大輔 大井野登守
長重一作長生爲長年弟誤也

泰長 加悅惡四郎 元弘三年閏二月晦日於出雲自殺

長安 加悅土佐守 爲益城郡豊福城番

泰行 越前守 爲葦北郡津奈木城番
長秀 飛彈守

助高 布施鬼五郎左衛門尉 元弘三年四月死
行氏 三谷六郎 安藝守 筑前守 正五位下

義氏 六郎三郎修理亮 安藝權守 正五位下
行長 丹後守 爲葦北郡津奈木城番

上卿 日野中納言

正平九年六月十八日

修理亮 源義氏

宜仕 安藝權守

藏人頭 刑部卿藤原宗教奉

氏高 竹萬七郎 剃髮號覺妙 正平十六年三月二十日死
氏安 半内兵衛爲津奈木城番

高重 村上八郎美作判官又號村上判官從四位下正平九年三月九日死法名行妙

僧源盛 爲法眼號 村十信濃坊 正平十三年十二月十三日於肥後八代 死年五十六
行泰 村上十郎稱 河南隱岐權守 伯耆卷贈官 建武二年於船上山自殺
高則 村上與一稱 河北左京進備中守

義高

伯耆太夫判官 左京大進 檢非違使 正五位上
母は内河右頼女伯耆卷 延元三年五月廿五日從源顯家於和泉國堺浦與高師直戰而敗北ス
年三十七 法名了阿伯耆守家系圖
所藏文書 (頭は領歟)
肥後國八代莊地頭分内鞍楠村寄進熊野那智山之由被聞食畢者天氣如此悉之以狀
建武二年五月二十八日 大膳太夫判
伯耆太夫判官館
出雲國大社所藏文書
肥後國八代莊地頭分内敷河内村寄進出雲大社之由被聞食畢者天氣如此悉之以狀
建武二年五月二十六日 大膳大夫判
伯耆太夫判官館
按建武元年 天皇封功臣賞長年之誠忠爲伯耆因幡出雲三國守護 大日本史 又家族有功者贈一郡一莊之所領名和傳譜因考之此時以義高補八代莊地頭職於是爲代官遣臣内河彦三郎義真於八代居古府本城上
又按鞍楠今廢而無村道前鄉吉本村管内存 吉本村笠松有熊野權現神社依爲神領祭之歟

基長 (別當神樂寺緣記 景行天皇之時勸請文中虛談妖妄不足採堪干笑) 敷河内在高田鄉今其村有「大社杵築神社」是亦因爲「神領」祭于此乎

彌三郎 三郎左衛門尉 三十歲爲僧法名心阿後居高野山

某 土用松 基長嫡男 元弘元年生

高光 乙童丸 四郎左衛門尉 正六位上 延元元年十一月朔日於西坂本戰死 年二十二
按太平記曰 長年二男伯耆權守長秋三男修理亮從懷良親王來干九國伯耆卷及家系圖所不載故不取

顯興

從四位下 檢非違使 彈正大弼伯耆守
顯興實は基長所生 大日本史 正平十三年率家族數百來肥後先是南朝陵夷名將勇士多戰歿以故顯興來肥後八代倚頼菊池武光八代郡以爲地頭職之地始居豊福(其時豊福屬八代郡)後住八代城 薙髮號紹覺(系圖菊池武朝申狀)至弘和四年尙存(武朝申狀) 大日本史
阿蘇文書
阿蘇大宮司惟澄重言上
欲重被仰下令知行神領等事
右神領等任去二月三日令旨並御施行之旨守護人葢彼所々被擬打渡之處押領人宇土壹岐守入道道光伯耆守顯興並勾野鄉等依申異議不事行之由守護注意之上者重被仰下之如元欲全知行凡本知行之所々于今不令安堵之間軍勢令減少之上疲勞之至尤可足高察者哉然早爲經嚴密御沙汰重言上如件

正平十六年六月 日

甲佐宮牒 郡浦社衙

欲早依社家先規且爲神威倍增被致一味沙汰伯耆守顯興令擲及傷當社神人等間事

右濫觴者顯興令押領當社領小河兩鄉之間被下令旨 御教書爲違行守護代因幡守武貫代使節窪田越中孫次郎代官等去三日之比入部處顯興申異議之間被注進舉而重依被仰下去月二十日前御使等令發向彼所既被打渡當鄉於社家畢仍社家等欲令所務之處同二十三日西顯興代官引率多勢及傷雜掌祝宗次令打擲神人京草之條希代也其子細守護使等遂檢見令注進舉

正平十六年八月 日

甲佐社神官等

阿蘇大宮司惟澄代信阿中當社領肥後國郡浦並窪田武宗爲使節遂其節候處如去十月一日武宗請文者蒞彼所欲沙汰付下地於社家之處於郡浦者宇土道光代構城廓至小河者顯興代構要害申異議之間不及打渡云々同月同日武貫請文子細同前仍彼請文四通進上之以此旨可有彼披露候恐惶謹言

正平十六年十月十四日

肥後守 藤原武光上

進上御奉行所

右文書以有顯興名寫于此備校合

去月二十六日御札今月二日到來委細承候了抑承候間以此旨捧請文候聊不等閑之儀候委細御使可被申候恐々謹言

十二月三日

伯耆守 顯興

阿蘇大宮司殿

按顯興始居豐福據古城主考名和傳譜後遷八代城據家系圖及大日本史豐福小川舊隸八代郡今屬益城名和家地頭分内也而小河又爲甲佐社神領小川在豐福南一里許考文書顯

興遣代官於小川檢注其地甲佐神官爭其所務其時顯興在豐福城又按名和傳譜顯興建武二年三月從懷良親王肥後下向親王來鎮西者延元四年也是亦誤也始徙八代城櫻井某私記亦同之太平記載建武三年元名和家臣内河義直在八代城而爲一色道繼等所攻取敗之事據之顯興其以前爲來肥後者也諸書建武元年不知義真早獨來八代故以爲從顯興來也故大日本史菊池傳記等亦皆爲建武二年也然建武二年者後醍醐天皇重祚之明年而其冬足利尊氏始而謀反延元元年六月祖父長年戰歿京師同三年父義高戰死建武二年則長年興家開國之創而顯興非遠可來鎮西時勢且菊池武朝申狀云正平十三年以後二十七年者顯興入道紹覺憑武光居住當家分國菊池傳記又曰延文頃北朝延文三年也名和顯興篠塚伊賀守兒島高德等皆來九國宮田某所藏名和系譜圖爲正平十三年故今探的徵從之

顯長 正六位上 兵庫允 左衛門尉 始名顯昌

所藏文書

出雲國利弘保地頭職爲勳功賞

可令知行者

天氣如此悉之以狀

興國元年六月二十一日

左中將判

村上兵庫允館

光顯 南條三郎 法名昌棟 姓名武興又光興

顯年 從五位下 藏人頭 早卒 不嗣家法名誠實

女 相良定賴妻

泰興 彈正少弼 伯耆大夫判官 伯耆守 從五位下 實基長之四男顯興弟也 家系圖

顯真 阿波守 正五位下 法名義存

教長

彈正少弼 從四位下 足利義教授名之一字
永享六年領字士 享德元年五月二十一日生害法名照阿家系圖
按海東諸國記曰教信已卯遣使來朝書肥後州八代源朝臣教信約遣一船己卯皇朝長祿三年也
教信疑教長之謬也然據享德元年卒則又非教長但諸國記之己卯之誤而永享七年歿而無他考
證姑附于此

義興

伯耆守 從五位下 足利義政授名一字
長祿三年十二月十三日生害法名梁傳棟公家系
室阿蘇大宮司惟鄉女

顯忠

幸松丸 (洞然長狀) 彈正少弼 正五位下
義興卒無子故爲養子繼家系本書實父名久阿蘇大宮司惟忠與各一字蜂須賀舊記 永正元年二月讓八
代城於相良長每顯忠父子移本原城 同年又遷居宇土城 法名悟山紹契家系

重年

伯耆守 從五位下 法名紹貞 家系年一書俊國訓相通
按文明十七年十二月重年有下與臣蜂須賀家親感書洞然長狀悟真寺記蜂須賀舊記等永正元年載
顯忠自文明至永正其間二十年感書可疑然其文中事與洞然長狀相符且文製書體非今時
之贗物然則八代沒落之比而自重年先與感狀乎訂放未詳又洞然長狀永正十三有伯耆守長照
恐重年後改長照歟

武顯

彈正大弼 伯耆守 從四位下
宇土郡椿原村宗福寺有位牌銘曰前伯州大守從四位下彈正大弼大仙紹果庵主天文十五年丙午六
月十一日逝去 家系亦同之
室阿蘇大宮司惟憲女蜂須賀舊記本書作則誤也憲則國音相同

重行

伯耆守 從四位下 法名熊叟一卓 (家系) 於隈府元服菊池重治授名一字室阿蘇大宮司惟豐
女蜂須賀舊記

行興

伯耆守 修理大夫 正五位下 從四位下
所藏文書
上卿按察中納言
天文二十二年五月二十一日 宣旨
宇土伯耆守行興
宜任修理大夫

藏人權左少辨藤原淳光奉

上卿廣橋大納言

弘治二年四月十四日

宣旨

正五位下 源行興

宜叙從四位下

藏人左中辨藤原淳元奉

宇土郡椿原村宗福寺有位牌銘前伯州大守從四位下修理大夫源朝臣英興道宗居士 永祿五年壬戌三月十三日逝去 家系亦同之

行憲

宇土十郎 早世 法名空山順性 家系

按松橋醫宮田某系圖有行憲之庶弟土屋右馬助顯定本鄉市左衛門顯正宮田其裔也不可信

行直

伯耆守從五位下 行直實行興之弟也行憲死無子故行直繼家法名昌翁 自繁家系益城郡蔭崎村 福城寺有位牌銘日前伯州大守昌翁院自繁公山主

顯孝

宇土左兵衛佐 從五位下

顯孝始屬大友家天正七年爲島津家麾下 島津家傳 此年冬島津義久以太田神崎三百町 宇土郡地 授

顯孝 世祿記

十五年夏豐臣秀吉征西之時從爲先鋒凱旋後賜本領 佐々成政之討 隈部和仁寺也顯孝持兩端 而不出兵亂平後趨大阪謁秀吉陳不在一揆黨時弟顯輝反宇土以故除領地五百町 佐々傳記、島津家傳藩翰譜

慶長十三年十一月廿五日卒 法名勝菴大殊 家系

顯輝

惡四郎

天正十六年春顯孝至大阪留顯輝守宇土時毛利勝信黑田孝高等奉秀吉之命來匡亂國內之亂賊顯輝出而不調勝信等告之於秀吉秀吉命而討之顯輝閉城堅守然謀兵寡不可開連四月十六日夜密踰城走薩摩匿出水島津義弘聞之遣兵攻之顯輝強戰數合遂自殺年十九薩人感其膽勇建廟於出水祭之云(佐々傳記藩翰譜) 島津家傳按傳記不書年月藩翰譜爲十六年家傳及家系爲十六年四月十六日今從之肥後地志略名和傳譜爲秀吉征西時誤也

行良

伯耆角左衛門

顯武

龜之助 村上右近太夫

正保二年三月二十七日於球磨死年五十法名鄧翁宗耶號長松院 母 朽綱三河守源鑑康女

長興

爲兄顯武之嗣

女

大矢野部大輔基妻 大矢野系圖

顯貞

龍之助 寬永十四年三月十六日死年三十四法名月照一峯 以上母同顯武

長興

猪之助 正治郎 伯耆太郎兵衛

仕立花宗茂 剃髮號雪入 貞享元年十一月二十四日死 法名了道宗覺

長盛

伯耆十左衛門 貞享三年九月九日死 法名秋室彈月

右系圖得 柳川伯耆家所藏 寫之 又以伯耆卷洞然長狀蜂須賀舊記等 校合之

肥後文獻叢書 新撰事蹟通考に載す

名和系圖考証中の最も詳細なるものなり

第二章 名和長年公傳

名和長年姓は源初の名は長高又太郎と稱し伯耆の名和の人なり村上の皇子具平親王の裔なるを以て又村上氏と稱す父を行高と曰ふ名和會祖行秋は承久の役に王に勤めて賊を宇治に禦ぎたり上録參取長年名和の地頭たり人となり勇健にして射を善くし資産饒贍宗族彊盛にして國人の爲に畏服せられたり。元弘三年帝の隠岐に在すや衛士の忠款を効すもの多し。帝因て問ふ近國に誰か大事を託すべきと皆對ふるに長年を以てす長年が弟行氏も亦衛中に在り帝乃ち召し見て還りて長年を諭して奉迎せしむ行氏風に値ひて發するこゝ能はず。而るに帝先已に左近衛少將源忠顯と海に航して伯耆に至り成田小三郎を遣はし長年が家に造り梅松論に忠顯を遣はし旨を傳へしめて曰く朕隠岐より至り將に卿に倚賴せんさす卿若し詔を奉せずんば速に鎌倉に報ぜよと長年涕を流して曰く天子託するに大事を以てし給ふ何ぞ敢て之を辭せん臣必ず死を以て報いんと乃ち子弟を聚めて之を告げしに子弟みな奮ひて曰く吾が輩の勇は隣國の知る所なり賊縦ひ鐵盾を蒙りて來り攻むこも吾能く射て之を洞さん數日の間吾が族悉く聚らば賊縦天下を舉りて來り攻むこも吾何そ畏れんと伯耆卷○太平記に曰く年か家に造らしめしに長年適族人を聚めて宴飲したりしが沈思して未だ對へざりしに弟長重進みて曰く士の重する所は名なり今萬乗の尊を以て悉く我に委託し給ふ我が輩尸を戰場に横へ聲を後昆に播かんのみ度るに追兵當に至るべし宜しく先駕を奉長年乃ち衆を率ゐて

奉迎し伯耆卷梅松論南都本天正本太平帝を扶けて馬に上せ船上山に赴かんこす帝疲れ給ふ
こ見行本太平記に長重に作るこ甚しければ明日を以て船上に幸せんこ欲せしに長年進みて曰く此の地賊境に密邇せり
今速に進まずんば則ち臣等將に賊騎の爲に蹴踏せられんこす。陛下も亦自ら奮ひ給はずん
ば何を以てか海内を蕩平し給はんこ帝乃ち進みて山麓に至る衆木を縛して御輿を爲り西坂
より登るに俄にして衆あり後より至る帝驚きて以爲らく賊ならんこ乃ち長年が弟僧源盛及
び大山寺の僧徒なりけり遂に山上の佛寺に御す伯耆長年邑民を募るに能く我が倉穀を船上
に運ばんものには人こに錢五百を給せんこ即日五千餘石を致す乃ち其の家を火き百五十
人を以て船上を守り木を伐りて塞こなし屋材を撤して楯に代ふ弟氏高松煙を以て布を薫じ近
國將士の旗號を畫き以て疑兵を作る一氏高は伯耆卷に據る○翌日佐々木清高佐々木昌綱と兵
三千を以て來り攻めしが旗號を望み見て敢て進まず。長年兵寡きを以て皆樹陰に伏せしめ
數射手を出して矢を發たしめ以て日の暮るを待ちしに命中せざるなく中れば必ず甲を洞
す昌綱矢に中りて死し佐渡前司○姓名闕山後に陣せしが兵八百を以て來り降る清高之を知
らず衆を壓きて競ひ進む長年四人を射殺す日暮れて雷雨驟に至るに遇ひ衆之に乗じて突撃
せしに賊崩潰して死傷谷を填め清高僅に身を以て免れたり是に於て近國の將士數萬風を望
みて來り集りければ遂に源忠顯及び長年が子義高を遣はして京師を收復せしめたり太平記
取す帝長年を召して其の祖先を問ふ長年對へて曰く臣が祖先は昔京師に在りしこ會山僧

神輿を奉じて京師に入りしが臣が祖射て甲士二人を殺しこに僧徒逃れ去りしかば天子詔し
て之を褒獎し給へり其の後承久の役に王に勤めしかば此に繇りて邑を失へりこ帝歎じて曰
く累世の忠義偉なりこ謂ふべし願ふに長くして高きものは危しこ乃ち今名を賜ひ從四位下
に叙し左衛門尉に任じ伯耆守を兼ねしむ帝長年に謂て曰く朕隱岐を出づるに舟なくば何を
以てか海を濟らん卿なくば何を以てか賊を破らん而して地も又船上こ名けたり卿其舟を以
て徽號こなせこ乃ち親ら帆舟を畫きて之を賜ひ伯耆又文及び和歌を製し具に風濤漂泊の艱
を述べ以て長年が功を稱して曰く朕將に卿が忠を萬世に垂示せんこす子孫正直にして國に
報いんこを忘るこ勿れこ後醍醐帝の長年 帝京師の捷聞を得即ち闕に歸らんこ欲し之を
群臣に詢ふ勸解由次官藤原光守曰く六波羅敗れたりこ雖も鎌倉未だ舉らず賊勢猶熾なり世
に言ふ東八州は天下に敵すべく一鎌倉は東八州に敵すべしこ是を以て承久の役に伊賀判官
を誅するは力を爲すこ大に易く鎌倉の兵に遭ふに及べば輒便ち敗折せり今我が得る所は
裁に仕が一二なり宜しく蹕を此に駐め以て東國の變を觀るべし太平記長年も亦之を止む伯耆
卷帝親ら之を筮して師の上六に遇ふ乃ち意を決して行を治め太平記長年をして劍を帯びて侍
衛せしめたり太平記建武元年功を以て因幡伯耆の守護こなり太平記尋で記録所寄人こなり雜
訴決斷所に直し將士恩賞の事に預る建武二年新田義貞が東征するや長年楠正成等こ留りて京
師を衛る延元元年足利尊氏京師を犯す。長年二千人を以て勢多橋を扼せしが諸軍敗れ車駕

延曆寺に幸すき聞き乃ち兵三百を以て京師に還る賊帆舟の徽號を認めて遮り撃つを長年轉戦するこゝ十七合死者半に過ぐ遂に禁門に造り宮闕に人なきを見て回顧涕泣し遂に行りて汚されんこゝを恐れ火を放ちて去れりこゝ誤なり行在に詣り諸將ミ力を戮せ尊氏を撃ちて之を走らせ駕を護りて旋る尊氏再び至るに及び又駕に延曆寺に従ふ尊氏が兵東坂を犯すや長年脇屋義助等ミ撃ちて之を卻け又新田義貞ミ尊氏を京師に攻む白鳥を過ぐる比ひ路人相語りて曰く三木一草僅に一木を存すミ長年之を聞きて謂らく輿論我が死の晩きを嘲るなり戰慄し利あらずは今日死なんミ蓋し結城伯耆楠千種は當時の功臣にして並に恩眷を承けたり故に世に稱して三木一草ミなせり云ふ戰敗るに及び諸將引き還る。長年後街の門を閉ぢ以て走路を絶ち從弟信貞等及び兵二百人ミ力闘して死せり太平記○從弟信貞は伯耆卷に據る

○本文は大日本史を譯せるものなり譯者山路愛山本書ミ對照して研究の資料ミなすべし。

第三章 名和長年公の幼時

雲萍雜誌柳里ミ云へる書に

名和又太郎長年はその父嚴にして教訓の届きたる人なりをさな遊びのまじはりも兒等に契約せしこゝは正しく守りて忘るゝこゝなしある時牛を引きたる童の唄なごうたひて通りければ長年はあゝ追ひ行きてわらはを呼びかけ云ひけるは我れをその牛にのせて川端までゆけかし云ふに童うけがひ答ふるやうは御身を乗せて行くべきが賃には何をかたまはるぞといへば長年はわが家をかへりみて門に生ひたる松を指して何れの樹なりともその方が望みに任すべしとくくやれといふに童よろこびて長年を川端まで乗せて行きたり。その後三ミせがほぎをへてひミりの男童を伴ひ長年か家に來たりて長年が父にむかひ三ミせ以前の約束を物語りければ長年幼心の戯なれきもかの童はこれを誠ミ心得牛にのせたる賃をはたるにいかにいひ解きても肯んぜずいかゞせんといへば長年が父これを聞くよりさもありぬべし約束をせしにたがひなくば切りさらせ遣はすべしとて童に望ませ門前なる大樹の松を袖に命じて切らせ牛飼にさらせけり里人はこれをいひつたへ名和が約束の松ミ呼びて今にはなし傳へたり

ミ記せりされきこの記事の出所明らかならず名和氏に關する古書には見當らず文中門前の

松さあるは今の名和村大字門前さ云へるありて名和氏の舊宅址さ接近すれば何かの據ある如く云へるものもあるも、こは唯門の前の松の意にて別に門前の地名に關係ありとも見え、又今の門前さ云へる村名も名和氏の門前なりしより出てたる名なりさは云へり。

第四章 名和氏祖先の舊址と墳墓

西伯郡高麗村大字長田は名和氏の舊居地なりさ云へり、そは名和氏紀事に

名和氏村上天皇第七の皇子一品式部卿具平親王より出づ親王の長子師房始て源姓を賜はり官太政大臣に至る師房の子右大臣顯房顯房の子中納言雅兼雅兼の子丹波守季房季房の子從五位下忠房伊勢國に住す、忠房の子從五位下憲房憲房の子兵部少輔憲政憲政の子豪運山徒さなり攝津堅者さ號す、豪運の弟に啞あり小野七郎任房さ稱ふ、但馬國に住して小野房さ號す、小野房の子行房、惡七郎さ號す、豪運嗣子無きによりて行房其家を承け、また山徒さなりて昌運さ號す、昌運京師に徘徊し御室仁和寺の代官を殺すによりて追討せられ、後伊勢國鈴鹿山に入て強盜を事さしけるか、追捕使藤原景綱か爲に虜さなりて禁獄せらる、昌運の子昌明常陸房さ號して竊に京師に住す、山門の神輿入洛の時山徒を禦きし功によりて、但馬にて上頭下頭兩郷を賜はる、昌明の子行明、但馬房さ號す、承久の役に行明官軍に屬せしを以て、北條氏の爲に其の邑を奪はれ、伯耆國下りて汗入郡長田庄長田庄に住す、行明の子行盛、但馬禪師さ號す、行盛男子數多あり、嫡男行高、村上禪師太郎また長田小太郎さ號し、此時より村上を以て氏さす、行高また男子多し、長年即ち其の嫡子にして、本郡名和庄長田庄に住す。

さ云へる即ち「行明伯耆國に下りて汗入郡長田庄に住す」さあるによりて云ひ出したるものなるべし、今續群書類從に収められたる名和氏系圖によるに

行盛 但馬禪師伯耆國へ被流長田給

と見え、行高を長高小太郎入道と記せり、同じく村上源氏那波系圖には

行明 承久亂依忠賞伯耆長田之領主

とあり、肥後文獻叢書の名和系圖には

行秋 承久役隨皇師防關東之賊軍於宇治以故爲北條義時奪領邑

とす、すべて此の頃の家々の系圖なるものも餘り信據すべきもの少なければ何れを正確なりとも定め難し、暫く名和氏紀事に從ひ行明の時伯耆長田庄に下りしものとすべしか、然らば行明又行盛の二代長田に住し行高の時名和庄に移轉せられしならん、此の事名和氏紀事にも云へり

今高麗村大字長田の北方田畔に五輪二基あり、高各五尺餘、櫛の古木を狹みて左右に並べり、附に小五輪數此の地を字五輪田と稱ふ、圖面には字長田村にては昔より陰曆三月十五日を此の墓の祭日と定め前夜此の田の所有者獻燈し當日は村民一般休日とすを例とすと云ふ、先年養良校長足立正氏等により之れを名和氏祖先の墳墓なりと云ひ出した。即ち此の墳墓が此の地には類少なきものなること名和氏紀事に「汗入郡長田庄に住す」と云へるより或は行明、行盛のものなるべしと推定したるに過ぎず、然れども同地には是迄何等の言傳へもなく唯僅かに三月十五日を緣日として祭り來りしのみ。行明果して但馬より此の地に轉じて領主として居住せしものとすれば如何にも此の墳墓こそ名和氏祖先の墳墓と推定するは蓋し當然なるべし。

然らば名和氏の舊宅址は何れなりやと云ふに何の傳へもなく明らかならず、足立正氏等は此の墳墓の東にある丘陵則ちそれなりと云へき當らず、小さき古城址と見ゆ附近に的場馬場等の地名あり、附近に長者坂と云へる地あり、其邊か又同村内に荒松と稱ふる家あり、今上田名和氏の家臣に荒松あり、此の長田の荒松も或は名和氏家臣の流か、此の家餘程舊家なりと思はる、或は此の荒松家の附近なりしかと云へき確證を得ず

然るに此の長田に就て聊疑点なき能はず、名和系圖に記せる伯耆長田領主とあるを今の高麗村と推定したるは名和氏紀事なり當時かゝる傳説のありしに據りしや否や、然るに此の長田は往時高杉郷に屬し、獨立の庄名を存せず、伯耆の長田庄と云へるものは即ち元會見郡に屬し、今の西伯郡法勝寺村附近是なり、昔時の長田庄は馬場、徳長、武信、道河内、伐株、絹屋、西鍋倉、與市谷、法勝寺、鴨部、能竹、加祥、信賴、入藏、辛牛、定常、早田、大河内、笹畑、大木屋、落合、京乘院、篠生、今長、掛相、馬御郎、八子、金崎、江原、貳升、常清、赤谷、金山の三十四ヶ村の廣大なる地域を領有せり。東邊建久元年十一月の條に「大舍人允藤原泰賴爲御迎參向、且爲愁申、伯耆國長田庄得替事」とあるもの蓋し此の會見郡長田庄を指せるもの、如し、地勢より考ふるも今の高麗村長田は其の領域も狭少而かも名和行高は長田小太郎と稱し、長年又長田又太郎と稱せしより考ふる時はかゝる小領域の領主として何となく相應せざるを感ず。出雲千家々文書建武三年七月のものに

よるに(九五頁) 参照

出雲國造之舍弟六郎貞教(孝)六月十九日伯州向長田城於搦手致合戰忠候同月晦日同馳向小松城大手致合戰忠節候云々

さある此の長田城を大日本史料は汗入郡と推定し小松城を會見郡と推定したり、小松城は小松庄内の城にして昔時の小松庄は井上。御内谷。宮谷。小松。上野。荻谷。池野の七ヶ村を領せる地なり、大日本史料に小松城を會見と推定したるこゝには異論なきも長田城を汗入郡と推定したるは誤なるべし、此の千家文書に見えたる長田城は無論元會見郡にして前に云へる長田庄内の城なるこゝ明らかなり、蓋し出雲より入りて先づ汗入の長田を攻め然る後會見の小松に引き還すこゝは如何に當時の戰術の進歩せざりしにもせよ誠に不合理なるこゝ、信ず先づ出雲より入れは西長田城を攻め而して小松城を攻むるを當然とす、然れば此の千家々文書の長田城は確に元會見郡の長田庄内の城なりと斷ぜざるべからず、併し此の長田城小松城の地點及び何氏の居りしものか今は明らかなり、伯耆志又當時名和氏の一族又は家臣にして後醍醐天皇方の士なりしこゝは相違なかるべし。かく考ふる時は名和氏祖先の舊居地たりし長田は今の高麗村長田に非ずして或は元會見郡の長田庄にあらずやとも思はる元より臆斷を許さず、雖も尙能く調査研究すべき餘地あるもの、信ずるなり。

第五章 名和村の遺址と墳墓

名和長年公の邸宅跡は西伯郡名和村大字坪田にあり、天保六年八月其の所に碑を建つ名和神君之碑是なり、今名和神社の在る所は則ち名和氏倉址の地なりと云傳ふ現に焦米を多く出すされども名和氏が如何に豪族なりしこゝは云へ邸宅址と倉庫址と餘りに距りたる感なきにあらず、然るに氏殿權現祠堂再興遺像記貞享三年に成れるものによるに

(上略)寛文初元辛丑之秋卑陋小臣友尙偶主郡吏務政治日到于其地歴覽有加茂上下祇園山王出雲里大明神之靈祠及長者舊居長年遺跡俗曰又太郎屋敷皇居之松

とありて長者舊居と長年遺跡と區別ありて名和氏の外に長者なるものありしが如し、而して寶永七年の記載にかゝる汗入郡萬覺帳によるに

名和野又太郎屋敷畝數貳反七畝九歩有高貳石壹斗六升五合四方門也此屋敷より御厨迄拾三町有

御厨板橋より長者屋敷迄八町有

とありて明らかに名和氏の屋敷と長者屋敷とを區別し尙記して曰く名和長年船上山に義兵を擧げし時「又太郎一門之内にかい。こ。長。者。と申長者有此長者より數千俵の兵糧を船上山へ掲げ御供仕長者の家には火を懸け申山焼米長者屋敷に今に有之候」とありて名和又太郎の

一門にかいこ長者云へる者ありしこを記せり此の記録は名和公義舉の後三百八十年も経過せし後のものなれば遽かに信じ難し雖も既に其の當時にかゝる傳説のありしを知るべく大に研究の餘地あるもの、如し今の名和神社々地の附近を長者原云へり此れ昔時大寶年間に制定せられし驛路の奈和驛の長者の址なりと思はるに全國各地の驛路の址を察するの多し此の長者何時頃没落せしか知るべからざるも元弘當時尙其の後裔ありて名和氏も縁合ありしものならんか名和神社の南方に三人五輪言ひて大なる五輪數基を存す或は名和氏の墳墓ならんか或は又驛長たりし長者の墳墓に非ずやも思はるれど確證を得ざれば識者の研究に俟つ。名和村長綱寺畔にも五輪の墳墓多し

第六章

名和長年公に關する古文書

鰐淵寺所藏

名和公に關する古文書として世に傳來せるもの楠氏新田氏なきに比しては誠に寥々たるものにて研究上遺憾に堪えざるものあり現今其の正確なるものとして傳はれるものは出雲國鰐淵寺所藏の執達狀と京都府鞍馬寺所藏の執達狀の二通あるのみ

出雲鰐淵寺所藏文書 明治四十三年四月國寶指定

出雲國朝敵人等爲誅伐於宿老者被致御祈禱之精誠至若輩者可致軍忠有勳功者可被抽賞之狀依仰執達可件

建武三年二月九日

伯者守(華押)

鰐淵寺南院衆徒御中

建武三年二月九日は足利尊氏謀叛の後京都の官軍に破られ丹波より兵庫に出で九州に下らんさせし時のこまなり當時に於ける出雲地方の狀勢を察すべき好資料なり

鞍馬寺藏

京都府鞍馬寺所藏文書 大正五年五月國寶指定

當山深依奉憑入候使者進祐賢候之處御不審尤本望候、就其當所之路次肝要候、没落輩候者、可被召捕候、公私日出候委細之旨但馬公令申候了恐々謹言

八月十三日

伯者守長年(華押)

謹上 鞍馬寺衆徒御中

右の文書に就きて重野博士の解説に曰く
此書年號なけれも長年元弘三年六月より在京延元元年六月晦日戰死其間建武元年八月
京師無事にて書中に所謂召捕の事なければ定めて元弘三年の事とす○(當山深依奉憑人
候使者進祐賢候之處御不審尤本望候)此一段を取り總べていへば當山を朝廷にても深く
御依あるにより前きに使者祐賢を以て申入れしに却りて貴寺にては敵の間者ならんとの
疑ありて不審を抱かれし由に聞ゆ左まで王事に心を用ひらるゝは此方に於て尤本望なり
この意なり鞍馬寺は始終官軍に屬したりしに因り(深奉憑人)と云へり祐賢は僧名と見ゆ
れも履歴を知らず○(就其當所之路次肝要候歟没落輩候者公私目出候)とは是年六月後
醍醐帝隱岐より還幸未だ幾程も立たざれば六波羅の餘黨洛中に潜匿して竊に追捕を脱れ
ん謀りしものも多からん其に就き鞍馬は若狹丹波近江に出る路筋なれば若し没落の輩
あらば召捕へんことを公私の幸ならめとなり帝還幸の路次長年に命じて帶劍侍衛せしむ
と伯耆卷等に見ゆれば警衛逮捕は固より其職掌なり○(但馬公)は但馬坊なまといへる僧を
遣はしたれば但馬公と尊ひて書きしかと思はる左なければ我よりの使者も公と稱すべき
にあらずされも是僧も亦履歴未詳○世上所傳の文書に長年の署あるものを見ず三刀屋文
書の中建武三年二日出雲國三刀屋太田庄藤卷村の地頭左兵衛尉宇佐輔景の軍功狀に此華

押あり後人船田長門守經政と傍書せり花押藪此誤を受けて舟田平長政と定めたり今此の
文書を獲るに及び長年たることを知る故に聊兩書の誤を辨す
花押藪は元祿三年水戸の丸山可澄の編にて此の書中にある舟田平長政の華押とせざる
もの前の重野博士の解説中にもある如く全く名和公の華押を誤りしものなること明ら
かにして三刀屋文書中に名和公の文書ありしことは明らかなり

舟田

平長政

從五位下長門守

(華押)

建武三年二月 日

三刀屋扶明家藏

以上の外正確なる古文書あるを聞かず播磨國近江寺文書の中に名和公の執達狀あれど九頁
二〇二頁原書今在りや否や明
照原書は傳らず又因幡國新興寺文書中に名和長年の沙汰書あり頁參照
らかならず。

因幡誌八東郡新興寺の項に尊氏卿手筆の御教書とあるものなるべし今大日本史料に従ひ
名和公のものせり尙能く考ふべし(此度正確なる文書を得たり卷頭に掲ぐ)

先進繡像玉石雜誌は江戸の故實家栗原柳菴の著なるが天保十四年閏九月刊行せるもの此の
書中に伯耆守長年朝臣眞蹟と云へるものを掲げたり建武元年五月廿一日如意王に宛てたる
玉石雜誌所載

安堵状なり紙の上下を裁切りたる上蓋損多く全文の意讀み難し其の眞偽も明らかならず。名和氏紀事に「美作國美甘驛宇南寺の客殿の長押に長年肉筆の落書ありいま半は剥落す云へこも筆勢遒勁にして頗る能書の風を存す」云へこ果して名和公の筆なりや否や又名和神社の寶物中に名和公の筆にて傳へたるものあり是れも眞偽は判定し難し其の書に曰く

以義制事以禮制心

源長年〇

蓋し世人の當時の功臣を慕ふの餘り或は其の好尚に投ぜんが爲めに偽造贗作せるものなしとせず楠氏新田氏等にも其の例多し大に注意を要すべきことなり。

西伯郡名和村賀茂神社に名和公の願文云へるものあり安政の頃正墻氏發見珍重せられしものなれども全く偽作にて其の價値を認むる能はず（一五二頁参照）

第七章 名和長年公の像

名和長年公の影像として傳はれるもの松浦伯爵家のものあり神田男爵家に所藏せらるゝものあり先進繡像玉石雜誌云へる書にも公の畫像を掲けたり又高野山の某院にも公の畫像の幅あり云ふ又名和氏紀事に「安政丁巳の年當主十郎名和京師に祇役する事ありて千種有功卿に謁し長年の影像を圖して卿に其の讚を乞ひしに彼の卿は忠顯朝臣の裔にて名和氏は其の縁淺からざれば甚く値遇を感じ給ひ即て彼の御製の御文御歌を染筆せられたる幅あり」云へり福岡子爵家にも春日信春筆の公の畫幅あり船の帆の模様ある狩衣を著て上疊に坐し前に折櫃に枇杷を盛りて置ける下坐の右には童冠從太刀を把りて侍し一人の僕は馬の口をさるる圖なり云ふ又名和神社の寶物に公の木像あり甲冑を帶し弓矢を持たれしものなり此は元氏殿權現の神像なりしなり貞享三年に成れる氏殿權現再興遺像記によれば舊像が誠に矮少にして其の上朽損せるを以て新に神像一軀を刻し舊像をこの新像の腹中に納む云ふものは是れなり近年其の實否を檢せられし際新像の胎内に納められし舊像を拜觀するに高さ六寸餘の束帶像の神像なるか龕藏の際兩袖を削れり其の容姿を仔細に拜觀するに其の面も似ず新像全く舊像に據れるものも見えす右多くの名和長年公の像あれども何れを信なり云ふを得ず本書に收めたるものは松浦伯爵家に傳はれるものを曾我子爵之を複製せしめて名和神社に奉納せられしものを採用したり。

第八章 九州に於ける名和氏（名和氏紀事に據る）

延元四年三月征西大將軍懷良親王菊池武光の管内肥後國八代に入り給ふ菊池武朝申狀阿蘇社文書等御道筋は前年讃岐へ御下着し給ひ當年の春伊豫に御渡海ありて更に豊後へ渡り給ひ同國玖珠郡に御到着更に八代へ御到着し給ひしなり。此時故大夫判官義高の嫡男村上顯長從子顯興源盛等一族三百餘人を率ゐて親王に供奉して八代庄にあり後顯長左衛門尉檢非違使伯耆權守に任ぜらる

正平十四年八月十六日菊池武光征西大將軍懷良親王を奉じて少貳頼尙ミ筑前の大原に戰ふ名和伯耆權守顯長修理亮義氏小治郎長生等之れに参加して大に之を破る

全十六年七月征西大將軍少貳頼尙を征せられんがため再び筑前に出陣あり顯長等菊池武光ミ共に先陣に進み頼尙の陣所たる大宰府に火を放ちて遂に頼尙を寶滿岳に走らし八月又武光等ミ共に香椎宗像に進て大友氏時等を撃つ

全十七年九月顯長菊池武光ミ共に征西大將軍を奉じて足利氏經少貳大友等ミ筑前の長者原に戰ひ賊軍大に敗れて皆豊後に引退き氏經は大友ミ共に高崎城に籠り少貳頼尙は岡城に籠る翌年官軍兩城を攻落して氏經終に京師に遁れ歸れり是より九州盡く征西府に歸す全十九年二月顯長生菊池武勝厚東駿河守ミ軍を合はせて大内義弘を筑前の馬岳に攻む厚

東氏は義弘がために長門の守護を禊はれたるを以て反して官軍に降り名和菊池の援を得て義弘ミ戰へり義弘敗走して香春岳に引上りたるが顯長等また是を圍むこ急なり義弘窮蹙なす所を知らず漸く長生に就て誓書を捧げ降を乞ひければ官軍漸く圍を解けり。後顯長遁世して顯興其家を承け又從四位下檢非違使彈正大弼伯耆守に叙任す。顯興八代郡古麓城に在りて上神出羽守重光をは蘆北郡佐敷城に嘉悅越前守をは同郡津奈木城に郎黨進惡兵衛眞春をは同郡田浦城に本郷式部少輔家久をは同郡水俣城に内河彦三郎をは本郡小河城等に配置して各所の所領を守らしむ

文中二年二月伯耆守顯興は菊池武光の二男彦二郎武教ミ共に筑前國味坂にて今川貞世大内義弘ミ戰ふ今川貞世は足利義滿の命により探題ミして鎮西に下り大内義弘は彼を助け居たるなり

全三年三月賊軍鎮西に下向す官軍所々に戰て屢是に克つミ雖も賊勢彌熾にして鎮西の諸軍是に應ずるもの多かりけるため官軍勢熾まり名和小二郎長善等海に航して鎮西を遁る天授四年九月菊池武朝以下の官軍征西將軍に隨ひ木國託磨原にて大内今川少貳大友等ミ戰ひ大に是に克つ此時外戚内河兵庫允義法討死す

弘和三年夏懷良親王薨去し給ふ是より先顯興等菊池武朝葉室親善ミ確執の事起れり是れが原因たるや親王下向の後鎮西軍國の機務偏へに菊池氏の手にありて上國より厄從せる卿

相諸軍皆彼家の指揮に屬す初め顯興孤幼にして下向せるも固より功臣の後なれば羈旅の臣を以て遇せられんこゝ不快なるべく食邑押領等の事に就て自然不快出來たり云ふ親王薨じ給ふに暨て行宮の勅使八代に下向あり

八代悟眞寺村に勅使坂と稱する所あり之親王薨去の地にして當時行宮より將士確執の勅裁旁親吊問の勅使を賜ひし故の名なり云ふ確執の事勅裁によりて和

元中九年閏十月二日吉野朝北朝と御講和ありて後龜山天皇後小松帝に御讓位あり

應永四年故懷良親王の御子征西將軍宮良宗王八代に坐す顯興等菊池武朝と共には是を奉じて屢興復を計りけるが八月廿二日大内義弘大友親世か爲に城意に陥りて將士没落す此後再舉の事を聞かず

顯興の男泰興從五位下彈正少弼伯耆守に叙任す泰興實は基長の子なるが顯興の嗣子なれり顯興に從て鎮西に成長せる間の事にて此官爵は行宮より賜はりしものなり然るに泰興の男顯眞以下世々官名を稱するは當時戰亂の世の通弊なり泰興の男阿波守顯眞顯眞の男彈正少弼教長教長の男義興發世して教長の姪彈正少弼顯忠其家を承く顯忠故有て一旦八代古麓城を去るも雖も寛正六年再本城に歸り舊領八代庄及蘆北郡益城郡豊福等を復し是より兵威振ひて文明中また益城郡守富庄宇土郡等を領す顯忠の男次郎重年には嗣子なし其弟次郎太郎顯武家を承く此時球磨郡人吉城主相良三郎左衛門尉爲續豊福の地を侵す

によりて顯武是と戰ふ事屢にして終に爲續を追ひ後居を宇土城に移して本郡矢崎城をば東右衛門をして守らしめ同網田ノ城をは杵築越後をして守らしむ顯武の男伯耆二郎重行發世により弟伯耆守行興をして家を承けしむ行興宇土を氏とす此時阿蘇大宮司惟將の麾下に隈庄甲斐守盛昌と云へる者あり阿蘇氏に乖きて薩摩島津氏に屬す惟將怒て麾下甲斐大和入道宗運をして盛昌を攻めしむ盛昌援を行興に乞ふよりて行興弟本郷武藏守郎黨大河六彌太成松式部等三百餘騎を遣はしたるに本郷等盛昌と共に阿蘇勢と戰ひ悉く敗死す時に天文十八年なり

全二十年八月豊後國主大友義鎮肥後國に發向す阿蘇惟將は固より其與力たるにより手勢を出して嚮導し所々を攻略して宇土城に及ぶ行興從兵八百余人にて籠城し寄手を破るこゝ屢なりしが義鎮終に和を議しければ行興大國に敵せざるを察して其麾下に屬す

全二十二年行興正五位下修理太夫に叙任し弘治二年また從四位下に進む行興の男十郎行憲發世しければ弟十郎行直家を承く此時當家の一族加悦大和入道素心は本郡網田城を伊津野十郎は玉名郡小森城を本郷内藏東播磨は益城郡豊福城を三谷刑部左衛門は同郡阿高城を守る永祿に至り行直大友氏に從はず飽田郡熊本城主城越前守親賢と心を合せて託磨郡河尻城主河尻肥後守重兼を討つ然るに菊池郡隈府城主赤星周防守親隆入道道半は城親賢を討たんきて行直を語らひけるに行直また是に黨す親賢是を聞て却て河尻重兼と和睦す

行直道半共には是を戦ひたるに大に敗れて内河彌三郎益見五郎等數人討死し自らは奮撃

衝突して僅かに遁れ歸る行直の嫡男左兵衛尉顯孝相續きて宇土城主たり

天正六年九月島津氏五千余騎を率ゐて肥後國に打入り宇土城を攻む顯孝力を盡くして防ぎ

ければ薩摩勢終に和睦を議したり依て顯孝本領を全くして島津氏に屬す

同八年顯孝及び城河尻合志隈部等島津氏に屬する由を聞て大友方の甲斐宗運阿蘇勢を率ゐる
託磨原に出て是を討たんす顯孝且過瀬を隔て、是を戦ひたるに諸方の合圖相違して皆

一戦に敗走す

同九年五月顯孝島津氏に牒し合せ自らは飽田に向ひけるが隈庄河尻等を討んす顯孝手

勢四千余人を引具し夜半に白河を渡り大に是を敗りて首を斬る事八百級此時甲斐宗立ま

た八百余騎にて顯孝に向ふ顯孝勝に乗じて是をも蒐散らしたまた五百余人を討取りて凱陣

したり

同十五年四月三日豊臣大閣鎮西平均の目的にて肥後國南關に著陣あり本國の將士皆其の營

に至て拜謁し先手に屬して諸城を攻降す此時佐々成政に命して宇土城を攻めしめられけれ

ば顯孝終に城を出て降參す

六月一日太閣南關に於て將士の所領を分配せられ本國を以て佐々成政に賜ひ顯孝に五百

町の地を賜ひて成政に附屬せしめらる其後成政の苛政によりて國中に一揆蜂起しければ

大閣島津氏立花氏に命して是を鎮めしむ顯孝は一揆に與みせざる趣を陳謝せんため上洛
し弟惡四郎顯輝をして宇土城を守らしめけるに顯輝終に一揆に與みして籠城に及ぶ太閣
此由を聞て大に怒り顯孝の所領を沒收し本國の諸將に命して顯輝を征せしむ顯輝孤城を
守るこゝ能はずして薩摩の出水に遁れたるが島津氏太閣の命を奉じて是を討つ顯輝從兵
百七十人を以て薩摩勢と戦ひ縦横に蒐散らして士卒残らず討死しければ顯輝一人八面に
あたり屈強の敵數十人討て自害したり

顯孝在京の間宇土城陥落の上は更に淺野氏に倚賴して弟顯輝か罪を謝しければ漸く太閣
に謁する事を得て本國に歸る佐々成政滅亡の後肥後國は加藤清正小西行長の分國となり
て加藤氏は熊本城を小西氏は宇土城に入る

顯孝には筑前國にて五百町を賜ひ小早川氏に屬すべき命あり是天正十六年八月なり

文祿中朝鮮の役に侍從隆景に屬し彼の地にて武功拔群なりしを以て歸朝の後特に恩命を蒙
り關白秀次に附屬しけるが幾何もなくして同四年秀次の事ありて後顯孝再び浮浪となり
ぬ福島正則は舊好あるによりて是を太閣に執すべしめて暫く清洲の城中に留められける
が慶長三年太閣また薨去し事皆講餅に歸すも雖も正則の懇欵また黙止難く關が原の役に
も其麾下に屬して功を奏す後正則安藝の廣島に移り顯孝に五千石を與へんさせられけれ
ば相傳の士卒を扶助し難しめて終に廣島を辭し筑後國へ下り山本郡平禮石村千光寺の主

僧は長溝修理亮なる者の子にて顯孝の乳母子なりければ所縁に因りて寓居せる中慶長十三年十一月廿五日死す顯孝の嫡男右近大夫顯武子無きにより弟太郎兵衛長興を嗣す其頃柳川侯飛彈守宗茂肥後熊本に至り歸城の時加藤氏の臣加悦平馬等侯を送て疆上に至る加悦氏は悪四郎泰長の裔にて名和氏譜第の臣たりしにより別に臨みて候其舊主顯孝の顯末を問ひければ顯孝既に没して其子長興山本郡に在る由を答ふ候歸城の後客位を以て長興を招かる元和七年なり

後采邑を賜はるにより固く請ひて客位を辭し始めて臣下に列す長興の嫡男十左衛門長盛其家を承け二男七右衛門行久家を大井三號てまた柳川侯に仕ふ柳川侯の恩顧により長恭(明治の御代に至り華族に列せられ男爵を授け給ふ)まで十代長年朝臣より廿五代始祖より卅九代血統を繼ぎ以て今日の長憲に至る

(附記)

名和長年の後胤に就て

(梧窓漫筆上)

山下廣内は名和長年の後胤なり云ふ余江戸に来る日は其二子皆七十有餘の老翁にて軍學に達練せり兄は孫子轉用云ふ書を著し甲越の二流を一部の書に集む弟は軍學に神道を兼ねたり皆頗る心得ありて只人に非ざれば廣内も去る者なるべし然れども金銀を湧物を

なりとして奢侈の者を禁すべからずなきの説は不學にて聖意を不知に出たり其の孫元直は余が門人にてありしが自害して家亡ぶ

(甲子夜話)

屋代弘賢云ふ名和伯耆守長年の子孫今は美濃元集郡十五條村に在りて名和助之進云ふこと。忘れめやよるべも浪の荒磯を御船の上によせし心を伯耆卷並に扶桑拾葉集には如此長年の子孫持傳べし宸翰の寫にはよせし心はこあり林衡曰ふ一字の事にて此の歌始て完成せり。

第九章 名和氏從屬の諸家と從臣

名和氏に從屬せし諸家並に從臣に就ては尙研究の餘地あり。信ずれども暫く名和氏紀事に記載せるものに從ふことせり。

内河 櫻町權大夫藤原朝臣右家より出づ。從五位下右馬大允右宗後白河院の北面にて信濃國吉田・時田・内河等の地を領す。故に子孫傳の地名を以て家號す。右宗の子時田四郎右成武者所と號し鎌倉右大臣家朝に仕ふ。右成の子内河次郎右忠、其の子次郎弼忠、秋田城介泰盛に屬し弘安七年北條氏の討手と戰て討死す。其の子八郎弼家、當時參河國太陽寺庄に在りしが變を聞て遂に伯耆に遁る。弼家の子次郎右賴、右賴の妹長田小太郎行高に嫁して長年を産む。伯耆長年の母儀大方殿と云へる是右賴の子民部禪師長祐、其の弟兵衛三郎眞信、入道長年の執事なり。後尼となりて西教と號す。長祐の子新三郎眞員、元弘三年眞信の妹また長年に嫁して義高基長を産む。後尼となりて長祐の子新三郎眞員、元弘三年二條大宮に於て討死し、其の弟彦二郎右員、彌三郎右弘、延元年山門西坂本に於て討死す。眞信の二男彦四郎眞親、同年正月播磨書寫山に於て自害す。眞信彼の右員・右弘等と共に山門西坂本に於て討死の後嫡男縫殿允義員、三男彈正左衛門眞高、眞信の弟彦三郎右泰以下一族名和氏に隨て鎮西に下向す。義眞の三男石見守義治の女また名和泰興に嫁す。義治の弟兵庫允義法、天授四年九月二十九日肥後國國府に於て討死す。義法より四代式部少輔喜定の時名

和顯忠一旦八代を没落せしか寛正年間再び舊に復せし事は區へに喜定の力なりしとぞ。眞弓 大中臣助氏を祖とす。助氏の子眞弓太郎顯任、其の子大夫將監親顯、親顯の妹名和基長に嫁して顯長、顯興を産む。後尼となりて親顯の子彦次郎時顯、其の弟又二郎顯氏等を載す。日野 長門權守平義行、伯耆卷等に日野三郎とす。其の子又三郎義泰、其の弟五郎兵衛尉義重、其の子參河權守義賴等を載す。編者曰日野三郎義行は日野郡黒坂村に居りしと今に同地に其の傳へを存す。

杵築 五郎太郎出雲景年を祖とす。景年の子兵部大輔景春、其の子正五位下大夫將監國正は早世し景春の弟正五位下讃岐權守景國、其の子左京進直國、其の弟景興、高國、國兼等あり。

土屋 出雲權守千原宗行、其の子簡河三郎左衛門尉宗重、伯耆卷に土屋孫、其の弟五郎左衛門尉宗清、正平七年八幡に於て討死す。

進 三能紀六郎紀爲成を祖とす。爲成、内河氏の女、長年妻を娶りて爲基を生む。本國會見郡三能に住す。爲基、左京進となりて進六郎と號し、是より進を以て家號とす。爲基の子三郎兵衛尉爲信、其の子彦松丸某を載す。

○一族の家號又譜第郎黨の家號

大井 和名抄に美作國久米郡大井郷見え出雲國島根郡にも大井村あり。是等の地名に縁れる姓にや。

嘉悅

系譜に泰長の子高頼此の姓を稱せり越前守泰行名和顯興の時肥後國にて津奈木城を造り大和入道素心天文年間同國綱田城を守りし事見ゆ天正十二年薩摩勢肥前の龍造寺隆信を討て歸入道素心是を饗應す言へる事菊池軍記に載す。

布施

和名抄に因幡國高草郡出雲國仁多郡隱岐國海部郡美作國大庭郡等に布勢郷あり。

三谷

名和家の文書に安藝權守行氏に註す本國日野郡に三谷村あり。

美作

名和家の文書に隱岐權守行泰に註す。同書に備後守高則に註す系譜の奥書に頭殿侍所に見ゆ。

河北

同書に備後守高則に註す系譜の奥書に頭殿侍所に見ゆ。

大石

出雲國意宇郡に葦高江驛あり字或は出雲江に作る又名和庄に出雲江神社あり産土の社にて是に縁れる姓にや。

春日部

出雲國意宇郡に葦高江驛あり字或は出雲江に作る又名和庄に出雲江神社あり産土の社にて是に縁れる姓にや。

上神

本國久米郡に上神庄上神村あり和名抄にも出上神出羽守重光名和顯興の時肥後國にて佐敷城を守りし事見ゆ。

筑見

和名抄に出雲國島根郡千酌郷あり出雲風土記にも見ゆ筑見千酌字は異なれども彼の地に由縁ある姓にや。

江原

本國會見郡長田庄に江原村あり。

安長

因幡國高草郡に安長村あり。

種

本國八橋郡に種郷種村あり。

小鴨

今地名には聞えされも汗入郡處々に此の氏を稱するものあり。

荒松

今地名には聞えされも汗入郡處々に此の氏を稱するものあり。

蜂須賀

○名和氏に鎮西に隨ひし臣僚

南條

民諺記に南條は塩治高貞の二男伯耆守貞宗を始祖とす云へり其の家累世本國河村郡羽衣石の城主にて大永中に没落すいま名和氏に鎮西に隨へるは其の流異なるべし。

則元

高貞の二男を以て始祖とすは延元四年鎮西下向の年紀に合はす。

皆吉

河田

雲山

水内

岩田

賀茂

荒木

火置

用ヶ瀬

内田

市村

龜谷

滿竹

系譜の奥書に左衛門尉あり、いま因幡國邑美郡(岩美郡)に雲山村あり此の地によるか。

此の地名は本國及び處々に多し。

和名抄に伯耆國八橋郡(東伯郡)荒木郷あり、民謠記に此の郷名を載せず今亡たるにや。

和名抄に但馬國氣多郡、因幡國氣多郡、出雲國神門郡に日置郷あり。

因幡國智頭郡に用ヶ瀬驛あり。

八橋郡(東伯郡)由良郷に龜谷村あり。

蜂屋

染田

本郷

三輪

鳥屋

内河系譜に兵衛三郎眞信の姪本郷權三郎眞連あり

和名抄に因幡國邑美郡(岩美郡)美作國苫東郡大庭郡等に美和郷あり。

○汗入郡鞆戸村西伯郡に王身代と呼へる家あり、王字に就て家記あれ共例の俗説にして取るに足らず、王は大にて世俗豪富を指て大分限者と言ふに同じ義なる可し、此の家の先祖名和氏の聲にて同氏にしたかひしよし、氏殿權現縁起等に言へり、家傳は詳ならざる趣なれども彼の正嶋薫此の地に來りし時當家に藏する一劍を見しに長中心共四尺許に甚鏽ひたり、主人其の由來を知らず、薫これを熟視するに名和又太郎所持之の八字を刻す、云へり、希代の遺物なれば、さて今其の形を摺して遠近に傳ふ。また伯耆民謠記に河村郡穴鴨村に安田氏あり、先祖某名和氏の聲にて船上山行在より名和氏に隨ひ、其の三男長年、共に京都にて討死す、云へり、此の家今に存すれ共傳詳ならず。名和氏紀事

編者曰、銀戸王身代のこ船上山遺事にも詳しく記すれども、今は何等の記録を存せず(名和家文書)

伯耆守長年兄弟其外一家之名字少々注是

長田入道行高三男從四位
下但馬權守長義之名字也

同四男泰長之弟也

同五男左衛門尉助高名字也

同六男正五位下
安藝權守行氏之名字也

一大并 長年弟也

嘉悅

布施

三谷

同七男七郎入道氏高名字也

同八男從五位下大藏大夫
高重ノ名也

同十男隱岐權守行泰
之名字也

同十一男備後守
高則之名字也

一竹萬

美作

河南

河北

東

西

南

北

上神

谷合

鏡

春日部

行盛之四男行忠之名字也

筑見

本郷

葦高江

右之名字は因幡伯耆隱岐出雲但馬に住する長年兄弟或は親類之名字大方

村上伯耆守長年嫡孫從四位下村上伯耆守源顯興肥後國へ下向時同道七人

蜂須賀

南條

則元

皆吉

河田

雲山

水内

岩田

右七人從顯興代成家頼者也

伯耆家代々被官ノ事

賀茂 荒木 火置 用瀬

一家七人之衆之外宮仕

内田。市ヶ村。龜谷。滿竹。蜂屋。染田。

但總領一人右之衆宮仕也

寄一家之衆

内河。本江。三輪。鳥屋。土屋。進。杵築。

右七人之名字は伯耆先祖之縁者也後何も顯興の代より成家頼者也

第十章 名和氏の顯彰神社の創設と建碑

名和長年公の歿後地方人は如何に公の偉徳を景慕崇敬せしかを詳かにせず。雖も今名和神社の略縁起によるに承應明曆の頃汗入郡坪田村今西伯郡名和村大字坪田萬歲山長綱寺々畔の元名和氏の邸址と稱する地に初めて一小祠を建立し氏殿權現と稱し名和公を祀れり云ふ其の後延寶五年十月因伯の國守池田光仲の時臣大窪友尙國守に謀り東日吉坂の傍に一社殿を建築して前の氏殿權現を遷し祀れり是れ今の名和神社の攝社氏殿神社なり。此の後友尙同社の神像の甚だしく朽損せるを憂ひ親ら一軀の神像を刻して之れを納む現に名和神社寶物として藏せる甲冑を帶し弓矢を携へたる神像則ち是なり伯耆洲氏殿權現祠堂再興遺像記に曰く

(上略) 寛文初元辛丑之秋卑陋小臣友尙偶主郡吏務政治日到于其地歷覽有賀茂上下祇園山王出雲里大明神之靈祠及長者舊居長年遺趾俗曰又太皇居之松庭曰帝垂條敷葉千年之綠遮眼抽心吐操一株之梢怡顏就中有氏殿權現社傳言箇是名和伯耆守源長年朝臣之廟也於是招集村老野夫旁搜曲討極其濫觴物換星移更無一事之可證(中略)大哉憲々令德崇之神廟敬之靈祠亦宜矣渺茫往事一朝如夢零落小祠已爲空墟感激之餘欲營之今也敬言之因伯兩州太守羽林源光仲君壘舊領地以寄附之勵再興之志舊趾狹隘不足攻爲是故易地移之畝丘經營不日畢功視像矮少而太朽損仍十有五年後手親彫刻神容一軀令納舊像於新像腹内形摸既成安之堂中以祈國家昇平武運永久者哉神也辭世直到如今向三百五

十年遙想像聞其人品親彷彿見其嚴容後來與友尙有同志者則仰冀祭奠無懈祝々於是乎記

貞享三年龍輯丙寅孟春涓良

梅林老夫福住道祐源 書于浪華城西存心軒下

大窪友尙は是より以後此の祠廟の爲めに力を竭し名和氏の功績を顯彰せんことに努めしが其の後元祿三年國守池田綱清の命を受け公の祠を修め又水戸藩の儒臣森尙謙に請ふて碑文を撰はしめ建碑の事を企てしも果さず。

名和神君碑

寛政九年國守池田治道又建碑を企て儒臣箕浦德胤をして其の碑文を撰ばしめ其の後天保六年八月國守池田齊訓の代に至り坪田村の名和氏舊宅址と稱する地四畝二十九歩の地を拓き漸くにして建碑成れり名和神君之碑是なり。

國守池田治道は寛政十年壽三十一にして逝去せられ其の後齊邦齊稷を経て齊訓に至る其の間の建碑に關する事績詳ならず。

名和神君碑

張綱常於將墜揭名教於既微振乎百世之上而使百世之下凜然興起者我伯耆守名和君斯其人也邪君姓源氏名長年其先出自村上天皇之子具平親王世居伯耆國名和遂因爲族云君方元弘西狩之時一意勤王舍生取義惟子惟弟忠貞相勵險阻艱難又何所避是以能挫強陷堅而

奏請功回願日於中天定重鼎於正位乃爵拜從四位下守於伯耆與因幡實恢復之元勳爲一世之所許也夫天未欲安海內之民邪未幾姦臣誤國 王愷四起義師不競 車駕復蒙藥宮闈羅兵燹爲人臣者孰不切齒抑君之憤其必有不可言者焉乃屢與賊戰死傷亦多而猶以謂比賊迫 宸居尙方得無遺於服御乎載驅入九重過掖門而下馬涉焦礫鞠躬如嗟其在顛沛之際不苟失乎禮節如此矣顧其憂國之仁鎮物之勇亦容與世所謂大丈夫者同日而論哉追賊之復來犯君乃陪 駕據叡山還擊賊於京而自奮以没人或憐乎其死之無益於國也嗟死生亦大矣況其存亡關於時機者君無乃自重邪而其果毅之使不能以已者不亦天乎天既降非常之人而能成非常之功而又何奪之暴也詩云人之斯亡邦國殄瘁 王室之不振其亦是繇邪嗟自君之沒四百六十有餘年雖其嗣則絕乎民爲置祠春秋奉祀無敢懈焉今茲丁巳 藩君臨政於國考舊章興廢典有司奉 旨修君之祠建碑於其側遂 命臣德胤誌其事稽諸祀典日以死勤事則祀之以勞定國則祀之能捍大患則祀之君則兼之邪宜哉其廟食之不絕也古禮邦君祭因國之在其地而無主後者且夫旌德表善以誘民行者政之所先焉則我 藩君之舉抑亦有故哉謹此爲誌

右寬政九年冬十一月奉 先君之命撰之越翌年 先君捐館百事且息其碑未建 天保六年乙未 今君承 先君之志更 命有司立石其舊居之地勒以德胤向所誌者使貽之後昆永仰止焉因題數字於其後爾蓋自名和君沒之年 延元元年丙子至茲方五百年云

天保六年八月 因幡國 箕浦德胤謹撰

船上山碑

是が爲めに名和氏の事績は大に地方に喧傳せられ其の遺徳は賞揚せられぬ。其の後西伯郡逢坂村の富豪橋井富三郎茶田ミ又當時の事績を傳へんが爲めに法藏院主敬田等ミ謀り船上山に建碑のこゝを企て嘉永七年九月廣瀬旭莊の山陰に來遊せるを機とし翁に碑文を請ひ私財を投じ幾多の時を費やし安政四年六月に碑を建つ今の船上神社の傍にある碑是なり。

船上山之碑

伯耆國八橋郡船上山碑 豊後廣瀬謙撰并書篆額
伯之南高峯巒列尤東者曰船上山麓險頂夷多異木奇鳥東南懸崖千尋瀑布直下往古智積師者創寺于嶺以其名名焉至 元明帝時赤衣師者又立 智照權現祠焉按國史元弘三年閏二月後醍醐帝出隱岐幸伯耆名和港土人名和長年奉 車駕登船上山御于佛寺翌日賊來犯長年薰布作旗以張疑兵敵望畏之遂敗三月 帝親修金輪法以禱戰勝五月北條高時伏誅 帝發船上山入京師祠有舊記曰 後醍醐帝所御即智積寺所禱即 權現祠也 帝復祚後勅莊嚴祠堂賜邑若干當時僧坊六曰大乘曰乘圓曰龍藏曰大寶曰禪證曰日本乘天文中匪黨據山土人討之祠坊皆燬爾後屢興屢廢及寬永中 國守池田侯修祠時山上六寺既全亡唯一寺遷于山下改名法藏院乃命掌祠務賜田四石七斗八升七合焉近 本藩命立碑于長年宅址以獎忠義而船上山無聞於是法藏院主與土人橋井方胃等謀立碑夫北條氏雖暴執國命者九世而 帝在此地僅八十餘日元惡伏罪四海大定古來中興未聞如是速者雖由 帝之英毅諸將精忠然敵望僞旗而敗禱勝

而應誰謂非 神之冥祐乎自古名山能與雲降雨功在一方者皆得載祀典此山功在天下而閭閻不彰豈非缺典乎土人之立碑亦宜矣哉若長年之勳既詳國史其碑亦備矣故唯述山之靈 神之德作銘以刻石銘曰

船上之山 神佛所窟昔在元弘嘗駐 帝蹕賊衆來犯事發倉卒八公草木終護晉室金剛崔嵬凶旅式遏新田勃興熾賊巢穴中興諸邦功難優劣衆星羅天所尊在日群龍無首向背孰決克祐帝躬勳當第一作辭鏡碑以齊

神佛

安政四年歲在丁巳夏六月立碑

此の頃又藩に於ても氏殿權現祠畔に建碑の議再び起り彼の元祿三年に大窪友尙が水戸の儒臣森尙謙に請ふて撰文せしめたるものを求め正墻薫に命じて其の事に當らしむ正墻氏は安政五年九月御來屋に來りて其の役を督し漸くにして成る其の當時の様を船上山遺事に錄せり

名和公の碑建立すべき藩命を蒙り安政五年戊午の秋九月薫此地に來り其事を取扱ふ碑面は公の御自書にて故伯耆守名和君碑の八字隸書にて遊ばされたり碑陰の記は水戸の儒官森尙謙の作る所なり今其の由來を尋ぬるに是より先元祿年中當藩の大窪友尙氏殿の社を新規に今の地に移せし砌適ま水戸に於て攝州湊川に楠公の碑を建給ひ碑面をも黃門光圀

公御自筆に成されし際なれば幸に其例にならひ名和公の碑をも建立あるべしとて水戸の儒官森尙謙に依頼して碑文をも作らしめしことありき。そは楠公の碑陰記は明の朱舜水の贊語を以て碑銘に代へ其書は尙謙の筆と申す事なれば今此の碑文をも友尙其由緒によりて尙謙に請ひて成りしなり然るに其の後故ありて果さず其儘大窪氏に秘藏せり薫これを遺憾の事に思ひ嘗て吾公に言上したることありしが扱今度此命を蒙りしなりかくて同月十九日に御來屋の驛に來り富長屋といふ客舎にやどり碑石彫刻を命ず野方の佐々木長右衛門と申す者は産物方中野良助より差越せしが諸事の作廻しも氣のきゝたる者なれば建碑の事何くれと取扱はせ碑石も彼が鑿定にて久米郡倉吉の山名寺村向山といふ所より切出し形の如く成功に及べり四面磨き立宛も鏡の如く石質堅密潤澤最も美材なり扱石工彫刻の事彼是日數を経て略出來に及べり

(碑陰)

故伯耆守名和君碑陰記 水戸侯臣森尙謙撰並書

自古忠臣義士殉節善死者必建碑祭之且暮致敬使民有勇且知方歲時奉祀教士見危而致命彼張許善死於唐文謝殉節於宋皆享廟食非所以崇德設教乎故伯耆守名和公源朝臣諱長年者伯州名和莊人也丁於元弘之多難迎 後醍醐帝於船上山遂奉 乘輿恢復京師其忠義不耻古賢將竹帛所垂可以概見焉不幸而遇延元之變力戰沒于敵中嗚呼雖壞形骸於一時而傳名節

於百世凜然士氣誠可令懦夫知立志矣今名和莊氏殿神祠此其靈也近年 大守羽林池田公撰
地移祠墾田附之臣大窪友尚奉其事且竭力興造祠乃成像乃設是祭是饗其詳見千福住道祐所
錄友尚請尙謙爲記我水戸相公篤崇 南朝與名和公同志於千歲之後尙謙事其家豈敢辭乎
又從而繫之以辭曰

船上迎駕 佐命忠臣 大宮力戰 取義成仁 凌霜氣節 貫日精神 氏殿舊趾 威德惟新

元祿三年八月 日

安政五年五月 日

因幡伯耆國主從四位上行左近衛權少將源朝臣慶徳建

(碑側面記)

元祿中大窪友尚奉 命修君祠廟 請水藩儒臣森氏作碑文而其碑不果建森氏所親書者藏右
千大窪氏間寫以獻 公命有司建碑因隸識於其面使正墻薰摸大窪氏所藏者而題其陰又使元
勳記其事於其側固辭不得 命記之 臣二宮元勳再拜

此の碑は後に今の名和神社の境内に移轉せらる。

着船處碑

正墻氏は此の御來屋に滞在の折戸屋の口碑に基き元弘帝着船處碑を建つ、

正墻氏は其の當時名和氏の遺蹟を探り戸屋の傳説並に加茂神社氏殿權現長綱寺池田氏王
身代氏深田氏安養寺に於ける傳説を聞きて記録せり是れ船上山遺事なりされき傳説のみ

を書きしものなれば其の傳説も時代によりて相違せるものもありて直ちに信し難く大に
研究の餘地あるものあり而して御來屋の元弘帝御着船處碑も全く口碑によれるものにて
當時既に戸屋は何等の記録のなかりしこは文政五年刊行の田籥日記によりても明らか
なり。

(元弘帝着船處碑)

海風捲地賊氛屯誰取鯨舟奉至尊欲向水濱問往事一灣寒月落茅軒

帝自隱岐國潛幸御舟初達千伯之名和港此地有戸屋助右衛門者是其處也戸屋古稱塙相傳
帝所賜也

文政五年戊午冬十月

因幡正墻薰題並書

名和氏紀事

此の頃會見郡渡村に門脇重綾あり國學の大家なりしが萬延の頃藩の國學教授となり後京都
教部大亟 名和氏の事績の研究を企て正墻氏が建碑の事に當りし頃には既に其の著を大成せ
んさしつゝありしなり門脇氏は史料に基き傳説等を參酌し各地を跋涉し幾多の歲月を費や
し能く研讀を重ねて漸く文久二年に完成す是れ名和氏紀事なり茲に於てか名和氏の事績は
一層世に喧傳するに至れり而して當時の國守は池田慶徳公にして公は水戸權大納言齊昭の
五男にして入つて池田氏を繼ぎし人なれば其の尊王の精神は父祖以來の傳統を受けて強烈

なりしなるべく特に當時尊王攘夷の論盛にしてかゝる政治上の一大改革運動は愛國の至情
となり津々浦々の志士の心を動かしたる際にして南朝の忠臣は多く是等志士の理想的人物
として崇拜せられ精神上甚大の影響を受けし時なれば、まして因伯の膝元に其の當時の忠臣
として偉大の功績を立てられたる名和公あるを思へば地方憂國の士の名和公を崇拜讃仰せ
しことも又當然なりと云ふべし、随つて國守の建碑の舉となり名和氏紀事の出づる等其時代
精神の發露たるに外ならず、而して是が爲めに地方の士をして尊王の大義を知らしめたるに
多大の功果ありしことを疑はざるなり。

倉址の碑

文久二年三月汗入逢坂の富豪橋井茶田又名和氏の倉址を探究して碑を建つ元は名和神社
ありしを甚だしく損傷せしを以て近年孫
橋井富三郎改造神社の附近に移したり

名和氏倉址之碑

運粟五千兵氣雄、睡然呼起一陣風、港頭今日落霞色、想得當年焰々紅、

文久二年壬戌三月丁未 橋井泰収詩書並建

名和公畫像記

萬治元年浪華に寓居せる赤石逸藏と云へる篆刻師名和公の神像を寫し大和の森田節齋に
之れが記を請ひ印刷に附し之を兒島高德の像と對幅して世に頒布したり。

故伯耆守名和公畫像記

均是武夫也、生於漢土文明之邦、而有不讀書、嗜大義者、生於本邦、文運未開之時、而有讀書明於大

義者、以余所聞徵之、如梁王彥章、我故伯耆守名和公是也、彥章爲梁猛將、勇冠三軍、功蓋一世、然其
所事、逆賊朱溫之朝也、所爲、死逆賊之子孫也、事逆賊之朝、死逆賊之子孫、雖勇冠三軍、功蓋一世、亦
一逆賊耳、然彥章亦美質、使其讀書、乃能全節、唯其不讀書、所以不能全節也、清湯來賀、以彥章爲殺身
成不仁、可謂知言矣、名和公方元弘之時、與新田楠諸公、共扶正統之天子、討滅逆賊、遂成中興之業、及
天下再亂、以躬殉難、公忠義固出於天性、然其全節、亦有所由矣、美作真島郡雲南寺有公所手書宋
詩、余觀其摸本、雄勁高逸、頗有晉唐之風、公文采風流如此、蓋其平生讀書講義、理必矣、唯其讀書講
義、所以全節也、所謂殺身成仁者、公有焉、夫彥章嗜於大義、如彼其肖像、後人可不必記、而歐陽修
記之、累數百言、贅矣、公明於大義、如此、其遺像、後人宜記、而未有記之者、豈非千古之缺典乎、伯耆名
和庄神祠、公木像安焉、因幡人赤石必持影本、來請記、余々展觀之、軍裝嚴然、英風可想、顧非一代之
大手筆、不能記之、余非其人、而不敢辭、蓋欲方今之士、明大義、如公、且聊補其缺典也

元治元年甲子五月十日大和森田益撰

かくの如く名和公の遺徳を傳ふべき種々の企ありしが、又氏殿權現並に御來屋住吉神社の神
職たりし塚田某は里の諺と云へる小冊子を作りて名和氏の遺蹟、其の他の口碑を喧傳せり、元
より俗説多し、雖も當時の人心に影響せし、こゝ少ながらざりしものあり。

明治維新の後、地方有志、父公の偉徳を顯彰せん、こゝにつまめしが、明治六年、池田慶徳建言には
七年（す）に至り、氏殿權現は縣社に列せられ、氏殿神社と改稱せらる、爾後神社移轉の議起り、地

縣社に列せ
らる

方の信徒總代角田九郎、中川藤吾、神原利三郎、橋井富三郎、後半雲等の盡力により現今の社地を買入れ神社移轉の儀を官に請願せり、此の時に際し元の國守池田慶徳も朝廷に建言して氏殿神社を別格官幣社に列せられんことを請へり

池田公の建言

(太政類典第三編) 華族池田慶徳建言

恭ク惟ルニ聖上臨御以來最モ叡慮ヲ忠孝ニ留メ給ビ和氣藤原、楠、織田、豊臣、徳川諸公ヲ崇祀シ近年中興ノ諸功臣各贈位追祭ノ特恩ヲ賜ヒ下モ草莽一介ノ鄙賤ニ至ルマテ苟モ身ヲ王事ニ致セル者ハ皆招魂社ニ配食シ永ク春秋ノ祭祀ヲ享ケシム、是功德ヲ百代ニ旌表シ節義ヲ萬世ニ鼓陶シ給フ所ニシテ實ニ無前ノ盛典ト謂フ可シ、謹テ按スルニ故伯耆守名和長年朝臣元弘天皇ノ詔ヲ危殆倉皇ノ際ニ奉シ孤軍寡兵ヲ以テ義旗ヲ船上ニ擧ゲ能ク強賊ノ侵犯ヲ挫敗シ車駕ヲ奉シテ京師ニ還ヘス朝臣微リセハ楠新二公ノ功亦或ハ成ルヲ全クセスシテ建武ノ恢復ヲ見ル能ハサルモ未タ知ル可ラサル也不幸ニシテ高氏叛逆天下復々亂ル、ニ及ヒ奮戰難ニ殉シ一門闔族亦誓テ賊ト俱ニ天ヲ戴カス節ニ死スル者前後四十一人其精忠大節決シテ楠新二公ニ讓ラス誠ニ千載ノ龜鑑タリ、朝臣ノ祠廟伯耆國汗入郡坪田村ニ在リ慶徳カ舊封土ニ係ル蓋シ古ノ名和莊ニシテ其初遺民ノ私祭スル所ニ屬シ氏殿權現ト稱ス叢爾タル一叢祠典缺テ修メズ慶徳カ祖從四位綱清深ク朝臣ヲ欽仰シ祭菜ヲ給シテ其祀ヲ絶ヘサラシメ又文ヲ選ミ碑ヲ建テ遺跡ヲ後世ニ傳ヘンコトヲ謀ル而故アリ果サス

慶徳後ヲ承ルニ及テ其選文ヲ刻シテ之ヲ祠畔ニ建テ每祭幣帛ヲ奉シ遂ニ祠宇ヲ經營シ將ニ綱清ノ遺志ヲ成サントス而當時世事多故東西鞅掌事又果サス空ク遺憾ヲ今日ニ懷ク明治七年ニ至テ之ヲ縣社ニ列セラレ沈淪埋没スル者初メテ顯ル實ニ聖世恩光ノ照ラス所ニ因レリ而舊來ノ祠宇空林隘崖ノ中ニ有リ其規模一小村社ニ及カサルヲ以テ祠官之ヲ官ニ請テ社地轉換ノ允許ヲ蒙ル然レトモ一木一石ノ費之ヲ人民ノ寄附ニ待ツヲ以テ經始ノ目途今ニ至テ未タ立タス名ハ縣社ニ列スト雖トモ荒廢衰頽更ニ前日ニ加ル者アリト嗚呼朝臣ノ精忠大節ニシテ其生ヤ位從四位官伯耆守ニ止リ其没ヤ僅ニ縣社ニ列スルノミ又英靈ノ寄ル所ニシテ荒山ノ麓滄海ノ濱ニ廢頽セシム朝廷ノ朝臣ニ酬ユル未タ厚カラサルガ如シ豈聖上忠孝ヲ重ンスルノ意ナランヤ慶徳竊ニ以テ朝臣ノ不幸即チ明治ノ闕典トナス切ニ望ム速ニ特旨ヲ下シ朝臣ノ位階ヲ追贈シ更ニ之ヲ別格官幣社ニ擢テ廟食ノ光榮ヲ前ノ諸公ニ同フセシメ以テ旌表鼓陶ノ盛典ヲ完全シ給ハンコトヲ願クハ鄙衷ヲ以テ叡聞ニ達セラレ所司ノ僉議ヲ經テ採用ヲ蒙ラバ奚ソ營ニ慶徳ノ幸甚ノミナラムヤ頓首謹白

關月日

明治十一年一月十日

此の建言書は儒臣佐善元立(修造)(西伯郡境町に生る)の起草せしものならん云ふ

別格官幣社

に昇格

是に於てか明治十一年一月遂に別格官幣社に列せられ社名を名和神社と改稱せらる。

(太政類典第三編)

明治十一年一月十日島根縣へ達

合祀の祭神

名和神社 伯耆國汗入郡名和村鎮座
 氏殿神社祭神名和長年
 右之通社號改定別格官幣社ニ被列候條此旨相達候事、
 但長重以下殉難戰没ノ將士配祀可致事

(合祀の諸神ニ御祭神ニの關係) 名和神社縁記に據る

名和	長重	祭神の惣	祭神の二弟小三郎
同	義高	同 嫡男	長義の二男
全	高光	全 三弟	祭神の二弟小三郎
全	泰長	全 四弟	長義の嫡男
全	行泰	全 九弟	祭神の四弟鬼五郎
全	義重	全	助高の二男
全	高通	全	全上助高の三男
全	高政	全	祭神の五弟六郎左衛門尉
全	長氏	全	行氏ノ三男
全	貞氏	全	全上行氏の四男
全	高長	全	祭神の七弟八郎左衛門尉
			高重の二男

全	高年	全	甥	祭神の十弟與一左衛門尉
全	行重	全	從弟	祭神の叔父長村の男
全	秀村	全	上	全上長村ノ二男
全	五郎兵衛尉	全	上	全上長村ノ三男
全	重村	全	上	惟村ノ嫡男
全	興村	全	上	全上惟村ノ二男
全	信貞	全	上	全上惟村ノ三男
全	廣貞	全	從弟	祭神ノ叔父小三郎入道
全	廣次	全	上	祭神ノ叔父行貞ノ男
全	助貞	全	上	祭神ノ叔父行貞ノ男
全	助重	全	上	祭神ノ叔父行貞ノ男
全	長信	全	上	祭神ノ叔父行貞ノ男
全	高直	全	上	祭神ノ叔父行貞ノ男
				全上行貞ノ五男歟
				全上行貞ノ二男
				長貞ノ嫡男
				全上行貞ノ三男
				行直ノ嫡男

全	行實	全	上	祭神ノ叔父筑見四郎行忠ノ嫡男
全	助國	全	上	祭神ノ叔父彌五郎高助ノ嫡男
全	高國	全	上	祭神ノ叔父高助ノ男
内河	眞信	外	戚	祭神母方ノ從弟
全	眞親	全	上	祭神ノ從弟眞信ノ二男
全	眞員	全	上	祭神ノ從弟長祐ノ嫡男
全	右眞	全	上	全上長祐ノ二男
全	右弘	全	上	全上長祐ノ三男
全	義法	全	上	祭神ノ從弟眞信ノ男
全	右景	全	上	義眞ノ四男
全	武景	全	上	祭神ノ從弟右泰ノ二男
全	國時	全	上	右有ノ二男
河迫	義元	家	臣	内河系譜ニ脱ス不詳延元三年五月廿二日義高一所ニ討死
				全上不詳延元元年六月晦日祭神一所ニ討死
				祭神一所ニ討死

社殿の改築

全	忠頼	全	上	全	上
荒松	忠成	全	上	義高一所ニ討死	
香原	林元親	全	上	祭神一所ニ討死	
小鴨	幸清	全	上	全	上
土屋	宗清	全	上	正平七年四月八日八幡ニテ討死	

計四十二神人池田慶徳建言に四十一人は誤なるべし

明治十一年三月二十日鳥根縣令正六位境二郎を勅使ミして御昇格奉告の祭典を執行せらる。同十四年より巽に信徒等の寄附せし地を拓きて社殿を新築せらる。事になり同十六年に至りて竣功新たに神靈代鐵鏡を鑄造せられ同年三月廿一日式部四等屬藏田秋輔同等外一等出仕松田貞之神靈代を護衛して鳥取に着同二十一日式部官神靈代を縣廳に奉送し縣令之れを受けて假りに同正廳に奉安し同四月七日縣廳を發し九日御來屋に着翌十日鳥取縣少書記官正七位本部泰神靈代を奉送し社頭に着し勅使鳥取縣令從五位勳四等山田信道參向して御靈遷の式及祭典を行ひたり之れ則ち今の別格官幣社名和神社なり。

御贈位

同年八月六日付にて名和公に從三位を贈らせ給ふによりて九月二日勅使鳥取縣少書記官正七位本部泰參向策命を宣らしめ御位記を社殿に納めしめ給ふ。

(公 錄) 明治 六年宣旨案

故從四位下源朝臣長年

贈從三位

右八月六日付

大宮の碑

明治十九年一月京都市舊大宮下ル一條に名和公遺蹟碑を建つ公の戦死の所を考定せるものか

(碑の表面)

贈正三位名和公遺蹟碑

大政大臣公爵三條實美書

(同 裏)

明治十九年一月建

碑面に正三位とあれど實は從三位の誤なるべし

名和氏の精忠大節實に千載の龜鑑たるべし世人の公を讃仰崇拜し其の偉勳を顯彰せんこと
に努むるもの又偶然に非ざるなり。

近年我鳥取縣教育會が名和神社の社頭に注連柱を建設し今又船上山に行宮之碑を建つるも
の一は元弘帝の遺跡を後昆に傳へ一は名和氏の偉勳を永遠に旌表し大に忠君愛國の志氣を
鼓吹し國家教育に資せんことするに外ならざるなり。

源盛の碑

附 記

大山寺境内に信濃坊源盛碑あり源盛は長年公の弟にして大山寺の僧となりしもの本文兄
長年を助けて王事に勤む明治二十四年建碑し其の遺徳を旌表す。

贈大僧正源盛之碑

予上伯州大山宿金剛院院主常辨僧都謂予曰此地嘗有信濃坊源盛者大勤于王事朝廷亦追賞
其功愚將碑傳之於不朽請君銘之固請不已乃諾源盛姓名和氏長年弟也少爲大山寺僧稱信濃
坊源盛後醍醐帝竊出隱岐也源盛率同宿十數人與兄長年等奉之於船上山更集山門衆徒援勤
王軍以功叙法眼遂從中將源忠顯攻六波羅無幾車駕入京源盛與有力焉延元之亂與族顯長等
從懷良親王赴鎮西軍竟寂於肥後八代明治維新朝廷大賞古今勤王之士寺僧乃具狀以聞其二
十二年特賜祭糝料壹百圓天台座主亦尋贈大僧正法印和尚位嗚呼源盛死五百有餘年於茲
而有今日源盛亦可以嘆也矣銘曰

身出桑門 心思王事 乃助家兄 善成其志 大山之陰 水清樹繁 茲建豐碑 永慰英魂

陸軍大將大勳位熾仁親王篆額

從四位勳五等文學博士 末松謙澄 撰文

從五位勳四等大藏朝臣 秋月新太郎 書

明治二十四年辛卯七月十九日

第十一章

參考書目

本書編纂に方りて參考せるものなり

- 花園帝宸記
- 神田本太平記
- 關城書裏書元弘日記裏書
- 本朝皇胤紹運錄
- 皇年代略記
- 保曆間記
- 異本伯耆卷
- 阿蘇惟澄申狀
- 千家々文書
- 鞍馬寺文書
- 近江國番場宿蓮華寺過去帳
- 神明鏡
- 太平記大全
- 隱洲視聽合記
- 光嚴帝宸記
- 梅松論
- 新葉和歌集
- 博多日記
- 將軍執權次第
- 書寫山行幸記
- 赤松記
- 公卿補任
- 鰐淵寺文書
- 熊野神社文書
- 櫻雲記
- 太平記理盡抄
- 太平記圖經
- 懷橘談
- 參考太平記
- 增鏡
- 神皇正統記
- 光明寺殘篇
- 難太平記
- 伯耆之卷
- 舟上記(舟上錄)
- 歷代皇記
- 日御崎神社文書
- 近江寺文書
- 南方紀傳
- 太平記綱目
- 逢坂八幡神社文書
- 因幡誌

- 伯陽六社みちの記
- 華押藪
- 伯耆民談記
- 甲子夜話
- 羽衣石南條記
- 雲萍雜誌
- 田籥日記
- 里の諺(二種あり)
- 大日本史料
- 大日本地名辭書
- 寶劍攻證
- 船上山遺事
- 名和神社事續明細帳
- 南朝五十七年史
- 裏日本
- 名和系圖
- 池田氏系圖
- 南朝太平記
- 伯耆民談記
- 船上山根元記
- 陰德太平記
- 玉石雜誌
- 伯耆志
- 元弘行在考
- 南山史
- 小田井縣神社舊事錄
- 大山雜考
- 東伯郡誌
- 雲昭餘光
- 楠氏研究
- 南北朝時代史(田中義成博士著)
- 村上源氏那波系圖
- 氏殿權現祠堂再興遺像記
- 大日本史
- 梧窓漫筆
- 智積寺文書
- 汗人郡萬覺帳
- 伯耆村名改牒
- 名和氏紀事
- 出雲私史
- 日本地理志料
- 氏殿權現山來
- 關路通
- 名和神社略緣記
- 南北朝時代史(久米邦武博士著)
- 新田氏研究
- 日本歷史地理研究
- 新撰事蹟通考
- 國民の日本史

大正十五年八月十四日印刷
大正十五年八月二十日發行

定價金四圓

發行所 鳥取縣教育會

代表者 松本時太郎

印刷者 村上吉藏

鳥取市吉方村八一七番地

印刷所 オーロラ印刷社

鳥取市吉方村八一七番地



554

71

終